

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 28 年 9 月 3 0 日招集
第 3 2 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	2
議事日程	4
開会及び会議宣言	6
会議録署名議員の指名（岡田もとみ君・佐藤雅子君）	6
会期の決定	6
一般質問	6
☆ 那 須 茂一郎 君	17
1 新焼却炉について	
(1) 焼却の問題について伺う	
(2) 計画予算について伺う	
(3) 地域住民の合意について伺う	
(4) 覚書について伺う	
(5) ごみは燃やさないで処理はできないか	
☆ 菊 地 善 孝 君	17
1 覚書履行と新一関清掃センター建設予定地として藤ノ沢を調査することの整合性について	
(1) 不履行の契約をしたものをほごにする行為は、地域住民に対する挑戦と解されるが、合意できる根拠は何か	
(2) 真滝6区の住民の大方の合意に基づく要望として理解しているか否か	
2 新一関清掃センター操業に係る公害防止協定締結について	
(1) 新施設稼動には地元との公害防止協定が必要と考える 当然締結すると解して良いか	
(2) 協定の相手方は地縁法人とすべきが至当と考えるがどうか	
3 覚書不履行による訴訟に対する覚悟について	
(1) ここまで大方の住民意向、運動、覚書に反する行動をする以上、訴訟も覚悟している のではないか	
(2) 応訴し、勝利できる自信はどこから出てくるのか	
4 一関清掃センター建設は岩手県行政に学んで民主的に行うべきではないか	
(1) 県行政は、産業廃棄物処理施設の江刺クリーンセンターから、八幡平市に新施設をオープンする この経過に学ぶべきではないか	
(2) 県行政は、家畜の保冷保管施設を金ヶ崎町設置と発表した この経過に学ぶべきではないか	
☆ 岡 田 もとみ 君	17
1 新焼却施設について	
(1) 新焼却炉の処理方式の検討結果について、それぞれの施設のメリット・デメリットを	

伺う

(2) 新焼却炉の1日当たりの処理量を120トンくらいとする施設建設について、どのような検討をしたのか

2 焼却施設等の新たな候補地の対応について

5月に開催した住民説明会后、狐禅寺字藤ノ沢を建設候補地とする要望書が提出されたが、該当地域住民はもとより市民に対してこれまで以上に丁寧な説明と対応が求められているのではないか

3 介護保険制度について

(1) 「要支援1・2」と「要介護1・2」が保険給付からはずされた場合の影響について伺う

(2) 総合事業の実施に向けての平成28年度の取り組みの状況と今後の課題・対策について伺う

☆ 菅 野 恒 信 君17

1 高齢者介護施設の拡充について

(1) 今後の介護施設の拡充計画を伺う

(2) 法人経営実態を把握し必要な支援を

(3) 介護保険制度を検証し国に要望を

2 ごみ収集の支援を求める市民への支援について

先進地に学び、障がい者・高齢者を大事にするまちづくりを

3 ごみ処理施設（焼却場）の緊急時対応について

(1) ごみ処理施設の故障・改修の実態は

(2) 緊急を要する事態への対応は

認 第1号 平成27年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について.....53

認 第2号 平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について.....53

議案第13号 平成28年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）.....77

議案第14号 平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）.....77

第 32 回 定 例 会 日 程 表

平成28年 9 月 30 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	9 月 30 日	金	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 1 号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	9 月 30 日	認 定
認 第 2 号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9 月 30 日	認 定
議案第 13号	平成28年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	9 月 30 日	原案可決
議案第 14号	平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	9 月 30 日	原案可決

受理した議案

- 認 第 1 号 平成27年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 2 号 平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 平成28年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第14号 平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	認 第 1 号	平成27年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	認 第 2 号	平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	議案第 13号	平成28年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第 14号	平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成28年 9 月 30 日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成28年 9 月 16 日
告示番号 第23号
招集日時 平成28年 9 月 30 日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（17名）

1 番 真 箆 光 幸 君	2 番 岡 田 もとみ 君	3 番 勝 浦 伸 行 君
4 番 岩 渕 優 君	5 番 菊 地 善 孝 君	7 番 千 葉 満 君
8 番 那 須 茂一郎 君	9 番 岩 渕 一 司 君	1 0 番 金 野 盛 志 君
1 1 番 佐々木 清 志 君	1 2 番 小野寺 道 雄 君	1 3 番 岩 渕 善 朗 君
1 4 番 橋 本 周 一 君	1 5 番 佐 藤 雅 子 君	1 6 番 菅 野 恒 信 君
1 7 番 升 沢 博 子 君	1 8 番 武 田 ユキ子 君	

欠席議員（1名）

6 番 槻 山 隆 君

職務のため出席した職員

議会事務局長	苫米地 吉 見	議会事務局次長	橋 本 雅 郎
議会事務局長補佐	細 川 了 子		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	田 代 善 久 君	副管理者	長 田 仁 君
広域行政組合事務局長	金 野 富 雄 君	介護保険担当参事	鈴 木 淳 君
環境衛生担当参事	佐 藤 福 君	広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課	尾 形 秀 治 君
広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君	広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君
介護福祉主幹	高 橋 和 夫 君	環境衛生主幹	菅 原 克 義 君
会計管理者	千 葉 隆 君	監査委員	沼 倉 弘 治 君
監査委員事務局長	藤 倉 明 美 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第32回広域行政組合議会定例会

平成28年 9 月 30 日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（武田ユキ子君） ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達しておりますので、平成28年 9 月 16 日一関地区広域行政組合告示第23号をもって招集の、第32回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

槻山隆君から本日の会議に欠席の旨届出がありました。

この際、諸般のご報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案 4 件です。

次に、那須茂一郎君ほか 3 名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、菊地善孝君ほか 5 名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、沼倉監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 6 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（武田ユキ子君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議 長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を 2 名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

2 番 岡 田 もとみ 君

15 番 佐 藤 雅 子 君

を指名します。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定しました。

議 長（武田ユキ子君） 日程第 3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第 1 回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭にお願いします。

一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、ご留意願います。

那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は、一問一答方式です。

8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） おはようございます。

8 番、那須茂一郎です。

新焼却炉建設について質問してまいります。

狐禅寺地区に計画していた新焼却炉建設予定地の地権者の要望書が可決され、その調査のための予算が可決、執行されようとしています。

しかし、それに対しては多くの問題点があり、そういう方向は考え直さなくてはならないのではないのでしょうか。

まず、第一に、安全・安心の問題です。説明会の会場等で常にこの言葉が出てきます。本当にごみの焼却は安全なのでしょう。地区で賛成する人たちも、説明会の会場等で見受けられましたが、当局が安全だと言うから安全だと思うのではないのでしょうか。大量に燃やすごみの煙は本当に安全なものなのでしょうか。

放射性物質、セシウムは不検出だから安全、でも、検査方法が適切でなく、把握されきれていないといわれていますし、ダイオキシンは単位当たりの検出量は少なくとも、排出される煙の量、ごみ1トン当たり煙は1万立方メートルになると言われていますことを考えますと、排出される総量は相当なものになるのではないのでしょうか。

そのほかに、検査されない物質が結構あります。

例えば、塩素化芳香族炭化水素のポリ塩化フェノール、塩化ベンゼン、塩化ナフタレン、多環芳香族炭化水素、全有機性炭素、脂肪族有機塩素化合物、臭素系ダイオキシン類、ニトロ多環芳香族炭化水素、ヒ素、クロム、ニッケル、アンチモン、カドミウム、鉛等の有害な重金属、これらがダイオキシン類の数十倍から千倍、10万倍、100万倍存在されると言われています。

それらの毒性は、発がん性はもとより、肝臓、腎臓障害、生殖毒性、胎児毒性、神経性毒性とごみを焼却することによりこれらが発生するということです。

周辺の住民は、少なくとも五十数年もこれらの影響を受け、新焼却炉をつくれば、また何十年も影響を受けるということではないのでしょうか。

問題は、これらを住民説明会において、住民にこういうものが煙からたくさん出ますと説明なさったのでしょうか。

安全・安心な新焼却炉をつくると言われていますが、このような事実をきちんと住民の皆さんにお話しすれば、知らないでまた当局の安全・安心の言葉を信じて、賛同なさっている住民の方も考えを改めるのではないのでしょうか。

次に、新焼却炉建設に向けての予算はいかほどでしょうか。

85億円から90億円という話もあり、また、余熱発電、メタン発酵発電となると、そして、炉の形式によっても価格も違いますから、今想定されている概算でよろしいので、お願いできますか。

次に、要望書が出され、その調査がされようとしています、建設に賛成の方と反対の方がいらっしゃるこういう中で適否かどうかの調査はできるのでしょうか。

地積測量をする場合、境界が隣接する土地を測量する場合、双方から承諾書が必要ではないのでしょうか。賛成なさる方だけの土地なら問題はないと思いますが、反対の方の土地と隣接していたなら、承諾書がいただけない場合はどうなるのでしょうか。提供する用意がある方が考え直して撤回されたならどうするのでしょうか。地元から要望書が出されたものの、反対の方たちを考えず地元合意がない中、混乱を引き起こすだけではありませんか。

また、次の覚書の問題もあります。

覚書とは、普通、契約書に近いと言われています。そして、主たる義務だけ書かれています。

狐禅寺地区との覚書をよく見ますと、1項に「一関地方衛生組合のごみ焼却施設は、狐禅寺地区に建設しないことといたします。」と明記されています。

今、どんな理屈をつけようと、明らかに当局の義務違反ではないでしょうか。

管理者、市長は、どんなことをしても突破して建設しようと意気込んでおられるでしょうが、後続く職員は錦の御旗がない中、意気込みが続かないと思いますが、どうでしょうか。

このまま建設に向けての予算執行が続けば、住民監査請求、行政訴訟が想定されます。それも、対策協議会の代表者でなくても、狐禅寺地区の住民ならだれでも、そして地区の住民でなくても、一関市民ならだれでも、覚書のとおり、狐禅寺地区に焼却炉をつくるなど住民訴訟が出てくる可能性があるのではないのでしょうか。そのような混乱が想定されますが、いかがでしょうか。

ごみ処理に反対しているわけではありません。

一関市議会で何度も述べているように、燃やさないでも十分処理できるとも思われます。そのようにしている自治体も数多くあります。そのように指導するコンサルタント会社もあります。

焼却しないことによる環境汚染も少ないし、資源の活用により産業を創出でき、より多くの雇用をふやすことができますと思います。

ただ、生ごみのメタン発酵だけはしないほうが良いのではないかと思います。設備に対する費用対効果や焼却灰の処理等、課題が多いと思われます。これらに対しては、機会があればまた質問してまいりたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物の焼却についてのお尋ねがございました。

法律で規制している以外の有毒ガスが発生しているのではないかとありますが、当組合は、法令で定められている排出基準、これにより施設の運営等をしているところでございまして、ごみを燃やすことによって、法律で規制しているもの以外の有害ガスが発生しているという情報についてどう考えるかというお尋ねでありますけれども、そのような事実があるのであれば、それは国がしっかりとの方針をすべきであろうし、私は、当組合としては、現在の法令で定められている基準によって運営しているということを申し上げておきます。

具体的には、煤じん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、それからダイオキシン類、これらの排出に関して、焼却炉の建設年次や火格子面積、あるいは焼却能力によって、それぞれ基準値が定められているところでございます。

一関清掃センター及び大東清掃センターの計量結果については、組合のホームページ等において公表しておりますが、基準値を大幅に下回っており、安全な処理ができていると、そのように認識しているところでございます。

次に、新施設の建設費についてのお尋ねがございました。

余熱活用施設、環境学習施設、グラウンドゴルフ場、こども広場、最終処分場、道路なども合わせて見込んで、総額で140億円から160億円と想定しているところでございます。

この事業費については、狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員の皆様を初め、真滝2区から6

区までの住民説明会、そして本年7月8日付文書で狐禅寺地区の全世帯にお知らせをしたところでございます。

次に、建設候補地として選定要望のあった土地の調査に対する住民の理解ということでのお尋ねでございました。

今回の調査は、本年の6月21日に狐禅寺地区住民の方々から、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、余熱活用施設などの建設候補地の選定についての要望書が一関市、平泉町、そして一関地区広域行政組合に提出されたことに伴って行うものでございます。

次に、狐禅寺地区生活環境対策協議会との間で締結されております覚書についてでございます。

この覚書については、これまでも私の考えを、機会をとらえて、さまざまな形で申し上げてまいりました。改めて申し上げたいと思います。

私は、市長になってから、前任者から引き継ぎを受けた中で、この覚書をしっかり読み直させていただきました。そして、この覚書を締結するに至った経緯というものが、狐禅寺地区の皆様への思いのこもった形になっているものというふうに理解をしているところであります。

このことを前提に申し上げますけれども、覚書には、狐禅寺地区には焼却施設は設置しないということが書いてあるわけでございます。これに対して、私が今提案をさせていただいているのは、狐禅寺地区に今までとは全く視点の違う新しい形での施設をつくって、エネルギー再生という観点から多くの人々がそこに集まることにより交流が生まれ、しかも、教育研修機能を備えた全く新しい形のもの、むしろ、ごみではなく資源になると、そのような観点からの施設、そういう新しい視点のものをつくっていきたいという思いがあって、地域振興の観点から、資源循環型ということも含めて新しい提案をさせていただいたところでございます。

提案をさせていただく以上、どうしても覚書の存在というのは重く受けとめなければなりません。これを、覚書を破棄するとか、ほごにするとか、そういうつもりは全くございません。覚書の存在というものをしっかりと受けとめた上で、新たな提案をさせていただいたというものでございます。

この考え方に基づいて、提案をさせていただいたエネルギー再生センターとでも申しましょうか、そういうものについて、地域の皆さんと話し合いをしながら固めていければいいというふうに思っているわけでございます。

一関市は合併して東西80キロにも及ぶ広い地域になりました。そういう中で、まさに狐禅寺地区というものが非常に重要な位置にあるわけでございます。中心地からの距離を見ても、交通アクセスの面から見ても、さまざまな面から見て、非常にこれから一関が誇りにできる、そういうまちづくりをやっているとすれば、一関の中でそちらにもこちらにもというふうに適地があるわけではございません。

私は市長になって以来、常々考えていた資源循環というものを展開できる地域、これは私は狐禅寺地区だったらできるのではないかという思いもありまして、新しいまちづくりを提案させていただいているところでございます。

ところが、そこには覚書の存在というものがございまして、私はこれを十分に認識しながら、これまでの経緯、つまり狐禅寺地区の振興のためにこれまで行政がどれだけのことをやってきたかということをいろいろ振り返ってみますと、とてもとても十分なフォローがされているとはいえない。このことが地域の方々から見れば、いわゆる迷惑施設だけを押しつけられて、全くいいことがないという思いだと感じているということも十分理解できます。

ですから、私は、今までのことは行政の地域振興に対する配慮というものの評価は極めて低い評価しかいただけないと思うのですが、これからの地域振興というものを、これまでの何十年の分も含めてフォローをしていかなければならないというふうに思っているわけでございます。

そのためには、どのようなものが考えられるかという、私は、やはりこれからの一関の中心的な施策になる資源循環システムということを大きなテーマとして位置づけ、我が国の中でも誇りを持って自慢のできるようなまちづくりというものをやっていきたいと思っているところでございます。そういうまちづくりをぜひ展開させてほしいという思いで、新しい提案をさせていただいたということでございます。

覚書については、今までの経緯を見ますと、これを軽々しく見られるはずがございません。

私は経緯を調べれば調べるほど、当時の方々はもちろん、今の皆さんも非常に辛い思いをなされた部分も理解できますし、いろいろ地域振興で要望した事項もあったのに、それが実行に移されていないというところもたくさんあったわけでございます。そういうところは、すぐにやらなければならないと、そういう思いがあって、私はみずから現地を歩かせていただいて、やれるところはすぐに予算で措置をいたしました。

これからも、やれるものはどんどんやっていきますけれども、新しい提案について、ぜひ地域の皆様方と一緒に話合いをさせていただければと思っております。そういう気持ちを込めて説明をさせていただいているところであり、これが非常に重く受けとめているという意味、そういうふうに受け取ってもらえれば大変ありがたいと思います。

私は、今後とも地域の皆様のご理解をいただけるような最大限の努力をしてまいりたいつもりでございますし、20年後、30年後に、狐禅寺地区だけでなく多くの皆さんから、良いものができた、やって良かったと言われるような、そういうものを必ず実現したい、そのような決意で臨んでいるところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 名前はエネルギー何とか、そして資源循環型と言われるのですけれども、しかし、ごみを毎日、計画によれば100トン以上燃やす計画に変わりはないわけですね。ここなのですよ、問題は。

それがなくて、今、管理者からお話があったように、いろいろな施設をつくっていくというのに対してはまた全然問題が別だと思うのですね。ごみを燃やすということに対してのやはり問題だと思うのです。

ですから、ごみを燃やすことによって、昔は煙が出なければ良かった、例えば黒い煙がない、それから、すすが飛んでこなければ良かったという話も私は先輩たちから聞いたことがあります。ここばかりではなくて、さまざまな焼却炉も聞いたことがありますから。

しかし、科学が発達すればするほど、さまざまな問題が出てきます。

セシウムの問題は、原発が事故を起こしてから数年の問題ですけれども、それ以前からいろいろな問題が煙の中に出ているのではないかということは住民から、狐禅寺ばかりではなくて、さまざまな焼却炉の周辺の住民からお話を聞いています。

それで、せめて次の世代は違うところにつくってもらえないかということを多くの住民は考えて、ずっと何十年も、大東のほうの清掃センターも、場所も3台目ですか、1台、2台、3台と続いているのですけれども、狐禅寺もその数十年燃やされ続けているわけですね。せめて別など

ころでお願いしたいということが当初の住民の皆さんの願いではないかなと私は思っていました。

ですから、このエネルギー循環型の施設とかそれは良い、それからいろいろな施設は良い、それはそれでつくっても、ごみの焼却施設だけは検討できないのか、もう一度お願いします。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 先ほども重金属のお話をいただいたわけでございます。

可燃物というふうなものは分別収集、あるいは分別の持ち込み分を焼却しておりますことから、可燃物の中には、先ほど議員がおっしゃるような有害な重金属が多量に含まれているというふうな認識はしていないところでございます。

また、焼却によりまして発生した焼却灰につきましては、最終処分場に安全に埋立て処分をするため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律がございますが、それに基づきまして、規制する重金属類やその規制値が定められてございます。

主灰、あるいはバグフィルター、あるいは電気集じん機で捕捉した飛灰の測定も行っているところでございます。具体的には、あるいは水銀、またその化合物、カドミウム、鉛、あるいは六価クロム、ヒ素、またその化合物、あるいはセレン、またその化合物、そういうふうな7つの物質の測定を行ってございます。

測定方法を簡単にお話し申し上げますと、主灰や飛灰を純水に溶かしまして、水に溶け出した重金属がどれくらいあるか分析器で測定するというふうなものでございます。

この測定結果は、いずれも基準値を大幅に下回っていることから、焼却した一般廃棄物の中には、有害な重金属類が多量に含まれているとは考えられないところでございます。

ただいまの質問にありましたような、先ほどお話がありましたような、焼却により有害物質が漏れているのではないかというふうな内容だったと思いますが、それは一般廃棄物の焼却施設のことなのか、あるいは産業廃棄物の焼却施設のことなのか、あるいはそれ以外の焼却施設なのかというふうなことは明確ではございませんでしたが、少なくとも一般廃棄物の焼却施設にありましては、ただいまお答え申し上げましたとおり、有害な重金属類が多量に含まれているというふうには考えていないところでございます。

また、先ほどの市長の答弁の繰り返しになりますけれども、そういうふうなものが、新たな規制対象物に関する情報が示されていないことでありますことから、そういうふうなことはないのだというふうに思っているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 正直言って、私も今の答弁者と同じように、当初はごみのいろいろな問題は知らなかったのですね。燃やして煙が出る程度、このにおい、何だろうなという程度しか知らなかったのですね。

しかし、おかげさまで、いろいろな形、市民団体や周りの職員の皆さん方やいろいろな方からお聞きするに当たって、こういうふうなものが出るのであれば、やはりますます問題があるというふうに私は考えるようになりました。

ですから、今、副管理者のお話があったように、それは出ていない、出ていない、問題ないと、国の基準と言われますけれども、全国でごみ弁連というふうな、弁護士がごみ問題でつくっている組織があるのですね。先日、その会議に伺ったところ、今お話があったように、さまざまな弊害をもたらす物質が出ているという報告がされました。

ですから、それは確かに国の規制にはなっていない、でも、実際には出ていると。問題はそう

ですね、市長の答弁にもありましたけれども、規制は規制としてある。しかし、それを隠したり、それから低量であっても出ているのに対して、これはだれが受けるのですか、その被害を。その住民でありませんか。

たまたま軽くて上空に行って、太平洋を越えて、よそに行っているのもあるかもしれません。それから、逆に言えば、中国のほうから硫酸雨になってきて、いろいろな問題があるのと同じように、結構空中ではいろんなことがあります。

しかし、近くの住民にとっては、気象の変動によって、すぐ近くに落ちる場合が出てくるのですね。これは科学的な関係もあって、遠くのほう、かなり遠くの人たちはその焼却の影響は少ないのですけれども、近くの人たちはずっと影響を受けているのですね。この影響を受けている部分をどう考えるかなのです。住民の健康のために。

こういうことを考えなければ、国の基準があるから大丈夫、大丈夫というふうな形、それから検査されない、それから国の規制がない、これがないかもしれないけれども、受ける部分が出ていたとき、受ける部分がどうなのか、仮に国の規制がなくても、今お話ししたようなことが市として検査することができますか。そこです。市として検査して、本当に出るかどうかということを見るということも大切ですよね。それは直接住民の健康に響くわけですよ。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ご案内のように、環境基準と申しますのは、やはり環境を保全をし、健康に害を及ぼさないような形で基準が定められているというふうに理解をしてございます。

また、今の世界の中で、やはり同じような一般廃棄物の焼却というふうなものが行われているわけでございます。これが、やはり世界中で大体似たような方式で焼却が行われているわけですが、そういうふうな中で、先ほどは国内のお話でしたが、やはり世界中でそういうふうな問題が起きているとすれば、いろいろな問題が世界中で話題になるのではないかとこのように思っているところでございます。

そういうふうなところもございまして、やはり国の中において、そういうふうな現在の環境基準、あるいは焼却の方法、そういうふうなものについての新たな考え方が国において示されていないということは、そういうふうなことが発生を予測されていないのではないかとこのように考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 先ほど、重金属についての答弁がありました。

今度つくる新焼却炉は、熔融型という話も聞いています。結果としてどれになるかわかりませんが、高温になればなるほど、大体1,400度から1,600度ぐらいという話ですね。そして、熔融炉方式の焼却炉を視察してみますと、金属がみんなどろどろに溶けてくるわけですね。そのとき、気化するわけですね。そういう問題です。

低温であれば、まだその気化はあっても少ないのですけれども、本当に溶けてしまって、金属、貴金属まで溶けてしまうと、そういうふうな高温の焼却炉があるわけです。そのとき、金属が気化すると、気化して燃焼ガスを冷やすのですけれども、冷やしきれない部分が結構多く出ているという話がされています。

大体どのぐらいのスピードかという話について何回かお話を聞いたことがあるのですが、それはお話になかったのですが、大体秒速10メートル以上の燃焼ガスが出るのではないかと、それは1,400度、1,000度以上のガスが、水をかけても瞬間的に200度にはならないと、200度にする

からと言うのですけれども、200度にならないと。それがやはり気化してバグフィルターを通り抜けて結構環境に出ていると言われているのですね。そこなのですよ。

それから、金属はそんなにないと言われますけれども、少ない金属、例えばアルミ箔のようなものに対しては瞬間的に燃えてしまうのですね。そのように、少なくとも温度が高ければ溶けていってしまうと、そういう問題があるわけです。そういうことを考えたことはありませんか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいま、焼却方式でガス化溶融施設というふうなものを前提にご質問いただいたところでございます。

ご案内のように、当組合では現在、焼却方式につきましては、どういうふうな方式を選択するかというふうなものは現在はまだ決定はしてございません。やはり、いろいろな情報を取り入れながら、最終的にどういうふうな焼却方式をしていくかというふうなものは検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） それから、健康についてという話がありましたけれども、実際に、仮にチェックしていて、健康をチェックして健康診断等という話も以前、説明会等でありましたけれども、健康を害してしまってからでは遅いのですね。実際には、健康を害しないような形で住民は生活していくということが一番大切なわけです。

健康を害しますと、いろいろな医療機関があって、それも進んでいますけれども、そうではなくて、健康を害しないような環境を提供する、そして、健康を害しないようにやっていくと、これが大切ではないでしょうか。

健康が悪くなったからどうという形、これは正直言って、日本の遅れている制度だと思うのですけれども、だれか健康を害して初めてこういう問題があったというふうに気づくのですけれども、多くの人たちはそれを懸念して、こういうものはだめなのだから何かという部分は言いますね。風邪を引いてからではなくて、風邪を引かないような注意ということはやっていますね。それを行政でもやるべきではないですか。その点はどうなのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいま健康について、やはり風邪を引く前に風邪を引かないような方法というふうなことだというふうに思います。

やはり、ご案内のように、かつて日本は公害列島といわれた時代もございました。それらを踏まえまして、現在の環境基準というふうなものが定められているというふうにとらえているところでございます。

現在、世界の中では、やはりそういうふうな環境に対して重要視していない国もありますけれども、日本という国は、そういうふうな環境というふうなものについては大変重要に受けとめ、いろいろなものについて先進的な考え方をしている国だというふうにとらえているところでございます。

そういうふうなものから言いまして、やはり環境に影響を及ぼす、あるいは健康に影響を及ぼす、そういうふうなものは、やはり事前に情報が入ってくる、あるいはそういうふうなものが、先ほど言いましたように、世界中でこの一般廃棄物の処理というのは行われているわけでございますので、グローバルな中でいろいろな対応がされていくものだというふうに思っておりますし、そういうふうなことが起きないような形で、情報をしっかりと国のほうでもとらえているも

のだというふうに思っているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 国の政策、国の基準と言われますけれども、ひとえに、例えば私たちの暮らしや食べ物に悪い部分は、国の基準が非常に遅れている問題がいっぱい聞かれています。初めていろいろな害があるから規制するというようなことが往々にして出てきます。

私たちがもっと若いころ、サッカリンやチクロの問題等ありました。それがいろいろな障害が出るということで、さんざん飲んだ後に規制がありました。

そのように、国の基準があるからと言いますけれども、それを信じて、確かに国も、今お話があったように、いいこともするかもしれません。しかし、このような焼却が進むということは、私は悪いことも片方ではやっているのではないかと思うのですね。

焼却炉が、ある文献を見ますと、外国のほうが非常に少なく、日本だけがその何倍もあるというふうに聞いています。

ドイツに行った子供たちが、環境の問題でごみはどうしていると聞いたら、ドイツではいろいろな形のリサイクル、再利用をなさっていると。日本ではと聞かれたら燃やすよという話をしたら、非常にもったいないですねという話をしたという話も聞いています。

それと同じように、日本では遅れている面はいっぱいあるのですね、環境やそういうふうな問題に対して。

そういうことをやはり認識して、一関は先駆けてそういうことをしないようにお願いしたいなと思っています。

そして、覚書に対してもう少しお尋ねします。

覚書に書かれているとおり、例えば行政訴訟が想定される部分があるのですけれども、そういう点は考えたことはありますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 訴訟が提起されるということは、今の段階では想定していないところでございます。したがって、仮定のお尋ねだと思いますので、答弁はちょっと控えさせていただきたい。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 先ほどお話ししたように、覚書というのは協定書と同じように、同等のものというふうに考えていますか。それとも、また別なように考えていますか。協定書、契約書ですね。すみません、契約書と同じようなものというふうに考えていますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 覚書につきましては、とらえ方にもよるのですが、私は、広義の意味での契約の一種というふうにとらえております。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 契約の一種、契約書ですね。契約書であれば、それを違反することは普通の状態ではできないのではないのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） その違反ということですが、一般論になります、答えは。私は、今の時点で違反とかどうのこうのという、先ほども申しましたが、ほごにするとか、そういう考えでやっているわけではございませんので、そういう違反というものが立証されればそれはまた別でしょうけれども、今のはそういうふうな答えです。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 違反が、つまり覚書に沿わない形にして、そして立証されるという話なのですけれども、立証される、されないという話なのですけれども、これは明確に、例えば覚書に沿わない、そう考えるべきではないですか。

覚書には、焼却施設をつくらないと、しかし、まだつくっていませんけれども、つくろうと思って一生懸命やっているわけですね、さまざまなことをですね。それ自体が、故意に、覚書がありながら、それを別な解釈に持ち寄って、実際に覚書そのものを解釈しないでやっていくということで、故意な形というふうに私は思いますけれども、どうなのでしょう。さまざまな今までのつくろうという行為が覚書を守らない故意的なことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私はそうは思ってございません。

先ほど、覚書についての私の考えを述べさせていただきました。あのおりでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 何度言ったら。

いろいろな名前はありました、ありましたけれども、ごみを燃やすと、この時点は変わらないのではないですか。

ごみを燃やすことに対して、例えばこの覚書を見ますと、仮設だろうと新焼却炉だろうと変わらないわけですね、ごみを燃やすことに対して。

そして管理者が答弁の中で言ったエネルギーセンターとか、いろいろな保養センターという部分はちょっとあったようですけれども、それはそれとして、ごみを燃やさなくてもそういうふうな部分はあるのだ、それであれば何もこういうふうな問題は出ないのです。ごみを燃やすからこそ、いろいろな問題が発生して、そして私もこうやってお尋ねしているのです。

ごみを燃やすことに変わりないですよ。もう一度お願いします。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

静粛に願います。

副管理者（田代善久君） 一般廃棄物の焼却につきましては、先ほど来ご答弁申し上げておりますように、やはり現在の施設の基準というふうなものと見ますと、先ほど議員がおっしゃるような、そういうふうな状態については、我々としては国のほうからはそういう情報を得ていないところでございますし、また、その他の情報についても、先ほどの議員のお話というふうなものがありましたけれども、先ほど申し上げましたように、一般廃棄物の処理というふうなものは、ドイツの例はございましたが、やはり分別というふうなものはやっていくことは大変重要でありますし、また、我々も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そういうふうないろいろな規制をかけながら、現在、処理が行われているところでございますし、今後ともそういうふうな規制を十分クリアできるような、あるいは大きく下回るような形で環境を守っていけるような、そんなふうな施設にまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 分別していくと、今もかなり、地区なり町内会によっては分別はしっかりしていますけれども、その分別の延長線上が、ごみを燃やさないでも大丈夫だということまでいくのですね。

それが、一関市議会で答弁があったように、20年、30年かかればそうなりますというようなことではなくて、やはり数年でみんな頑張っています、本当に。いろいろな情報を聞きますと、そういうふう燃やさない方向というふうな点はいろいろな研究をして頑張っていていくのですね。

ですから、そういう方向が現実にあるわけです、見本として。そのように指導なさっているコンサルタント会社もあります。そして、それらからきちんと指導いただければ、何もこういう形でやらなくても大丈夫だと思うのですね。

そして、管理者が言われましたように、エネルギーセンターの名のもとに回収した、例えばバイオマス等の残材を利用して、そして温泉とかプールをつくることも可能なわけですね。施設をつくることも可能なわけです。そこなのですね。

今、副管理者が言ったように、分別をすると、この分別を強化すればいいわけです。これは当局でなくて、確かに市民の協力もあってやっています。

ある町では二十何種類まで分別してやっていて、それなりに燃やさないで全部成功しているという話もされています。

ですから、今現在やっているものをもっと強化して、そして、指導があつて協力し合つてやっていくと、そうすれば何もこういう問題が出てこないわけです。そして、近いうちに焼却をしなくても一関市ではやっていけるし、そうすれば、2番目に答弁あったように、何十億円という焼却炉をつくらなくてもいいわけです。ここなのです。その点はどうなのでしょう。

今現在の焼却炉があるうちに分別を強化して、燃やさない方向に基点をつくると。それが覚書を重く受けとめるというふうなことの答弁ではないのでしょうか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 傍聴人は静粛に願います。

何度もご注意申し上げて従っていただかない場合は退席を命じます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいま、分別をどんどん、どんどん進めていけば、焼却しなくても済むのではないかというふうなご質問だったと思います。

やはり、ただいまの一般廃棄物の焼却によらない処理についてのお話につきましては、我々としても、どういうふうな形でやっていけばいいかというふうなことは常々考えているところでございますし、また、今のお話はしっかりと受けとめさせていただきたいというふうに思います。

ただ、やはり一般廃棄物の中には、衛生上の観点から焼却処理が望ましいもの、それから災害時などに大量の廃棄物が発生する場合がございます。現在、岩手県の中でも、台風10号の被害によって、そういうふうなことが課題になっているところでございますが、やはり現時点では、焼却処理は全く行わないということは、いろいろな住民の方々の生活に大きな支障を来しますことから、行政としては責任ある現実的な対応ではないというふうに思っているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 今、災害の発生についての話がありましたけれども、災害の発生を想定して焼却炉をつくるのですか。違いますよね。焼却炉は通常のごみの発生に対して対応するように焼却炉をつくっていると思うのです。災害の発生は発生として、産廃という形で県や国がつくっている施設に対してお願いしなければならないし、それから、どうしても燃やさなければならないごみがあるときは、産廃の施設ということは上の段階の行政でなされているところがあります。そこは多少お金がかかっても、有料であっても対応せざるを得ないと思うのですね。今現在でさ

えも、一般ごみでさえもお金をかけてやっていますよね。ですから、そういう例外を規制してごみの焼却炉をつくって、常に災害がないときも含めて住民に、例えば煙の排ガスをずっと懸念させるということは、私はあってはならないことだと思うのですね。

それから、覚書についての行政訴訟の関係なのですけども、行政訴訟は、対応するその狐禅寺の住民、それはできると思うのですね。しかし、一関市長、管理者としてなっている部分があれば、一関市のその関係ですね。一関市民、平泉町民も含めてこの覚書を守ってもらいたい、つまり覚書に違反しないで予算執行をしてほしいという形をできると思うのですが、それは確認したいのですけれども、それは大丈夫ですね。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

田代副管理者（田代善久君） ただいまのご質問の趣旨が今一つ、ちょっと理解ができなかったわけですが、議員のご質問は、覚書というふうなことについては、これは守っていくべきなのだというふうな趣旨のお話だったと思います。

やはり、これにつきましては、先ほどから管理者がご答弁申し上げておりますとおり、やはり覚書という存在につきましては、我々としても重く受けとめているところでございます。

そういうふうな中にありまして、やはり現在の焼却施設が35年を迎えていること、それから最終処分場につきましても埋立て容量がひっ迫してきていること、そういうふうな対応をしていかななくてはならないというふうなことから、現在、狐禅寺の方々をお願いをしているところでございます。

そこで、やはり地域の振興を皆さんとともに考え、そして一緒に取り組んでいくことによって、やはり一関の中心地域としての発展を目指していこうというふうなことをお願いをしているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 一関地区の発展に対しては私も賛成です。

しかし、ごみを燃やしてもらう地区に対しては発展するかもしれません。しかし、燃やされる地区はやはり発展性ありますか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 燃やされない地域というふうなお話だと思いますが、やはり広域行政組合といたしましては、一般廃棄物の処理を担当しているわけですが、やはりその構成する一関市、あるいは平泉町にありましても、地域の振興、発展、それから、いろいろなやはり現在の課題であります人口減少、そういうふうなものに関しまして、あるいは子育て支援、そういうふうなものをどういうふうにやっていくかというふうなことは、それぞれの自治体で頑張って施策を打ち出しながら取り組んでいるところでございます。

いろいろな地域の全体の発展、あるいは地域に特化した発展、いろいろなものがございすけれども、いずれにありましても、自治体としての発展を目指していくというふうなことは、大きな意味ではそういうふうなことでありますし、地域の発展というふうなものもその中にございす。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 地域の発展と言われますけれども、ごみの焼却場周辺に新しく住みたいという人たちの希望は殺到するのでしょうか。何かの都合で住む人たちは出てくるとは思いますけれども、できれば、そういうふうな環境の悪いところは避けて将来住んでいきたいという人たちが私

は相当数占めるとは思いますけれども、わざわざそういう環境の悪いところを選んで、やはり住んでいくということは私はないと思うのですね。

ですから、そういうふうな発展に対しては、どうしたらそういう負担のない地域を救済していくか、そして、負担のないようにやっていくかと、それが行政のやはりとる道ではないかなと思うのです。

最後に、前の同僚議員の質問の中において、焼却炉を決定する、もしも決定できなかったときは、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、たしか、進退伺いを出すのか出さないのかという話があったのですね。私はそのとき、焼却炉が決まったらオーケーで、決まらなかったら進退伺いじゃないと思うのですね。私は、逆に、焼却炉が決まれば覚書に違反して、やはり進退伺いとか何か、それは当たり前かもしれませんが、焼却炉が決まらなかったら当たり前ですね。これは通常に市長さん、なさっていて私は通常問題ないと思うのです。これは覚書のとおりですから。ですから、そういう部分は今どのように考えていますか。やはり焼却炉に対して、つくることに対してやって、そして、つくらないことになったときはそれなりに考えるということなんでしょうか。そういうふうな形がこの議場であったような感じがしましたのでお尋ねしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまのご質問の趣旨について、ちょっと判然しないところがございしますので、もう一度ご発言をいただければというふうに思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 焼却炉の決定に対して、まず1年以内とかと、そういうふうな部分があって、ずっと先延ばしになって、そういう話がたしかこの議場であったような感じがしました。そのとき、焼却炉が決まらなければどうなのだというのに対して、答弁があったかどうかは別ですが、私は、焼却炉が決まれば、これは覚書に違反しますから、これは歴然とやはりその責を問われるのではないかなと思いますね。契約違反ですから、かなり重要な問題が私は客観的にも存在するのではないかなと思います。そして、逆に、決まらなければ、これは当たりの、焼却炉が決まらなければそのままの状態、私は構わないと思いますが、その点ですけれども、わかりますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） まず、議員の先ほどからの質問を聞いていますと、一つには、ごみ、ごみと言いますけれども、我々はそのところから変えていこうとしているわけなのです。できるなら、燃やさないで済むものであれば燃やさないように持っていきたい。ただ、どうしても今の現実的なところで見ると、焼却というのがどうしても避けられない部分もある。そういう中で、焼却炉ができた場合、できない場合ということで覚書に違反するかどうかということのお尋ねだと思うのですけれども、こちらとすれば、新しい形での施設をつくっていくということで今ご説明を申し上げて、ご理解をいただくように努力をしている最中でございます。ですから、今の時点で仮に焼却炉ができたなら、できなかったらということについて、違反かどうかという、こちらとしては、先ほどから何回も言っていますとおり、覚書をほごにする、違反した行為をするという考えはありませんので、可能な限り住民の方々からご理解をいただけるような努力をしていくということでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 終わろうと思ったのですけれども。

いいですか。そういう部分ですね。例えば言葉でゴミでないという話はしているけれども、確かに私も観点からいえば、ゴミは分別すれば資源だし、混ぜればゴミだという考えを持っています。しかし、ゴミを燃やすことに対しての変わりはないのですよ、どうやっても。そのところをやはり改めてやらないと、やはり覚書をもって例えば行政訴訟となるときは、そういう混乱を来さない行政運営というのは私は大切だと思うのです。今であれば、その切り替え時期は十分軌道修正は間に合います、はっきり言って。そして、つくってしまってからでは、もう20年も30年もやると思うのです。

ですから、一関市、平泉町の将来を考えると、やはり20年、30年の将来がこの時点にかかっているわけですね。ゴミを燃やさないで、そして資源化して、そして別な産業を発展させていくと、これは十分できます。ビニールとかプラスチック製品は油に、それから生ゴミは生ゴミでまた活用する部分がいっぱい出てきますし、それから紙類や、それから古着等に対しては十分な再生品であります。やれます。こういうふうな別な観点で今こそ、今の時点こそ切りかえると。これが大切だと思います。

時間ですので終わりますけれども、もしも答弁があればですけれども、なければこれで終わります。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員のご意見は、先ほどから一貫して、燃やさないでやる方法ということで主張されておりますが、そのような方法もあることはあると思います。ただ、現実的に見た場合、どうしても今、我々が考えていることが責任ある対応であるというふうに思っているところでございます。

議員のおっしゃった、燃やさないでやっていくことが良いのだということについては、ご意見として伺っておきます。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問を終わります。

傍聴人に申し上げます。

静かに傍聴願います。

なお、議長の命令に従わないときは、議会傍聴規則第10条の規定により退場を命じますから、念のため申し上げます。再三の注意をしておりますから、よろしく指示に従ってください。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告した新一関清掃センター建てかえに係る件に絞って、政策提起を含め発言をいたします。

狐禅寺地区の方々はもとより、全市にわたる関心事であり、建前論や当局の一方的な判断の繰り返しにならない論戦を期待したいと思います。

ただ、残念なことに、今議会一般質問は、私を含めて4人のみ、しかも、同地区への建設反対の立場をとる者のみの取り組みとなっています。残念であり、これだけの問題について、当局提示を常に是とするともとれる、こういう組合議会であってはならない、このように私は考えるものであります。賛否はそれぞれの信じるところで表明することは、議会でありますから当然であります。議論を避ける、議論を避けるのでは、存在意義が問われるのではないかと苦言を呈さ

せていただきたいと思います。

本題に入ります。

まず、1番目の覚書履行と新一関清掃センター建設予定地として要望のあった藤ノ沢地区を調査することの整合性について、2点にわたり具体的な答弁を求めたいと思います。

再び建設しない、不履行の契約をしたものをほごにする行為は、地域住民に対する挑戦と解される。合意できるとする根拠は何なのかを説明いただきたい。

先ほど来、答弁を聞いていても説明がされていない、このように言わざるを得ません。

そこで、地域振興策をとれば再度同地区に建設ができるとするその根拠は、覚書の第何項に記されているのでしょうか。具体的に答弁いただきたい。

その2つ目は、要望書の内容は、真滝6区の住民の大方の合意に基づくと当局は理解しているのかどうか、これまた明確な答弁を求めたいと思います。

次に、新施設が市内のどこになるにせよ、操業時に公害防止協定締結が必要になると判断しますが、当然、地元と締結するのだと、こう理解して構わないのかどうか答弁を求めたい。

その2つ目は、協定の相手方は、大東清掃センター、東山清掃センターにならい、各自治会などの地縁法人とすべきが至当と考えるが、当局としての現段階における方針を答弁求めたいと思います。

第3に、覚書不履行による訴訟に対する覚悟について質問いたします。

この種の質問をしますと、仮定の話には対応できないなどなど、答弁を避けることが他テーブルを含めて常となっていますけれども、責任ある立場からして明確な答弁を求めたい。ここまで大方の地域住民の意向、運動、覚書に反する行動をする以上、訴訟も覚悟しているのではないのか。

2つ目は、応訴して勝利できる自信があると判断しているのでありましようけれども、それは何から出てきているのか。

最後に、県行政に学び行政の定石を踏まえた民主的な取り組みを改めて提案したいと思います。

達増県政は、産業廃棄物処理施設の江刺クリーンセンターから八幡平市内に新施設をオープンする、この取り組みに学ぶべきではないのか。

県は、平成24年度に整備基本方針を策定、翌平成25年度から外部有識者による候補地選定委員会設置、選定作業、そして、平成26年8月に5カ所が候補地として選定をされ、それを絞った結果、八幡平市内ということで地元との合意が成立したはずであります。この経過に学ぶべきではないかということでもあります。

その2つ目は、同じく岩手県は、江刺・広瀬にあった民間の家畜支配処理業者の廃業によって行き場を失ったこれらの要処理物を、この対策のために保冷管理施設を金ケ崎町内に設置する、こういう合意が設立した旨、発表いたしました。いずれも、地元から歓迎されない施設でありますけれども、必要な施設であります。この経験、実践から学ぶべきではないのか、このように提起をしたいと思います。

壇上からは以上とさせていただきます。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

エネルギー回収型廃棄物処理施設などの建設候補地として要望がありました藤ノ沢の土地の調

査についてのお尋ねでございます。

この調査については、狐禅寺地区住民の方々から、建設候補地の選定についての要望書が提出されたことから、その土地が候補地になり得るかどうかを検討するために行うものでございまして、今回、その調査を行うことをもって覚書の不履行ということに当たるとは考えておりません。

また、私の説明していることは、狐禅寺地区の皆様提案させていただいているのであって、決して覚書の不履行ということにも当たらないと私は考えております。

私は覚書を、先ほど、那須議員の質問にもお答えいたしました。覚書を重く受けとめて、その覚書が取り交わされた経緯というものを踏まえて、地元から道路整備など、いろいろな要望が出されているにもかかわらず、それが実現しないで来ていること、そのことをこちらがしっかりフォローしていかないと、信頼関係というものを築くことはできないという思いで、これまで誠心誠意取り組んできたつもりでございます。

調査を行うこと、それをもって直ちに不履行というとか、ほごにするとか、そうはならないと私は考えております。

それから、地域振興さえすればクリアできるということが覚書のどこに書いてあるかということでございますが、そういう文言は覚書にはございません。あくまでも、こちらから今までの経緯も含めて、それをしっかりと受けとめた上で新しい提案をさせていただいて、それを誠意を持って説明をしているという、そういうところでございます。

次に、建設候補地としての選定理由と住民の皆様の意向についてのお尋ねがございました。

平成26年4月以降、今日まで、狐禅寺地区の皆様新しい施設等についてご理解をいただけるよう住民説明会、あるいは懇談会、視察研修などを行ってきたところでございます。また、放射性物質による健康への不安に対しては、放射線と健康に関する講演会などを開催してきたところでございますし、行政区ごとの説明会では、真滝2区から6区までの住民の皆様全国の先進事例をまとめたDVDを視聴いただいて、ご意見をいただいたところでもございます。

真滝6区の住民説明会については、本年5月20日に開催したところでございまして、その際には新施設の建設に関し視察研修などにも参加をして、実際の先進施設を見て、同様の施設を建設するのであれば心配ないと思った、早くつくってもらいたいという意見もございました。また、焼却場は必ず必要なものであるから、科学の力で自然を守る良いものをつくってほしいなどの発言もありました。

私は、これらを総合的に見ると、以前に比べて理解が広がってきているものというふうを受けとめたところでございます。

なお、今回の調査は、あくまでも要望を受けて適地かどうかを判断するための判断資料を得るために行うものでございます。真滝6区の方々の合意が前提となるとは考えておりません。

次に、新施設に関する公害防止協定についてでございますが、現時点は新施設の建設場所が決定できる段階ではございませんので、公害防止協定について具体的に検討している段階にはございません。

なお、現在の協定は、施設周辺の真滝2区から真滝6区の住民で組織されている狐禅寺地区生活環境対策協議会と組合が、平成12年12月に狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書を取り交わしているところであり、この協定の規定に基づき、一関清掃センターの一般廃棄物焼却施設及びし尿処理施設の維持管理や施設周辺の環境整備などについて、地区住民の皆様への情報提供や協議を行っているところでございます。

新施設の建設や稼働に際しても、これまでと同様に地区住民の皆様との信頼関係を築く基本となる協定の締結が必要であると考えているところであります。

なお、協定の相手方についてのお尋ねについては、事務局長から答弁させます。

次に、訴訟についてでございますが、訴訟になったらどうするかという仮定の質問です、これも。確かに仮定の質問というのは、なかなか断言できるような答弁はしにくいところでございます。また、正副管理者会議において、この訴訟の問題について議題としたことはございませんし、事業の進め方については、その状況に応じて随時検討して、正副管理者で協議していく考えでございます。

責任ある立場で答弁をということでございました。責任ある立場にあるゆえに、訴訟というものを前提とした答弁というものは難しいと思います。

次に、新施設の建設場所についてのお尋ねでございました。

私は、まずは狐禅寺地区の皆様、これまでの施設とは全く違う施設として提案させていただいているところございまして、そのためのご理解をいただくための説明に努めているところでございます。

なお、県の江刺クリーンセンターから八幡平に施設を移す、新しくオープンするというその経過に学ぶべきではないかということでございます。

県の選定のその手法については、しっかりとこちらでも情報収集をして勉強しているところでございます。ただ、今の段階では、何度も申し上げますけれども、私の認識としては、狐禅寺地区の皆様方に提案をさせていただいているという段階でございまして、まずはそのところを誠意を持って対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

議 長（武田ユキ子君） 傍聴席の方々に申し上げます。

静粛に願います。

金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 私からは、公害防止協定の相手方についてお答えをいたします。

先ほど管理者がお答えしましたように、新施設の公害防止協定について、現在、具体的に検討はしていないところであります。

そこで、現在の状況と申しますか、組合での現状と今後の方向性について答弁したいと思います。

現在、組合では、一関清掃センターにあっては狐禅寺地区生活環境対策協議会と、大東清掃センターにあっては大東地域の羽根折沢自治会、長者自治会、千厩地域は町下自治会の3組織とそれぞれ公害防止協定を締結しているところでございます。

ご質問に地縁団体というお話がありました。このうち、地方自治法に基づく認可地縁団体は、大東地域の羽根折沢自治会と長者自治会となっておりますけれども、地域的な共同活動のための不動産に関する権利等を保有するために地縁団体の認可申請がなされているという実情だという、そのように認識しております。

認可地縁団体になるかどうかということについては、あくまで各自治会組織の自主的なもの、選択、判断によってされるものであります。よって、当組合としては、新施設建設に伴う公害防止協定を締結する場合の相手方については、認可をとる、とらないにかかわらず、そういう地縁団体として施設周辺の住民を構成とする組織にしたいと、そういう方向になるだろうなということと考えているところであります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 再質問は順次 2 番目から入りたいと思います。今の事務局長からも答弁のあった件。

公害防止協定を結ぶ場合、新施設が市内のどこになるにしろ、公害防止協定を結ぶ場合の相手方の問題なのですけれども、実は江刺クリーンセンターに関する公害防止協定に当たるものについての当事者は、地元は奥州市長なのですね。そして事業団、そして知事、この 3 者の協定になっている、契約になっているのですよ。

今の狐禅寺の対策協議会は、実態はないですね、はっきり申し上げて。後ほども触れますけれども、肝心かなめの狐禅寺地区住民からの委任行為がされていない、総会も開いていない、請求されても開かない。したがって、形式的には代表者がおり役員会が存在しているけれども、肝心かなめの会員からの委任行為がされていない、確認行為がされていない。したがって、そことどんな話し合いをしようが約束をしようが、実質的に意味を持たないと思います。この点については、どのような所見を持っていらっしゃるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 平成12年に協定を取り交わして、あわせて覚書を取り交わしているのですけれども、それまでのさまざまなその地域の歴史と申しますか、そういう集落としてのそういう取り組みがあった、それがゆえにそういうふうな形で対策協議会というふうな組織になっているかと、そういうふうにとらえております。

その組織の内部の運営について、組合で私がコメントするような立場にはないかなと、そのように思っております。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） これは、今、答弁 2 つあったと思うのね。

前段の分はそのとおりですよ、経過からして。しかし、後段の部分は、行政の責任ある部署の人間の答弁としてはいただけない。

何となれば、これだけの重要な問題の相手方なわけでしょう。その相手方がその地域の方々の委任を受けていない、実質的に。こういう人たちとどんな話し合いをしようが、泥沼化してしまうのですよ、これは、このままでは。

表現が少し不適切かもしれないけれども、今、東京都政の中で築地市場、豊洲問題、これが大変な問題になっていますよね、金額も大きいし。私、小型のあの二の舞になりはしないかと思っているのですよ、こういうことをやっていたら。

相手方が、相手方の組織ではあるけれども、自分たちが相手にしていい状態にあるかどうか、辛辣な言い方をすれば。その精査なしに、引き続きその代表者と言われる方々のみに接触していく、あるいは説明していく、こういうことでは、私は行政責任を果たせないのではないかなと思いますよ。

前段の分はおっしゃるとおりです。そして、建前論としては、それぞれの組織だから、一方の当事者、行政といえども、入っていい分野と入れない分野とそれはある、おのずと。それはそのとおり。

しかしですよ、これだけの関係で具体的な話し合いをしているときの当事者になり得るかどうかという判断は、そういう事情があればこそ、なおさら行政においては吟味しなければならない。

そういう状況にないとするならば、直接住民と話し合いをする、住民の意思を確認する、こういう手続をとらなければならないのではないですか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいま議員は、狐禅寺地区生活環境対策協議会が、住民の存在そのものを認められていないのではないかというふうなご発言のように受けとめたわけでございます。我々としては、そういうふうな受けとめ方はしてございません。

これまでも、狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員の方々といろいろ説明会をさせていただいてきたところでございます。そういうふうなことから、今後も狐禅寺地区生活環境対策協議会の皆さんとのお話し合いをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 今、田代副管理者のほうから、対策協議会の存在を認めていないのではないかという発言があったけれども、私はそういう表現をしていないでしょう、先ほど来から。注意して表現しているはずですよ。

住民の関係の会員ですよ、いうならば、構成員。この意思を、委任を受けていない、こういう方々から委任を受けていないでしょと言っているのですよ。組織としては形式的に存在しています。だから、存在そのものを私は否定はしていない。しかし、委任行為がされていないということです。その委任行為というのは何で確認するかといたら、あの組織の場合は定期的に総会を開いて、これを正式の案件として賛否をとるということでしょうか。その作業がされていないでしょう。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 意思の委任行為というふうなことで、私が間違った表現だったそうでございますので、おわびを申し上げたいと思います。

まず、一つは、やはりその団体の中の意思というふうなものについては、どの時点でどういうふうにしてやるかというふうなものは、それぞれの団体のあり方だというふうに考えてございます。先ほど申し上げましたように、我々といたしましては、狐禅寺地区生活環境対策協議会の方々を対象として、これまで説明会をさせてきていただいたところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） それは行政マンとしてはいただけない、全く違うでしょう、それは。

会員の、構成員の意思を確認するために、正式な手続がとられているものだと思って、そういう推測のもとに、期待のもとに従来は対応してきたのでしょうか。

ところが、今、具体的に指摘したように、総会さえ開かれない。開くという規約になっているにもかかわらず開かれていない。それを開かないで、役員改選もしないで、そのまま継続している団体が、当該団体の意思を体現をしている、あるいは交渉たり得るのかということを知っているわけです。

委任行為を受けていない団体だということを正式の場で私こうやって指摘してきている、初めてではないですよ。指摘しました。別なテーブルでも指摘した。にもかかわらず、今のような答弁をしているようでは、泥沼になってしまいますよ。

もう一度聞きます。田代副管理者が今、答えた内容は勝部管理者も同じ意見だと、同じでなければ困るのですけれどもね。副管理者で違うのだと言われると困るのだけれども、同じ意見なのですか。それとも、少し舌足らずだったということなのではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今の生活環境対策協議会の現状が、総会を開いていない、役員改選もなっていないというお話がございました。それはそのとおり、現状でそのとおりだと思います。

ただ、私がこれまで、いろいろ役員の方々との懇談等に出席し、あるいはいろいろお話を伺う限りにおいては、不作為のままに何もしないで来ているわけではないというふうに私は考えております。

その総会にしても、できれば開催したいという気持ちもあるようでございますし、その努力をなさっているというふうに私は受けとめているところでございます。したがって、今の段階で住民の意思を反映したものになっていないというところに結びつけてしまうのは、ちょっと私はいきすぎかなというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 実は私ども議会、市議会のことで恐縮なのですが、テーブルが違っている話をして恐縮なのですが、市議会として、事態が大変深刻だし、市議会としても、途中から広域行政の正副議長たちも入ったそうですけれども、市議会として地元と話し合いをしたいと、この対策協議会と話し合いをしたいと、懇談をしたいということで6月と8月に正式に千葉議長名で申し入れた経過があるのですよ。応じてくれないのですよ、これだけの問題にもかかわらず。

それで、改めて、一体地元はどうなっているのだということで問い合わせ、私なりに調査を試みました。そうしたら、先ほど来から言っているような事態だということですね。

管理者なり副管理者の立場で質問されて、答えられる範囲と答えにくい部分はあると思いますので、立場は尊重しますから、ただ、今のままでは困りますよということでの努力はしていただけないですか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまの議員のおっしゃった、そういう努力をすべきだということについては、全く私もそう受けとめております。そのようにあってほしいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 2番目の問題については以上ということにしたいと思います。

それで、1番目の覚書との関係なのでありますけれども、先ほど管理者のほうから、覚書の項目上は根拠はないと、こういう答弁がありました。そうすると、何に基づいて行政はされているのですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） それについては、先ほど来、私が述べております私自身の、覚書に対する私自身の認識を那須議員の質問にお答えさせていただきました。それに尽きるわけでございますけれども、覚書の中の項目のどこに該当するかという問題ではなくて、そういう覚書があるということとを前提の上に、それを尊重しながらも、重く受けとめながらも、新しい提案をさせていただいていかがでしょうかという、そういう提案をさせていただいているところでございますので、そういう観点からご理解をいただければと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） これは見解の相違ということになるのかもしれませんが、前任者の行った行為とはいえ、正式の文書を取り交わしているわけですね、正式の文書。そうならざるを得なかった長年の経過もあるわけです。

私は、この覚書に至るまでの経過を改めて調査等々した中で、これは大変申し訳ないと思いましたが、初めて施設をつくって現在に至るのではないのですね。一度施設があった、しかし、ダイオキシンその他の問題で、どうしても早い時期にあの地域に再び受け入れていただかざるを得ない、常識的には受け入れていただく状況になかったのだけれども、当時の管理者等々、当局はそこを曲げて、受け入れていただけませんかという中での覚書なのですね。

それを実質、管理者は、ほごではないと言うのだけれども、実質やろうとしていることは、やりつつあることはほごだと思えるのですけれども、実質的な内容は。それをやられるということは、これは当事者にとったら、当時を知れば知るほど耐えられないですよ、これは。平たい言葉、俗っぽい言い方をして恐縮なのだけれども、なめているのかという気持ちになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 確かに、今、議員がおっしゃったようなお気持ちでご意見をいただいている方もたくさんございます。しかし、一方で、いつまでも今までの覚書の項目に縛られることなく、新しい展開をすべきだというご意見もあることはあるわけです。そのところは、私は冷静に公平な観点で耳を傾けていかなければならないと思ってございます。

そういう観点から、私は、何度も申し上げますけれども、今、議員のほうからは、実質的にという前置きではごにするということが発言ございましたけれども、私の気持ちの中ではそういう気持ちは一切ないということでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） これも別なテーブルでの発言を引用して大変恐縮なのですが、私は、この一部事務組合という一つの行政体ですよ。したがって、国の定めた法律だけではなくて、自治法だけではなくて、さまざまな法令の拘束の中で運営をされてきているし、日々努力されているはずなのですよ、管理者先頭にね。

そういう状況を考えたときに、今の管理者、あるいは副管理者が答弁、この間されている、きょうのこの場も含めて答弁されていることというのは、どだい無理ですよ、それは。それはどだい無理なのですよ。

だって、冒頭壇上から言ったように、不履行の覚書ですよ。しないということをうたった覚書ですよ。それと真逆のことをやろうとしているのですから、どんなに言葉を尽くしても、3日間夜通しでどんなにしゃべっても、これは法律的には成り立たないですよ、そのことは。だから、そこに私はそもそもの無理があるのだと思うのです、無理が。

そのところはそれぞれの立場もあるでしょうから、今、私のここの発言の中で、いや、今まで言ったことは白紙にさせていただきます、どうのこうのとまではいかないのかもしれないので、そこまでは求めないけれども、やはり法令に拘束されるのだから、法令に照らして納得ができる、不承不承でも理解せざるを得ない、こういう説明をすべきではないでしょうか。

私がそう思うからという論は、行政マンを長年務められた、しかも、県の最高幹部に近いところにおられた勝部管理者の言葉とは私は思えない。

立場はわかりますいろいろな悩み抱えている、立場上。そのことはわかります。しかし、これはどう考えたって成り立つ理屈ではありませんよ。それを何回も何回も繰り返されるから、余計、この間、覚書を当時の管理者等々とのつながりの中で受け入れざるを得なかったという、そういう地元の人たちからすると、逆なでされる思いがするのですよね、気持ち的にも。

だから、それは、私は一部事務組合が抱えている今の状況、老朽化している施設を一日も早く更新せざるを得ないという問題等々を考えたときに、私は得策だとは思わないですね。やはり内部で少し、今までは今までにしても、再検討されるべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまの議員の、これは政策提言の一つとして受けとめさせていただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私ごときが言うまでもなく、行政の皆さんはプロですから、やはり住民の人たち、とりわけ今回、この問題を突きつけられているという言い方も辛辣ですが、対応せざるを得ない地元の人たちの思いというものをもっと大切にされたいと思います。

そして、私はこの間、ずっとこのテーブル、私も就任して、勝部市長と同じに就任しましたから丸7年ですよね、この立場になって。勝部市長は管理者の立場ですし、私は議員としてこの場に来て丸7年になるのですけれども、どうも見ていて、特にこの問題が具体化すればするほど、やりとり、私とのやりとり、ほかの議員とのやりとり、住民の皆さんとのやりとりを聞いていて、肝心なことが少し抜けているのではないかしらと、大変失礼な言い方ですけれどもね。

そう思うのは、今まで受け入れていただいた、協力していただいた方々に対する感謝の気持ちですよね、申し訳なかったねと、ありがとうございますと。これは道路を整備してくれ、建物をつくってくれ、何かにという、そういうふうな予算を伴うものがありますね。そういうものに対して十分な対応ができていなかったということは先ほど来お話を改めていただきました。それだけではなくて、地元の人たちに大変なご苦勞をかけてきたと、不安を与えてきたという、そのことの気持ちが伝わってこないのですね。私は感謝の気持ちというふうに表現させていただきますけれども、そこところが伝わらないと私は好転しないのだらうと思うのですよね。これから市内のどこにつくるにしてもですよ。

私は、具体的に言うならば、実は平成22年だったでしょうか、平成22年の10月13日のこの広域行政組合議会の中でこのことを既に述べているのですよ。

私は大東清掃センターのダイオキシン問題でかなりきつい体験をさせていただきました。その苦い経験からして管理者に対して言ったのは、市内のどこにつくるにしても、今受け入れていただいている地域とのつながり、当局がそこに対してどういうふうな態度をとっているのか、そのことが、その地域だけではなくて、ほかの地域の人たちも見ているのですよと、だから、うんと大切にしなければならないのではないですかと、一級の課題ではないでしょうかと、こういう発言をした記憶があるのです。それに対して、当時の勝部管理者のほうからは、肯定的な発言があったと私は改めて記録を読んだのです。当時と気持ち、お変わりないですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私も先ほどの答弁で、覚書に対する私の認識を述べた答弁の中で触れてございますけれども、市長に就任して、この狐禅寺の焼却施設関係の書類、じっくりとこれは最初の段階からのものを読ませていただいたわけでございます。それを踏まえてのああいう提言でございますので、それはそれなりに私のほうもそれを重く受けとめて、誠意を持って対処していかなければならないというつもりで、その気持ちは今も変わりはありません。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私はあえて大先輩に当たる方々に、改めて管理者含めて発言をさせていただ

きたいのは、やはり聞く立場ですね。対処、対応していただいている方々、その人たちに伝わるような、今回の施設をつくるかどうか以前の問題として、今現在まで、今まで長い間、受け入れていただいているという方々に対する感謝の言葉、これをやはり心から繰り返し繰り返しお話をすることが私は必要、それが不足しているように感じてなりません。これも後刻、内部で検討いただけないですか、これは。

具体的に、3番目の問題について再質問しますが、実は先ほど来、住民訴訟という話も先ほどの一般質問の中で出ていましたけれども、住民訴訟が云々というよりも、私は泥沼化することが大変困ると思っています。

そういうことで、訴訟になろうがなるまいが、例えばこれも私どもの苦い経験なのですが、大東の場合は、中川共有林の問題というのを云十年抱えていました。これは何かと言いますと、これは戦後、財産区、それぞれの自治体が大きな財産を持っていた、私どももそうだったのですが、それをどうするかということ、昭和の合併、昭和の合併に入っていく過程で、特に山林なのですが、山林をどういう管理をしていくか、どういう所有の形態にしていくかという模索があったのです。そのときのひとつとして、そのままにしておくとか共有林ですから身動きがとれなくなると。それで生産森林組合というものをつくって法人化して、総会で意思決定がされると、一人一人の権利行使を受けるまでもなく、その山林が運営できる等々、処分ができるという形態に国は誘導していった時期があるのです。そのときに、この大東の中川地区でもこの問題が起きて、中川共有林の問題として生産法人に移行しようとした。ところが、いろいろないきさつの中で、だれが良いとか悪いとかではなくて、いきさつの中で、そのことが暗礁に乗り上げる。どういうことか。一部住民の中から、該当する共有林の所有者から委任状をとると、こういう行為が行われたのです。結果としてどういうことになったかということ、その関係者の過半数以上の委任状を取得されたのです。もうここで法律的には打つ手なしですよ。

いいですか。先ほど来から勝部管理者は管理者としてのいろいろな思い等々を述べられているけれども、泥沼化したことによって、結果として、委任状を関係住民の半数以上から集められたら行政は何もできなくなりますよ。どんなに思いを言っても。裁判かけようと思っても無理ですから、最初から。どんな高名な弁護士を連れてきても無理です、これは。こういう行為に入られたときにはビタッととまってしまいますよ。私のつたない経験ですが。

そこまで住民にやらせるようなことをやったら、もう何もできなくなってしまいます、少なくともあの地域に対しては。この問題だけではなくて。

そういう苦い経験を持って、いまだにこの部分については、あの地域の住民の穏やかな生活ということが、大分たっているのですけれどもね、一方の当事者は亡くなってしまったのですけれども、それでもまだしこりが残っています。

こういうことをこの地域にさらに強いるという表現が適当かどうかかわからないけれども、やるべきではないのでないでしょうか。

やはり過程の問題、住民訴訟になるかどうか、別な形になるかどうかは別として、住民訴訟、直接できるわけではないですから、日本の法律は。まず監査請求してですから。それを経たからでないと訴訟には移行しませんから、そういう仕組みになっていますので。それはそれにしても、仮定の話と言うけれども、裁判にかけるまでもなく、本気になって住民がやろうと思ったらいろいろな手があるのですよ。

私も法律の素人ではあるけれども、私ごときが考えても、やろうと思ったらやれます、相当の

ことは。

今、一つ間違ったらそういうところまでいってしまう状況ではないですか。いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまは、議員が旧大東町時代のことにつきましても含めてお話をいただきました。

やはり我々といましては、これまでご説明をさせてきていただいているところでございますが、そういうふうな状態にならないような形で、この一般廃棄物の処理施設については、地域振興と、それから余熱活用施設、そういうふうなものをあわせて地域振興を図っていくのだと、地域のためになる、そういうふうな施策の一つとして行ってまいりたいというふうなところで、ご理解をいただけるような努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） だから、話は進まなくなってしまうのですよ。また前に戻ってしまうから。

私が田代副管理者の立場だったら、検討させていただけないですかと。そのとおりやるかどうかは別ですよ。ここの議場を出たらすぐ舌を出すにしても、こういう提起しているのだから、そういう前に戻る議論ではなくて、やはり検討させていただけませんかと、あるいは内部で検討しますという発言はできないのでしょうか。

だって、引き続きこういう形で説明してご理解を求めますといたら、また最初から話をしなければならなくなる。だから、関係者は感情的にさらになってしまうのですよ。どうでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） ただいまご意見をちょうだいいたしました。

やはり、我々としては、いろいろな形でもって検討をしていくというのはそのとおりでございます。ただ、ただいまの議員のお話について、こういうふうな答弁をするというふうなことではなくて、やはりいろいろな形は、それは今までも検討してきたわけでございますし、それは今後でも検討をしてまいります。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） では、揚げ足をとるようで申し訳ないけれども、いろいろ検討した中に、狐禅寺地区以外の検討をした経過はあるのですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） それは、前の段階でも管理者のほうから、ほかに検討した経緯はないということをご答弁させていただいているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） それは不正確だと思いますよ。

これは勝部管理者が就任する以前からの問題なので、すべて勝部管理者に責任あるとは私は思わないのですけれども、だって、ダイオキシン問題が発生してしばらくたってですよ、国は。一つ一つの焼却施設を大型化しようという、そういうことで動き始めたのですね。それを受けて、岩手は広域化計画をつくったのですね。

広域化計画の中では、胆江プラス一関・両磐、これで1つだったわけですよ。したがって、内部的には皆さん、田代さんが副管理者になる以前の話なのでありましようけれども、広域行政組合としては、そういうふうな移行の中で、過程としては胆江プラス一関・両磐の検討をした、何回も何回も県の主催等々で議論をしてきた、そういう経過あるのではないですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 広域化計画については、正確な年数はわかりませんが、県のほうで出したと。それに基づいて、最終的な基本構想というものを平成26年のたしか12月だと思いますけれども、出されたと、そういうふうな認識であります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 重ねて聞きますね。

組合として、今の担当者だとか管理者云々ではなくてですよ、組合としては、このごみ焼却施設についていえば、最初から狐禅寺ということではなかったのですよ。最初は県の広域化計画の検討をさせられたのですよ。そういう経過があるのではないですか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 広域化計画というのは、ご案内のように、岩手県を4つのブロックに分けて、それぞれその1カ所に焼却施設を集約しましょうと。この前提となりましたのは、当時のダイオキシンの問題でございました。

その後、いろいろな技術が進展をいたしまして、そして我々のところにありましたように、これまでのその4つの広域化から、その後、東日本大震災もございました。そういうふうな状況の変化を踏まえて、ここの胆江と両磐については、これまでの1カ所という方針から2カ所というふうな方針でいいですよというふうな形で、その広域化計画が変更になったところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 田代副管理者らしいといえば副管理者らしい答弁であるのだけれども。

もう一回確認しますよ。今言ったことで既に話は尽きていると思うのだけれども、そういうふうな、最終的に大分年数はかかったけれども、岩手県当局も遅ればせながら広域化計画の変更というものに同意したわけですよ。その同意する前の過程を私は改めて答弁を求めているのです。

いいですか。ダイオキシンのあの大変な状態が出ました。そして、随分年数がたってから国は広域化計画を出しました。それは一つ一つの焼却場を大型化するという計画です。そのほうが安定するからです。ダイオキシンの発生を抑えられると、当時の技術水準からすればですよ。今はそうではないです。だけれども、この一関・両磐としては、万が一のこと等を考えた場合に、あまりにも広大すぎるではないかということ等を挙げて、県に対して胆江一つ、一関・両磐一つということはずっと主張してきたのですよ、それは。組合としても、構成団体の意思として。そういう過程ありますよねと確認を求めているのです。否定しますか。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 岩手県というのは広大な県土を有しているわけでございます。そこで、やはり県内4つのブロックというふうなことは、それぞれその指定された区域でそれぞれが課題だというふうに思っているところでございました。現に当地域だけではなくて、県北地域もやはりそういうふうなことに変更をしていくというふうな状況になっているわけでございます。やはり、一般廃棄物を運搬する、あるいは1カ所というふうなことは、なかなか現実的には難しいなというのがそれぞれのとらえ方だったというふうに思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） らちがあかないので管理者のほうからお答えいただきたいのですけれども、私、今話しました。そういう経過があって現在に至っているということについては、管理者と同じ立場に立っていますね。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 現在の広域化計画になる前からの経緯については、一応当時、私も県庁のほうにありましたので、そういう県全体の動きとして承知はしております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私は、事ここまで至っている以上は、最悪の場合のことを想定して、幅広く内部では検討すべきだと思いますよ。確かに今、勝部管理者のもとで、構成団体も一緒になって狐禅寺地区に対して、こういうふうな形でお願いをするという努力をされているわけですね。私の考え方とは違いますが、当局の立場からするとそうになっている。

しかし、そのことが成就しなかった場合どうするのか。やはり幅広く検討する必要があるのではないですか。

北上、花巻、和賀地域は、当時のその4つに分けた広域化計画をほぼ踏襲したのではないですか。そして、施設は動き始めているのではないですか。

もう少し幅広く、これしかないのだけではなくて、幅広く検討しないと、私は事が事だけに、何ともならなくなる可能性を持っているのだろーと思います。

やはり、今までここに至るまでの間に、この広域行政組合としては最初から狐禅寺ではなかったと。最初は国の指導、県の指導に基づいて、胆江、一関・両磐、ここの1本ということで内部的にも検討させられた経過があるわけですから、そこまでさかのぼって、最悪の場合を考えるとこの検討があつてしかるべきだと思いますが、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） これも何度も言っているわけですが、最初から狐禅寺を決め打ち的にということは私は言ったつもりはございませんし、まずは狐禅寺の方々に対して提案をさせていただいているということでございますので、その言葉をもってご理解いただければと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 公式の場ですからね、記録もとっているわけだし、これ以上は言いません。しかし、言わんとすることはもうご理解いただけたと思いますので、私はこれ以上言いませんから、最後の4番目の問題について、残りの時間話をしたいと思います。

県の産業廃棄物に係る候補地選定委員会での選定基準、これは4段階にわたったと資料を地元県議を通じて県当局から提供いただきました。一次選定というのは立地回避区域に非該当、基本方針の埋立て規模の確保、こういう形で選定をしたと。二次選定においては希少動物の生息、活断層、水道水源、文教施設までの距離と、これらで選定をしたと。第三次選定、アクセス障害の有無、地域文化保護、放流先、排出先までの距離、最後の四次選定というのは、ここで出てくるのです、現地調査、放流先の利水状況、交通影響、建設費等を総合評価したと、これで絞り込んで八幡平ということになったわけですね。

お聞きしますけれども、そもそもの選定、一次選定のふるいのときに真っ先に出てきているのが立地回避区域に非該当、立地回避区域、ここは最初から検討するまでもなく対象外だよと、こういう要件のところはこれでふるいにかけてということですね。

狐禅寺地区はまさにこれに該当するのではないですか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 県の資料を私たちも見せていただいておりますし、当然、文化財保護法と

か、さまざまな法規制で建てられないところがございます。もちろん、河川法その他ございます。

そういったものも見て、狐禅寺地区がそれに該当する場所も、すべてが該当するというわけではないというふうには見ております。ただ、農振については、原則というような書き方もしているようですので、そこは市議会ですか、あるいは全員協議会の場合でも農林部長等が言っていますが、農振についてはクリアできるのではないかというふうなことでありますので、大きな意味での立地回避の条件、法規制の部分については、大丈夫ではないのかなというふうな確認はしたところであります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私が聞いているのは、そこを聞いているのではないのですね。

4段階で選定をしてきましたと。1回目のふるいの真っ先に出てくるのが、立地回避区域に非該当ですよ。最初からもうこの地域は対象外だと、そういう要件の地域は除外したということなのでですね。

覚書がここまではっきり不履行のことを取り決めているわけでありますから、まさにこれに該当するのだろと思うのですね、当然、一般的には。

実は、私も共産党市議団そろって県庁の13階で、この産業廃棄物の関係で、技術者の立場でタッチした方を含めて県庁の担当部署と懇談をした経過があります、この一関の状態がかなり深刻なものですから。

そういうふうなやりとりの中で改めて認識したのは、県そのものには相当こういう分野でも専門家がいるということですよね、技術者を含めて。そして、その人たちが、冒頭話したように、定石に基づいて行政の任に当たっているということです。だから、地域から人気のない施設についても専門の立場から、そして行政の定石、法令を遵守する、踏まえるということを含めて定石に基づいてやってきているから、一定の時間は要しているけれども、八幡平市に落ち着き、金ケ崎に落ち着いていったのだなというふうに私は認識したのです。いかがでしょうか。

私は、こういう努力を改めて構成自治体とも協力して、広域行政組合として努力をされるのが責任ある立場の皆さんの行うべき姿ではないのか、こういうふうに思えてなりません。

以上でございます。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問を終わります。

午前の部の会議は以上といたします。午後1時まで休憩します。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみでございます。

通告に従って質問を行います。

初めに、新焼却施設について伺います。

5月12日、真滝2区を皮切りに狐禅寺地区住民説明会が5会場で開催されました。2014年7月以来、2年ぶりの開催です。

当局はその説明会会場で、狐禅寺地区につくろうとする焼却施設などのイメージ図や大まかな

整備概要を記載した具体的な資料を初めて配布しました。

そこで、その内容に伴って2点お伺いします。

1点目は、焼却処理方式についてであります。

住民説明会の資料には、ガス化溶融炉方式、直接焼却プラス灰溶融方式、乾式高温メタン発酵バイオガス化併用方式が紹介されています。

ごみの焼却灰を溶融固化する装置を付加した焼却施設に関しては、環境省が2004年に既に灰溶融固化装置について、焼却施設建設の交付要件から外したという経緯があります。その理由の1点目は、ダイオキシン対策としての溶融固化処理の必要性が低下したこと、2点目は3Rの推進により最終処分場の残余年数が増加したこと、3点目は灰溶融固化設備の廃止によって温室効果ガス削減に寄与することを挙げています。

また、高効率原燃料回収施設は国からの交付金が2分の1ですが、破碎選別設備や最新鋭の乾式メタン発酵設備が備えられているため、同量の可燃ごみを単純焼却で処理する施設と比べてかなり割高となっているようです。

これらのことから、この間、協議、検討してきた新焼却炉の処理方式のメリット、デメリットについてわかっているものがあればご紹介ください。

2点目は、新焼却炉の1日当たりの処理量を資料では100トンから120トン程度と記載されていますが、この規模についても、どのような検討をしたのかお伺いします。

次に、狐禅寺地区内における新焼却施設等の新たな建設候補地への対応についてお伺いします。

5月の住民説明会以降になりますが、狐禅寺地区の住民8名から、個人所有の狐禅寺字藤ノ沢の土地、約13万平方メートルについて、有償で建設候補地に提供する請願が一関市議会に提出され採択となったことから、適地かどうかの調査が行われます。同じ内容の要望書が平泉町と当組合に提出されているとのことですが、調査に当たり、該当の地域住民はもとより、この狐禅寺藤ノ沢地区ではリンゴや桃、米などを地元でない方も生産しており、一体どういうことなのか、どうなっているのかと不安と怒りの声が広がっています。さらに、広く市民、農業者に対して、これまで以上に丁寧な説明と対応が求められています。今後どういう対応をするのかお伺いいたします。

次に、介護保険制度についてお伺いします。

国による要支援1・2と認定された方の保険給付外しに続いて、要介護1・2と認定された方の訪問介護や通所介護、福祉用具貸与などを保険給付から外す法案が、来年の通常国会に提出される計画が浮上しています。全国的には、要支援1・2と要介護1・2を合わせれば、要支援、要介護と認定された方全体の65%を超えるとのことですが。

すべての高齢者から保険料を徴収しながら保険給付から外す大改悪には、厚労省の元幹部も業界紙で、国家的詐欺になりつつあると危惧の声を挙げているほどです。

そこで2点お伺いします。

1点目は、要支援1・2と要介護1・2が保険給付から外された場合の当組合においての影響についてお伺いします。

2点目は、総合事業実施に向けた取り組みについて伺います。

要支援1・2で受けていたサービスが保険給付から外されたため、市町村が実施する総合事業へ移行されます。当組合も平成29年4月までに実施することから、この平成28年度の取り組みの実績と今後の課題、対策についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、新施設の処理方式についてでございますが、燃焼方式の種類は、大別いたしますと、直接焼却方式、それから２つ目はガス化溶融方式、それからガス化改質方式と呼ばれる方式の３種類になっております。

国内において稼働している施設を見ますと、直接焼却方式とガス化溶融方式が大半を占めておりまして、それぞれがさらに複数の種類に分類されているところでございます。

当組合では本年度において、一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定することとしており、その策定作業において焼却施設の処理方式や種類の検討をしていくこととしております。

大半を占める直接焼却方式とガス化溶融方式について、燃焼方式の違いによる一般的なメリット、またはデメリットを申し上げますと、現一関清掃センターの焼却方式である直接焼却方式、これのメリットは、焼却灰をセメントの原料として活用することができること、それから長い歴史を経て技術的に信頼性が最も高い方式であることなどが挙げられます。

一方、デメリットは、炉の形式にもよりますが、焼却の前処理として一般廃棄物を破碎する機械の刃の交換頻度が他の方式に比べて高いこと、それから経費が増すこと、供給コンベアが詰まってしまうことなどのリスクが伴うということでございます。

一方で、ガス化溶融方式について見ますと、一般廃棄物を熱分解してガスを取り出し、そのガスを利用して、ガス化できないものを1,300度以上の高温で溶かすものでございまして、メリットは、ダイオキシン類の発生量をより押さえることができること、溶かした物質を溶融スラグやメタルとして建設資材などに活用できることなどが挙げられます。

デメリットとしては、運転コストが高いことでございます。

次に、エネルギー回収型廃棄物処理施設の規模についてのお尋ねがございました。

当組合で平成26年３月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画において、平成18年度から平成22年度までの実績から、新施設の必要規模を１日当たり98トンと見込むとしております。あわせて、施設規模には、このほかに災害廃棄物処理量を見込むこととしているところでございます。

狐禅寺地区における住民説明会では、新施設の規模を１日当たり100トンから120トン程度と説明してきておりますが、この処理量は、平成18年度から平成22年度までの実績から見込んだ１日当たりの処理量の98トンに災害廃棄物の処理量を加えた見込みの数字でございます。実際に想定されている災害廃棄物の処理量は、構成市町の災害廃棄物処理計画を勘案して見込むこととなりますが、新施設の規模につきましても、今後、廃棄物の減量化、資源化をさらに進めてまいりますので、それを踏まえて検討してまいりたいと思います。

なお、本年度において、一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定することとしており、その中で施設規模や処理方式などについて、さらに検討を進めることとしているところであります。

次に、新施設などの建設候補地の選定要望があった場所、その場所の隣接住民への対応についてでございますが、本年６月21日に狐禅寺地区の方々から、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、余熱活用施設などの建設候補地の選定についてというその要望書が当組合並びに構成市町の

一関市及び平泉町に提出されたことを受けまして、7月25日に狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員との懇談会を開催して、その内容を説明いたしました。

8月2日には、要望書を提出した方々との懇談会を開催して、要望書に対する一関市、平泉町、当組合の対応方針について説明を行い、要望の趣旨や要望者の方々の思いなどについて話を伺ったところであります。

その後、8月23日には、建設候補地として選定要望のあった場所、それから隣接している真滝7区の一部の方々を対象に説明会を開催し、一関市が進める資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン、狐禅寺地区に建設させていただきたいと提案をさせていただいている一般廃棄物処理施設及び余熱活用施設のイメージなどとあわせ、平成26年3月からこれまでの経過を説明するとともに、ご意見をいただいたところでございます。

また、9月9日には狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員の皆さんと懇談会を開催して、前回7月25日の懇談会開催以降の取り組み状況と今後の調査方針などの説明を行ったところでございます。

また、市民全体への説明の考え方についてもご質問があったところでございます。

私はこれまでも議会の場で、市民の代表である議員の皆様を経緯を含めて説明をしてきたところでございますが、まずは狐禅寺地区の皆様にご誠意を持って説明させていただいているところであります。

市民全体への丁寧な説明ということにつきましては、私もこれは重要なことであり必要であると考えておりますので、これまでの経緯も含め、一関市が進める資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンとあわせて、これまでも市の広報などを通じてお知らせしてきておりますが、今後ともわかりやすく説明していきたいと考えております。

次に、新しい総合事業への移行に伴う介護サービス事業所が受ける給付への影響についてのご質問がございました。

当組合では、第6期介護保険事業計画で、平成27年度及び28年度は、これまでのサービスの提供を維持しつつ新しい総合事業について、構成市町や関係機関と十分に協議検討し、平成29年4月から実施することとしておりますが、この新しい総合事業は、これまで以上に高齢者の安心で自立した日常生活を支援することなどを目的に、地域の実情に応じたさまざまなサービスを提供するものでございます。

新しい総合事業は、これまでの介護予防給付及び介護予防事業を介護予防日常生活支援サービス事業に統合するとともに、新たに65歳以上のすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施するものでございます。この事業は構成市町が事業主体となりますので、地域の実情に応じたボランティアなどの住民主体によるサービスの確保に向け、構成市町において関係機関団体等と協議していくこととすることであり、この事業のサービス提供体制の構築については、当組合としても構成市町と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

平成29年4月からの新しい総合事業に移行することとなっている現行のサービスについては、要支援1、または2に認定された方が利用する介護予防訪問介護、それから介護予防通所介護でございまして。

この2つの本年7月の利用状況を見ますと、介護予防訪問介護については、このサービスの利用者は1カ月当たり550人、その給付費は1,000万円ほどになっております。また、介護予防通所介護サービスの利用者、これは1カ月当たり1,000人になっておりまして、その給付費について

は2,500万円ほどになっております。

現在、サービスの内容や提供体制が固まっていないことから、制度移行に伴う影響額というものについては試算できかねるところでございます。また、比較的軽度の方に対する介護保険制度における生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担のあり方については、現在、国の社会保障審議会の介護保険部会において検討中でございますことから、引き続き国の動向を注視してまいりたいと思います。

次に、新しい総合事業の平成28年度の取り組み状況についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この事業は、要支援1、または2に認定された方を対象とする生活予防、生活支援サービス事業と、それから65歳以上のすべての高齢者を対象とする一般介護予防事業の2つに分けて、平成29年4月から実施するものでございます。

このうち、介護予防生活支援サービス事業は、1つには掃除、洗濯などの日常生活上の支援を行う訪問型のサービス、それから2つ目として機能訓練やつどいの方などを行う通所型サービス、3つ目は栄養改善を目的とした配食、あるいはひとり暮らし高齢者等の見守りなどを行う生活支援サービス、それから4つ目はサービスが適切に提供できるようケアプランの作成を行う介護予防ケアマネジメントなどが想定されているところでございます。

介護保険制度では、この介護予防生活支援サービス事業を実施するに当たり、要支援1、または2に相当する比較的軽度の高齢者に対する支援方法を地域づくり活動の中での取り組みとすることを目指しておりまして、地域の方々が主体となった多様な生活支援により高齢者を支える仕組みづくり、これを進めることとしております。

これを受けて組合としては、地域支援事業の中の包括的支援事業として、地域の方々との接点となる生活支援コーディネーターを本年4月に一関に2人、平泉町に1人を配置いたしまして、このコーディネーターが地域づくりの中核となる自治会やまちづくり団体、地域で自主的に活動しております。

ふれあいサロン等を訪問して、サービスに対する需要や提供できるサービスの内容などを検討しているところでございます。

また、8月に通所型・訪問型の事業に取り組んでいる事業所を対象といたしまして、新しい総合事業における介護予防・生活支援サービス事業アンケートを実施いたしました。新しい総合事業に取り組む意向の有無、それからサービス基準単価についての考え方などについて調査を行ったところでございます。

9月初めには、アンケートの集計結果をもとに、一関市及び平泉町内の通所型・訪問型の事業所で構成いたしております各種協議会等の役員との意見交換会も開催したところでございます。

この懇談会、意見交換会では、現在のサービスの基準単価以下では事業実施が困難であるというご意見、職員確保が難しく、事業の取り組み体制が確保できないというご意見、それから事業所を対象とした説明会の開催を希望するという要望等も寄せられまして、課題が明らかになってきたというところでございます。

今後の取り組みといたしましては、事業内容の調整として、要支援1、または2に認定された方が利用する新しい総合事業のうち、1つは訪問型や通所型のサービスの内容、2つ目は生活支援サービスを利用する際の事業者やボランティアなどの住民主体によるサービスの利用基準、単価などの設定、3つ目として地域の実情に応じた住民主体により提供可能なサービスの種類や支援対象となる方のニーズの量の把握などが必要でございます。

したがって、ふれあいサロンでありますとか、事業者からいただいた意見などを参考にして、サービスの利用基準や単価などをさらに精査するとともに、新たな生活支援サービスの創出やボランティア養成についても、構成市町などと協議をいたしまして、連携しながら事業実施に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、新しい総合事業に位置づけられました一般介護予防事業は、健康体操でありますとか口腔ケアなどを行うものであり、構成市町が実施することとしているところであります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

新焼却施設についてお伺いいたします。

いろいろと焼却炉、一般的に多い焼却炉についてご紹介いただきましたが、今、焼却炉の建設費用単価というのは、1日処理量1トン当たりで約7,700万円と言われているそうです。そういった建設費用がかかるという状況に、10年前に比べると1.5倍の建設費用がかかるということで、処理方式や処理能力によって、本当に市民の負担がかなり出てくるということになります。

先ほども答弁にございましたが、やはり処理に対する状況ですね、最小限の処理能力で住民負担の伴わない、市民に理解を得られるようなものをつくっていかなければならないと思うのですが、この基本構想ですね、今、2月が納期と聞いているのですが、この基本構想の中で今度つくられる施設が妥当なものかどうか、これをどこで検証しようとしているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 処理方式についてであります。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、一般廃棄物処理施設整備基本構想、これは本年の8月にコンサルタントのほうに委託しております。2月中にでき上がるのかなと思っておりますけれども、その内容を見た上で次の段階に進みますけれども、もう少し詳しく申し上げますと、この基本構想というものは、現在、平成26年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画、これを受けまして、その計画に位置づけている中間処理施設というのは焼却施設となります。それから最終処分計画、これは最終処分場になりますけれども、これについても、最新の技術動向、あるいは安定処理、環境負荷等の観点も踏まえ、その処理方式、処理能力、事業手法等を明らかにするもので、計画的な施設整備の推進に資するために策定するというものであります。

一つのたたき台を出してもらうということでもありますから、それを精査した上で、今度は国に補助金、交付金の申請をすることになりますけれども、その際に役立てていくというようなものであります。

提案されたその規模とか処理方法が妥当かどうかというのは、専門家等の意見も聞きながら判断してまいりたいと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） これまで当局のほうからは、建設場所が決まらなければ焼却施設等の具体については検討できないのだという答弁を市議会か広域行政組合の議会か、今ちょっとはつきりしていないのですが、そういう答弁もいただいていたと思いますし、そういう立場をとってきたと認識しているのですね。

今回、場所はまだ決まっていません。調査をしているという段階です。そういう状況にもかかわらず、基本構想を8月に委託していると。これはなぜできるのか、今までとの関係でどう説明するのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今回、策定している基本構想ですけれども、今申し上げましたとおり、処理方式、処理能力、あるいは事業手法等を考えるというか、構想するものだということですが、これは、場所がそこでなければいけないというようなものではなくて、どこに建設しようとも共通するような事項であります。そして、現在の最終処分場の使用状況を見ますと、平成33年、34年あたりには、やはり新しい施設をつくらなければならないというような切迫した状況があるわけですから、そこから逆算していきますと、やはり今の時期にこの基本構想で処理方式等は策定しておくべきだと、そういう考え方から現在策定をしている、そういうことであります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） そういうことであれば、やはり遅すぎたと思うのですね。

当市は本当に35年も経過する一関清掃センターなのですね。ですから、やはりこういったものをつくる場合は、かなりの検討を踏まえて初めて基本構想というもので委託に至るという状況をつくっていかねばならなかったと思うのですね。

基本構想がこの2月に納期ということなのですが、出てきた基本構想の検証というのを、先ほど専門家の意見も聞きながらということなのですから、こうした専門家も踏まえて、私たち議員も入って検討委員会というのをやはり設置すべきだとずっと提案してきています。管理者などからも検討させていただきたいというような答弁をいただいている経過もございます。

ぜひ、これからでも遅くないと思いますので、この検討委員会を設置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） ただいま議員から、少しその基本構想の策定期間が遅くなったのではないかという、そういう感じもいたしますけれども、これまでの組合議会等でも議員の方々から、そういった具体的なものを早く策定すべきだというような意見もありました。そういうことで、今の時期にはやはり、これより遅くはできないというところで進めているところでありますし、議員の方々にその構想の内容について説明をして意見を伺うと、そういう機会は当然必要だと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） その基本構想について、業者に委託する前になぜ議会に提案がなかったのかということも疑問に思うのですね。

なぜかと言うと、答弁にもございました一関地区広域行政組合で出している廃棄物処理の計画なのですが、平成18年から平成22年までの経過でまとめたものです。人口ビジョンが一関の場合は平成27年度につくられていて、かなり人口の差があるのですね、減少しているという意味で。

そういう部分からいっても、その人口ビジョンからいっても、現施設のごみ量を構想する部分では、委託したのですが、その委託料がむだになるのではないかと思うような基礎データでしか基本構想には反映されないという状況もあるので、やはりそういった状況もあるので、なるべくやはり当局と議会と一体になって、今度の新しい適切な施設整備となるように情報を提供していただきたいと思いますと思っています。この点についてはどうぞよろしくお願いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） ただいま議員から、人口ビジョンで今後人口が減っていくと、そういう中でごみの量も減るのではないかと、そういうことを想定した焼却炉の規模を考えていくべきとい

うふうなご指摘だと思いますけれども、人口とごみの量の関係について、大学の先生が研究した資料を、今ちょっと持っていないけれども、それを見させていただきました。そうしますと、人口減少の割合と同じような比率でごみが減るということはある得ないという状況なそうでございます。

例えば、人口が10%減少すればごみの量が10%減るということはないと。正確な数字ではありませんけれども、人口が10%減っても、ごみの量は1%、2%しか減らないと。それはなぜかといいますと、そういった成果がありますので、関連はないかというふうにとらえております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 私はそんなことまで断言していませんし、聞いてもいません。

ごみ焼却の廃棄物の処理計画を見ても、人口が減っていくと同時にごみ量も減っているという計画になっています。その割合が比例するかどうかは別問題として、やはり人口が減ればごみも減るという計画をこの平成26年度のごみ計画の中でも提起しています。これからもそういう状況で計画されると思いますし、さらなる減量化をするということの立場に立っているのですから、やはりそこら辺は矛盾のないように答弁のほうをお願いしたいと思います。

新たな候補地の対応についてお伺いしますが、今、候補地の調査に3カ月かかるということでお伺いしているのですが、これは冬になってしまうと思うのですが、どういうスケジュールになっているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先般の全員協議会等でも、あるいは市議会でも、市議会では担当部長のほうで説明しておりますけれども、7項目あります。

測量調査、地質調査については、10月中に入札をしたいという考えであります。それから、それ以外の事務的な調査は5項目ありますけれども、これも、やはり予算の議決を受けて本格的に着手していきたいと、そういう考え方です。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） こういった調査の状況ですね、あるいは、またそういった状況を議会だけではなくて市民に対しても、やはり明らかにしていく、丁寧に説明していくということが必要になると思うのですね。

答弁の中にもありましたが、まだまだ一部の住民にしか説明されていません。隣接する真滝地区についても、ほんの一部ですね、真滝7区といっても隣接するほんの一部の4、5件にしか案内がなかったということですし、また、地域協議会がありますが、そこでも一部の役員だけの案内で説明をしているという状況です。

そういう状況を見ても、壇上でも話しましたが、ほかの地域から来て狐禅寺で農業をしている、営んでいる、そういった農業関係者にもまだ説明がございません。こういった人たちを対象にした説明、対応というのをしていくべきと思いますが、今どう考えているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今回の補正予算に調査費を計上させていただいております。きょうの議会でも議決になりましたら、10月の初めにはそういう、例えばりんご園の経営者の方々とかですね、そういった方々を、住所を置いていない方々を対象に説明をしたいと思っておりますし、それから測量調査に入る前に今回の要望のあった場所の周辺の方々にお集まりをいただいて説明をしたいと。そういったことで進めてまいりたいと。

また、調査結果についても、9月9日に対策協議会の役員の方々と懇談した際にも、それが出たら速やかに知らせてほしいというようお願いもいただきましたので、それらも、役員はもとより、全世帯に文書を作成して、だれでもわかるような形で説明していくことが必要だろうということで、そこはやっていきたいというふうに考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） そこで調査の結果も出るかとは思いますが、最終的な結論ですね、これは地元住民の理解と合意が欠かせない、これまでもずっと言ってきたことです。

それは農業者も含めて、その地域で農業をやっている農業者も含めてなのですが、ですから、地権者だけの意見で進めるべきではないと思いますし、その調査結果だけで結果が決まるものではないと考えています。そういった考えなのですが、管理者はどう考えていますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私どもとしても、その調査結果のみをもって最終的に判断していくということは毛頭考えておりません。広くその関係してくる方々に対して丁寧に説明をして、ご理解をいただけるように最善の努力をしてまいりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 私も、そういう立場に立たなければ、本当にこれは民主主義の観点からいっても大きな問題になると思うので、そういった住民合意を絶対に、住民合意は絶対に重要でありますから、その立場で進めていっていただきたいと思います。

午前中の議論にもなっていますが、やはり覚書がある、そういうところでこういった協議が2年半も行われているということは、やはり民主主義として間違っている時間を経過しているのではないかと思います、この点についてはいかがお考えですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 2年半経過しているので、民主主義のあれから見て間違っているのではないかとご意見ですが、私はそうは思いません。民主主義というものをあくまでも基本に置いてこれまでも行動してきましたし、これからも丁寧に説明をしていくという姿勢は貫いていきたいと思っています。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 場所を決定するまでの時間と、あとは民主主義の問題というのはちょっとごっちゃになってしまいましたが、場所を決めるのに2年半かけるというのが本当に適切な対応かどうかということを私は言いたいと思います。

なぜならば、ここに昨年11月、広域行政組合で視察した仙南クリーンセンターの資料があるのですが、ここでは平成21年度から場所の再検討をしまして、1年後の平成22年には場所を決めているのですね。

やはり、当市のように、本当に老朽施設で一刻も早く新しい施設の場所を選定しなければならないときに、やはり覚書があるようなところと、民主主義だからといって、反対運動も広がっている中で、そういうことをずっと了解するまで、いつまでも狐禅寺だと、丁寧な説明だとしていくことが、それがイコール民主主義かということが疑問なのですね。その点については、どこで、やはり場所決定について、これまで何度か議員の中からも、そういった期日を決めて取り組むべきだという話がありましたが、ここに来て、やはりきちんとそういう考えを持たなければいけないのだと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 市議会の場合でしたか、向こう1年という一つの期限を私はお話しさせていただいたところでもございます。そこに向けて最大限の努力をしていくということでございますので、確かに時間はかかっております。その時間がかかっているということについては、これはそのとおりでございまして、言いわけできないところでございますけれども、今置かれている状況の中で私としては最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、1年という期限を切ったということで、本当に今、そういった判断する時期が迫ってきていると思います。この間の議会の議論をきちんと踏まえて、市民にとっての本当に民主主義がある判断をお願いしたいと思います。

次に、介護保険制度についてお伺いしたいと思います。

まず、この介護保険制度についてですが、本当にひどい国の介護保険はずしが行われているのですけれども、まず、いろいろな業界などからも保険給付を取り上げる、本来、介護保険は介護の社会化という合い言葉で始まったものですが、こうした現状について、まさしく国家的詐欺だという話がわき上がっているのですが、これについては、管理者はどうお考えでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今般の介護保険制度の変更については、さまざまなご意見が、立場、立場でそれぞれ、さまざまなご意見が出されております。

私は、やはりそのあたりは、国が全体的な、概括的な視点から見て判断されたものであると思いますし、そのとき、そのときだけのものでなくて、ある程度長期的な視野に立っての判断で、こういう変更点を出してきたものと、そういうふうに理解しているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 答弁にもあったように、本当にこの介護保険、各市町村でやることになる大変な経費がかかります。そのためにも、やはり公的介護保険でやっていくという財源なども含めて、国にきちんと意見を上げていっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） その点については、私どもとしても、私どもといいますか、岩手県市長会として東北市長会に上げて、そして決議をいただいて、それをもって国のほうに要望していくという計画で今動いているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） よろしく願いいたします。

いろいろ説明いただいたのですけれども、来年の4月実施に向けて現在の進捗状況というのは、事業所の説明もやったということなのですから、進捗状況ですね、そのボランティア団体、受け皿となるボランティア団体など、どういう状況になっているのかお話しただけの部分、お願いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほど管理者が答弁もいたしました、8月には事業所のほうにアンケートを行いまして、そのアンケート結果をもとに意見交換会も実施したというところでございます。

事業所については、やはり現在、介護保険で決められた基準のサービスをやっているのですが、それより落としたサービスをやるという部分についてはかなり抵抗があると。そして、ということ

はサービスが下がるわけですから、そこらあたりを大変危惧しているというような話がございました。

また、今度は一方、その地域の方々、自治会等を含めた形で任意の団体の方々にサービスを提供をお願いしていくような状況でありますけれども、ここらについても直ちにというような状況にはなかなかないというので、我々の取り組みとしては大体40%程度の進捗状況かなと、具体的なところをこれから詰めていかなければならないかと、そういう段階にあるかと、そのようにとらえております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） やはり、受け皿を広げるという人的な確保というのは、団体とか大変苦勞するところだと思います。そういう状況だと、従来サービス提供してきた事業所がやはりこういったことを担っていく必要があると思うのですが、この事業所さん方のアンケートでもいろいろとお話しされているそうですが、これまでのサービスをやはり広域行政組合としても落とすべきではないと思いますし、事業所でもサービスを落とせないと、そのためにはこれまでの報酬ですね、これについてどうやっていこうとしているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 基本的な介護報酬の単価については、国の基準があるわけですから、それに基づいてやっていく、やらざるを得ないというのが実態だと思います。それで足りない分を組合独自にカバーできるかどうかというあたりは、なかなか難しいのかなというふうには考えております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今、国の基準に基づいて行うということなのですが、最低限ですね。プラス組合でどうカバーしていくかということなのですが、この考えに間違いありませんね。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 介護報酬が下がった分、現状より下がつて差が出るわけですが、その分を組合で負担をするかどうかも含めて検討は必要だと、そういうつもりで申し上げたところであります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、そういう立場で進めていってほしいと思います。

ホームヘルパー協会の方々も大変困っているという状況なので、介護予防というのは本当に高齢の方々の生活と、あと健康に本当に大切なものなのですが、そういう中でも特に今問われているこの要支援1、2、軽度の方々の初期段階における専門性の高い生活援助サービスの提供こそが大事だといわれています。この点については、そういう考えだと思いますが、具体的に事の大切さ、必要性、これはどういう立場で総合事業を行おうとしているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今、どういうことが組合として、あるいは地域としてできるのかというあたりを調査しているというか、可能性を検討している段階でありますので、なかなか形が見えていないと、しっかり見えていないというのが今現在の認識であります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、このところをきちんと定めて、最低限、今までのサービスはやはり低下は絶対しないと、そうしていかなければ、こういった要支援、軽度の方々の支援について

も、やはりホームヘルパーの協会の方々がおっしゃっているのは、利用者の気力の衰えの回復や交流不足を補って、やはり生活援助だけではなくて、そういった生活の再生と現状、今の肉体の現状の維持、それから悪化の防止にもつながっているということで、将来的には介護給付費削減につながるものだという考えで取り組んでいるということです、やはり、こういう立場で業界の方々等の意見を聞いて総合事業、平成29年の4月から実施できるようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

次に、菅野恒信君の質問を許します。

菅野恒信君の質問は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 日本共産党市議団の菅野恒信でございます。

先に通告しておりましたとおり質問をいたしますので、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

国民注目の臨時国会が始まりました。代表質問も行われております。その中で、これからこの場で私が最初に質問しようとする介護保険問題が取り上げられました。

来年早々に開会される予定の通常国会で介護保険法が改悪され、私から見れば改悪され、要介護1、2が介護給付から外されることに對し我が党の志位委員長は、要支援1、2及び要介護1、2の人数は、認定された人全体の65%を占める、このことについては先ほどの岡田もとみ議員の質問の中にも言われていたことですが、このように述べています。高い保険料を徴収しながら給付を取り上げるのは、国家的詐欺だというほかはないという指摘でありました。

この国家的詐欺というのは、ちょっときつい言葉のように聞こえるかも知れませんが、しかし、実はこの言葉を最初に使ったのは、これも岡田もとみ議員から紹介がありましたが、2000年にスタートした介護保険法、その当時の生みの親といわれた厚生労働省の老健局長、堤修三氏でありました。この堤さんはその後、社会保険庁の長官まで上り詰めた方であります。この方がシルバー産業という業界の新聞の中で、国家的詐欺だというふうにつくった人、介護保険の生みの親だといわれた人の言葉であります。それがいろいろなところで使われているというのが実態であります。

安倍首相からは反論も、それに対する説明もなかったことは、認めざるを得なかったのかなと私は理解をしているところであります。

先日終了した一関市議会でも、この問題で私も賛成者として提出された意見書が採択されました。また、臨時国会では働き方改革も大きなテーマになっておりますが、その問題にもかかわる広域行政組合の職員の問題、指定管理、業務委託で働く労働者の問題についても関連する質問になりますことを通告しておきたいと思えます。

最初のテーマであります高齢者介護施設の拡充についてお聞きいたします。

一関地区広域行政組合では、施設の入所待機者の現状、あるいは今取り組んでおります第6期施設の計画進捗状況、あるいは今日の到達点、もしかしたら来年度に計画しているものがあれば、それをお答え願いたいと思えます。

そして、忘れてはならないのは、団塊世代が後期高齢者のピークを迎える、いわゆる25年問題があります。この25年問題は残り10年を切っており、すぐ先のことであります。一関市ではピークはいつにどれだけの高齢者人口を迎え、また、入所希望者のピークはどれぐらいになるのか、

もし試算なり予想ができていのがあれば、それをお答え願いたいと思います。

介護の2番目であります。

昨年度から介護報酬のカットが行われました。福祉法人などは大変困っています。この法人経営の困っている実態、あるいは行政に対するニーズなど、どのように把握されているのか、あるいは今後、法人の施設拡大は、意欲はあっても資金的なことではなかなか困難だということもあろうかと思います。どのようにそれらを把握しているのかお伺いをいたします。

介護の3番目であります。

さまざまな今、問題が表面化してきております。国は、先ほど言いましたように、1月から予定されている通常国会でさまざまなことを今検討をされていると報道をされています。その中には、これは新聞やテレビの報道によりますと、負担の増を図るために20代、30代まで保険料徴収の対象にするということなども検討されると伝えられております。一関地区広域行政組合としては、こうした介護保険制度の行方に対してどのように受けとめ、さらに国に対してどのような要望を行われているのか、あるいは今度行おうとしているのかについてお答え願いたい、このように思います。

大きな2つ目のテーマ、高齢、障がい者、ひとり暮らしなどで、ごみ出しが困っている市民への支援についてお尋ねをいたします。

このテーマでは3月議会においても質問をいたしました。そのときの答弁は、これらについてはなかなか困難で、地域のボランティア、地域の協働の力でぜひそれらを支援していただきたいと考えているという答弁でありました。

その後、市内のある収集業者から私に連絡がありました。実は盛岡市で先駆けて、ごみ出しサポート事業というのを実施しているようだという話でありました。早速、盛岡市担当課に連絡をしてその取り組み状況をお伺いをしました。対象者はわずか400、500名ということで、かなりハードルが高いことになっておりますので、まだまだ問題はあろうかと思いますが、しかし、少なくとも、そのように具体的にそういうごみ出しなどについて苦勞されている方に支援の手が行政から出されてきているということについて、ぜひ、一関市も高齢者に、あるいは障がい者にやさしい先進地の仲間入りとして進んでいっていただけないものか、検討できないものかをお伺いしたいと思います。

3つ目のテーマでございます。

焼却処理施設の緊急対応について伺います。

何度も言われているように、狐禅寺の焼却場は築後34年、35年と経過して、いつ故障が起きてもおかしくないというようなことが議会でもたびたび指摘されております。

これは私の記憶にあるのですが、どこかで何かあったときは、隣の奥州金ヶ崎行政事務組合には2炉あると、通常使っているのは1炉なので、もう一つの1炉には余裕があるのではないか、そういったところを使わせていただくことなどが考えられるかといったようなことが話題になりました。

私は奥州金ヶ崎行政事務組合に電話をいたしまして、どんな状況なのかとお尋ねをいたしました。来年度から3年間かの大規模な改修工事に入る、したがって、1炉は完全に休止になるということなので、よそのところに支援をするというようなことは困難な状況ですということを伺いました。

そこで、まず第1には、一関地区広域行政組合のごみ処理施設、ごみという言葉はうまくない

かも知れませんが、焼却処理施設の故障、あるいはそれに対する改修の実態、どのような状況なのかをお聞かせください。

2つ目には、もしその今使っている焼却施設に故障が起きたときには、どのような対応をされていこうとしているのか、これらについてお伺いをしたいと思います。

この壇上からの質問は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菅野恒信議員の質問にお答えいたします。

まず、高齢者数と介護施設の整備状況についてでございますが、一関市及び平泉町内の65歳以上の高齢者は、第6期介護保険事業計画を策定いたしました平成26年の9月末現在で4万2,570人でございます。このうち、75歳以上の後期高齢者は2万4,568人で、高齢者の57.7%となっております。また、平成28年8月末現在の高齢者は4万3,669人で、後期高齢者は2万4,658人となっているところでございます。

今後の65歳以上の高齢者数は平成32年がピークと想定され、平成26年9月末に比べまして1,976人、4.6%増加の4万4,546人、75歳以上の後期高齢者は平成42年がピークと想定され、1,434人、5.8%増加の2万6,002人と見込んでいるところでございます。

第6期介護保険事業計画の期間中の施設整備についてでございますが、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームで定員50人分、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホームで定員232人分、それから認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホームで定員90人分、介護老人保健施設で定員20人分、小規模多機能型居宅介護事業所で登録定員29人分、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で2事業所分、それから看護小規模多機能型居宅介護事業所で2事業所分、これらをそれぞれ整備する計画としているところでございます。

これらの計画に対する現時点での進捗状況でございますが、施設、それから居宅系のサービスにおいては、平成27年度と平成28年度に実施した地域密着型サービス設置事業者の公募によりまして、小規模特養が3事業所87人分が決定しているところでございます。このうち、1事業所が本年4月に開所、2事業所が平成29年3月の開所予定でございます。

グループホームにつきましては、4事業所で54人分が決定しておりまして、このうち2事業所が平成29年3月に開所予定、1事業所が平成29年3月と平成30年の3月に2ユニットで開所予定、それから1事業所が平成30年3月に開所予定という計画になっております。

小規模特養とグループホームを合わせた入所可能となる141人分ありますが、これは平成27年度から平成29年度までの第6期計画で見込んでいる392人分の36%となり、いわゆる特別養護老人ホームの入所待機者の解消が進むものと考えているところであります。

また、在宅サービスでは、公募により小規模多機能型居宅介護事業所1事業所24人が決定いたしまして、平成29年3月の開所予定でございます。

なお、地域密着型サービス事業者の公募につきましては、本年の4月の公募に引き続き、現在2回目の公募を行っているところでございます。

当組合といたしましては、今後とも在宅サービスの充実を図りながら、増加が見込まれる特別養護老人ホームの入所待機者や認知症高齢者、そしてその家族を支援するために、一関市及び平

泉町内の事業者に協力を求めながら、施設等の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護報酬の改定に伴う法人の経営への影響についてのお尋ねがございました。

この件につきましては、先の3月定例会一般質問においてお答えしているところでございまして、以降6カ月を経過した現時点で基本的に状況に変化はないととらえております。

平成27年度の介護報酬の改定は、全体でマイナス2.27%となっておりまして、介護職の処遇改善分野、重度者への対応の加算分を差し引きますと、介護施設の経営上は実質マイナス4.48%の引き下げとなったところでございます。

介護報酬の改定による市内の事業所への影響につきましては、本年1月に一関市及び平泉町内の小規模特養やグループホームなどを対象に調査をした結果、多くの事業所では非正規雇用も含め必要な人員は確保しているものの、運営に余裕がない事業所が多く、また、人員補充のための求人を行っても応募がなく、現在でも募集を行っている事業所が多いということが確認されたところでございます。

また、管内で特別養護老人ホーム定員87名の光栄荘、あるいは介護老人保健施設、定員60名の老健ふじさわなどを運営しております一関市の病院事業の場合には、介護報酬改定に伴い介護職員処遇改善加算分を含めても、平成27年度決算の収入では対前年比で800万円ほど減少したとのことでございます。

事業所への支援については、構成市町が行っている事業となりますが、一関市では昨年度実施いたしました介護担い手育成講座、介護職員初任者研修奨励金事業、あるいは介護職員トップセミナーに加えまして、本年度から新たに介護職員初任者研修費用に加え実務者研修費用に対しても奨励金を交付する介護職員研修奨励金事業、それから奨学金の貸与を受けて介護福祉等の資格を取得した者であって、市内の介護事業所に就職して定着した場合に、奨学金の返還額の一部を助成する介護人材確保奨学金補助事業、それから看護師、准看護師、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対しまして、市内の医療介護施設に医療介護従事者として一定期間勤務した場合に返還義務を免除する奨学資金の貸し付けを行う医療介護従事者等修学資金貸付事業を実施いたしまして、介護職員の確保の対策に、その充実に取り組んでいるところでございます。

また、平泉町においても、新たに本年度から介護職員初任者研修奨励金事業に取り組んでいるところでございます。

なお、組合では、各事業所に対しまして、実施指導や新規指定事業所の選考の際に、職員体制の充実や資質の向上に努めていただくことなどを求めているところでございますが、今後とも構成市町と連携して、介護事業者との意見交換会などにより、事業者が必要とする支援内容の把握に努めて支援をしてまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度に関する国への要望についてでございますが、組合といたしましては、平成27年度の介護報酬の改定に伴い、介護事業所の運営に支障が生じていると認識しているところでございます。

このような中、今般、国は、平成28年2月の社会保障審議会の介護保険部会において、訪問介護のうち、掃除や調理、買い物など生活援助のサービスについて、要介護度が低い軽度者に対する給付を縮小する方向で検討に着手していることから、軽度者向けサービスを介護保険の対象からはずして市区町村の事業に移す、あるいは事業者に支払う報酬を引き下げるなど、多くの高齢者にとってサービスが縮小されるのではないかとというふうに懸念をしているところでございます。

介護を担う人材の確保、あるいは介護サービス事業所の経営の安定化という問題は、介護保険

制度の根幹にかかわる問題でございます。事業者の経営の安定化を図るため、介護報酬の改善見直しを含め、より一層の制度の充実を図ることについて、全国市長会や全国広域化推進会議を通じて国へ要望しているところであり、今後であっても、さまざまな機会をとらえて働きかけてまいりたいと思います。

次に、障がい者、高齢者の一般廃棄物の収集サービスについてでございます。

この件についても、先の3月定例会での一般質問にお答えしているところでございまして、現時点でこれが大きく変わったというところはございません。

障がいのある方やひとり暮らしの高齢者の一般廃棄物の排出の支援のために自宅まで収集に行けないかというご提案もありました。個々のお宅から廃棄物の収集を行うなどの個別サービスについては、収集体制や費用、運行ルートなどさまざまな問題がございまして、現時点においてはなかなか難しいなという感じがしております。

生活に支援が必要な障がい者や高齢者については、一般廃棄物を集積所に出すことだけでなく、買い物や見守りなども含めた生活支援を総合的に考えることが必要でございます。そのため、介護保険事業では新しい総合事業を導入することとして、本年4月から地域における支え合いを推進する生活支援コーディネーターを新たに3人配置しておりまして、高齢者が自立した生活が維持できますように住民の支え合いによる地域づくりを行うなど、自治会等と連携して地域課題の掘り起こしと現状把握に努めているところでございます。

今後は、自治会や地域協働体での取り組みなどを含め、構成市町と積極的な協議をしてまいりたいと思います。

次に、一関清掃センター一般廃棄物焼却施設の維持補修についてでございますが、昭和56年度の施設稼働から平成27年度までの35年間の維持補修費の総額、これは27億6,000万円ほどになっております。

毎年度の維持補修費の推移については、供用開始から10年目の平成2年度、これが2,700万円ほど、それから20年目の平成12年度が9,200万円ほど、30年目の平成22年度が1億300万円ほど、そういう推移になっております。経過年数に伴い、この維持補修費が増加傾向にあるということがはっきり見てとれます。

この期間における大きな故障としては、平成27年度において焼却炉内のレンガの一部脱落、あるいは灰を運ぶクレーンの走行用モーターの不具合などが発生して、焼却を一時停止したことがございますが、これまで一般廃棄物の受け入れには支障が出ることはなかったところであります。

改修工事の内容については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正によりまして、平成12年度から平成13年度において、ダイオキシン類の排出を抑制するための設備と電気集じん機で捕集した排ガス中の灰から重金属類が溶け出すことを防止するため、灰を固形化する装置を新設したところでございます。

また、平成23年度には、老朽化した設備の更新、省エネ対策のため電気使用量の多い排ガスの送風機を制御する装置、これを改修を行ったほか、耐用年数を経過した受電用変圧器をより効率の高いものへ更新したところでございます。

なお、焼却施設の緊急時の対応についてのお尋ねがございましたけれども、この件については事務局長から答弁をさせますので、よろしくお願いします。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） では、私からは焼却施設の緊急を要する事態の対応についてお答えをいた

します。

一関、大東の両清掃センターでは、一般廃棄物処理施設の設備事故による運転停止に至った場合の対応事項、これをマニュアルフロー化をして作成しており、これに基づき対応することとしているところでございます。

また、焼却炉が運転できなくなった場合は、復旧に要する時間を見込み、通常体制で受け入れが可能かどうかを判断し、受け入れができない場合には、あらかじめ定めた周辺施設に対して代行処理が可能かどうか協議することとしているところでございます。

以上です。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） それでは、一つ一つお尋ねしていきたいと思います。

介護報酬の引き下げによって法人などが大変困っていると。先ほど管理者からは、藤沢病院の事例が紹介をされました。一関市議会の教育民生常任委員会の分科会審議でも病院関係者からその資料をいただきました。確かに800万円を超える減額ということになっておりました。

その際に、病院の事務局長の話では、その後どうするかということですね。結局、退職する看護師、あるいは介護職員について臨時で対応するしかない、つまりそういう対応しかできない。本来までは正規看護師がいたり、あるいは正規の介護職員がいたのだけれども、減収などによって資金的な面でどうもそれができかねるので、臨時的対応というふうに、これはしっかりとした公立の病院でも介護事業の分野ではそういう状況であります。

もう一つ、私は先日、ある市内の法人の方とお会いしてお話を伺いました。平成26年度と平成27年度で比較して、何と1,500万円の減収なのですね。どうするのですかというふうに聞きますと、それは減収だけではなくて、結局、単年度では赤字だということです。どうするのですかという、腕を組みながら、いい方法はない、結局、人件費に手をつけるしかなくなるかなと、それ以外に余裕はないということですね。そういうことをある施設の法人の幹部の方がお話をしておりました。

そこでお伺いをいたしますが、私は岩手県内全体、あるいは一関市内全体の法人の経営団体の決算状況であるとか、そういったことが手に入らないかと思ひまして、県のほうにも問い合わせをいたしました。法律の改正によって今は、県が福祉法人の現況届というのは、市をまたがる、市町村をまたがったところの法人の分しか県に上がってこない、市内にだけあるという法人等については市への、市長への報告事項になっている、だから、一関であれば一関市の福祉事務所なり何なりに行ってお尋ねすれば手に入るということで、若干手に入れることができました。そうすると、あとはホームページなどでも公開されているのが多少あると。

そういう意味で、具体的な数字、こういう法人では、こういう事業ではこれだけの減額、削減ですね、あるいはマイナスになっているかというようなことがわかるようになっているということなのですが、それについては広域行政組合のほうでは入手し、さらにそれを分析するというようなことはしていますでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） すべての事業所、あるいはその事業所を運営する法人の決算状況を把握しているかということについては、結論から言えば、しておりません。わかるのは、新たにサービスの公募をした際に法人の決算状況等を書類として見させていただきますので、その場合はわかるというところであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） これは全国の法人などが本当に困っていることですね。

先ほど藤沢病院のことをお話ししました。結果的には、正規看護師や介護職員を減らす以外になくなる、あるいは小さなところでは、もうとっくに臨時しか使っていないということでは減らしようがない。そうすると、賃金やその他の待遇に手をつけなければ乗り越えられない。そうすると、やはりまた介護職員の人材が獲得できなくなるということの繰り返しになってしまうのですね。そうすると、先ほども言いましたけれども、ピークが平成32年なり何なりに向かって進んでいく、その中でどのように、施設であれ在宅であれ、これを乗り切るかということについては、施設も、それから人材も本当に困難になるという時代にこれから入っていくのではないかというふうに思います。

そういう意味で、広域行政組合のほうでは第6期介護保険計画でどれだけ待機者がいて、どうそれを解消するために施設をいくつつくるかというだけではもう間に合わなくなると私は思っているのですね。そうすると、もうピークの平成32年の中長期の中で本当にどれだけの入所者、希望者というのが出てくるのだろうかというようなことを把握しながら、もちろん第何期介護保険計画というのは法律に基づいてつくらなければいけませんから、それはそれでつくりながら、試算であれ方向づけであれ、やらないと間に合わなくなるのではないかという心配をしておりますが、そういったことについての対応などについてはご検討されているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 平成30年度から第7期の介護保険事業計画を、3年間の計画を策定するということになるかと思っておりますけれども、現在まだ第6期計画での、施設の整備を初めとして、まだ途中でありますので、具体的に第7期に向けた検討というのは現時点ではしていないところであります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 次に、グループホームについて少しお尋ねをしたいと思います。

グループホームは、これは許可とか認可ではなくて、指定という言葉になっておりますね、つくる際の、いわゆる許可のことですが。それはここ2年ほど前から市町村に権限が移譲になりました。

このグループホームで今、全国で何が起きているか、あるいは我々の身近で何が起きているかという、一番早いのは、この間の岩泉における土石流といいますか、水害が出たときに飲み込まれた、9人、定員全員が亡くなったというのは楽ん楽んというグループホームですね。あのときの報道を見ますと、1人しか職員がいなかったのです。もちろん、2人いたからといって、あれは救えたものではないかもしれませんが、しかし、グループホームで夜間のときに1人しか職員がいらないというのは全国同じなのです。

私、調べてみました。ここ3、4年の間で、グループホームで火災が起きて全員亡くなったとかということが結構起きているのですよ。夜間のときというのは、グループホームでは1人ですから、職員は。私は、実はこの問題もありまして、夜間一晩、1人の職員でやっているということは、休憩も何もとれない。グループホームですから、認知症のお年寄りなどもおりますね。9人ですから1人で見れるのかと。そうすると、それは休憩も休息もとれない。

それで私は労働基準監督署に行きました、この問題で。労働基準監督署は、これは労働基準法違反、グループホームの問題も介護保険の問題も厚生労働省なのですから、同じ厚生労働省

の労働基準監督署は、休憩も休息時間も与えられないのは労基法違反ということで、2年間だったか、さかのぼって残業手当を払えということにもなりました。これは残業手当の問題ではないのですけれども、そういう何かあったときに対応できないような職員体制の配置が介護保険法における職員配置なのですね。

その中で、それでは広域行政組合がどうできるかということは、もちろん、おのずから限度があると思います。それは、これを抜本的に変えるような国に対する要望もさることながら、しかし、広域行政組合として、それら、火事でも起きたらそれはもうどうしようもないことが起き得る、それに対する支援とか対策というものを考える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） グループホームでの問題、今回の台風の岩泉の例もありますけれども、我々と申しますか、組合としても管内の福祉施設がどのような状況に立地しているのか、そういったものを把握しているところであります。幸い、河川の近くに、越水するような場所に立地している施設は極めて少ないというふうな認識でありますし、それらの方々が日常的にどういうふうな防災対策をとっているかということについては、各施設からアンケート形式で調査をしております。

また、それに対して、今度は一関市の災害対策本部の中に私がオブザーバーとして入っておりますので、気象状況等、そういう危ない状況になるということについては、随時、ファックス等で各施設に伝達するような仕組みを構築しているところであります。

また、そもそも地域密着サービスですので、グループホームなり小規模特養なりでは、地域の方々から運営についてさまざま協力をいただくという体制をとっているはずなのです。私の自宅の近くにもグループホームがありますけれども、毎年、地域の方々がそこに集まって消防訓練をやっておりますので、何かあった場合はそういうふうに駆けつけるという体制をとっているところが多いというふうに思っておりますので、組合でやれる、応援できる分は極めて少ないかなと思いますけれども、やはり地域の方々と一緒に生活しているグループホームですから、地域の方々に基本的にご協力いただくという形が望ましいのかなと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） ひとり暮らし、障がい者などに対する廃棄物の、ごみ出しとか、いろいろなことに対しては答弁がありましたように、その一部分の廃棄物の出し方というだけではなくて、生活、買い物も含めて総合支援という言葉がありました。それは全くそのとおりだと思います。ですから、広域行政組合の援助だとかに限らずに、広くさまざまな公的なり、あるいは地域のサービスで、そういった方々のそういう悩みを解消するということが大事だと思いますので、これからいろいろな意味で検討していただければと思います。

ちなみに、私の地域に住んでいる80歳を超えるひとり暮らしの方にそういう問題をお尋ねしてみました。自分の家からごみステーションと通称呼んでいるのですが、そこまで400メートルぐらいあります。1人ではごみも出すことはできないと。したがって、ヘルパーが来たときに全部それをお願いすると。ヘルパーは毎日来ますかというのと、毎日来るわけでもなくて週1回とか2回ですか。そうすると、頼まれたヘルパーは、場合によっては出す日ではないときに全部一緒に出すということなどもあるのかなというふうに思ったりもしております。

いろいろな問題がありますけれども、ぜひ、こういったことについても引き続き、いろいろな

角度からご検討をして、そして私は高齢者、障がい者にやさしいまちづくりというものを具体的に何から始めていくかと、既に始まっている面もありますけれども、それを引き続きご尽力いただくこととお話ししておきたいと思います。

次の焼却場の緊急対応についてであります。先ほど答弁がございましたけれども、昭和56年につくられて35年になるということで、だんだんにやはり大規模改修が必要になってきているというふうにお話がありました。

平成27年度の決算で見ますと、これは私もよく吟味したわけではありませんけれども、決算書の中に平成27年度では1億3,000万円ほどの、これは定期補修というふうな、たしか書き方になっているのですが、これはあらゆる、定期であろうが、何か問題があって緊急に修繕しなければならなかったのか、トータルで1億3,000万円なののでしょうか。それとも、定期は定期で、何があっても何がなくてもやるものだからと、それ以外に何か事故に対する修繕の経費というのとはほかにかかっているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今、1億3,000万円ほどというふうなことも数字で出てまいりましたが、定期補修ということで毎年度計画をしながら、複数年度にわたって計画をしながらそういった予算を組んでいるわけがございますけれども、そのほかに小規模な補修というものも出てまいります。また、ものによっては緊急というものも当然出てまいります。緊急の事例は確かにございますけれども、今のところ、小規模な緊急のものということから、今ご紹介いただいた1億3,000万円ほどの定期補修の中で、それらを取り入れて、一緒に合わせて補修をしたり、あるいはそのほかに小規模の修繕というふうな予算もございます。そういった中で対応しているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） それはわかりました。

もう一つの事務局長の答弁の中で、一関の焼却場が稼働できなくなったというときの緊急対応として、近隣の施設にあらかじめ相談をして対応を考えておかなければという、あるいは行っているという意味でしょうか、そういう答弁がありました。具体的にどういうところのどういう施設にそういったところがもう相談をされているのでしょうか。先ほど、マニュアルフローということで対応するとございました。その中にそういったものも加わっているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 先ほど、あらかじめ定めた周辺施設に対して代行処理が、代行して処理をしていただくことができるかどうか協議していくという、そういう手順だということで申し上げました。その施設はどこかということになるのかと思いますけれども、まず、一関清掃センターが故障で新たにごみを受け入れることができなくなったような場合ということになるわけですが、その場合は大東清掃センターで処理できる分は大東清掃センターで処理をすると、大東清掃センターで処理しきれない部分については、奥州金ヶ崎の広域行政事務組合、あるいは岩手中部の広域行政組合のほうに代行処理ができるかどうか協議をお願いしていくような形になると、これが大東清掃センターが処理できない場合は一関清掃センターで処理、できる分は一関清掃センターで、できないものは他の組合等をお願いをしていくと、そういう手順だということでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 具体的に緊急にどこかにお願いしなければならないというとき、大東清掃センターというのが出ました。それから奥州金ケ崎ですか、この名前も出ました。北上も出ました。

先ほど、奥州についてはお話ししたとおり、来年度から工事に入るので、逆に電話で事情を聞いた、電話に出られた職員の方々には逆に、一関にこちらも何かあったときには頼みたいくらいだというような話が出るくらい、それはちょっと難しい話だと思うのですね。

北上という話も出ました。それは例えばの話かもしれません。具体的に北上の施設にお願いしたらどうなるのかというようなことまで吟味したものではないかも知れませんが、遠くなりますよね。そこでさまざまな問題も出てくるかと思います。

そういう意味では、やはり今動いている、しかし、もう本当にだんだんに故障の数も多くなり、大規模な改修もふえてきているという中で、まさに寿命寸前というふうになっているのではないかとこのように思います。

そこで、そうすると、後でまた別な議案のところでお話もいたしますけれども、一関の清掃処理施設に対する取り組みというのは、猶予ならない事態にそういう面でも来ているのではないかとこのように思いますが、そこで定期補修であれ何であれ、大きな企業が来てやっているようでもありますけれども、そういう企業から見て、一関の清掃センターの焼却施設についてはどのような意見といいますか、指摘というのが出ているのかお聞かせください。

議 長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 定期補修工事については、今ご案内のとおり、施工業者が主に大きな工事については受け持って補修しているところでございます。その都度、毎年度補修に入るたびに、状況が毎年度焼却を行っていることから、開けてみなければわからないという部分が当然ございます。

そういったものを踏まえて、修繕が終わった時点で来年度に向けての補修なり、あるいはこれからどうなるのだろうというふうなことについては、当然私どもでも事情なり、その補修の内容についてはまた次年度に向けた聴取をいたしますけれども、そういったことも踏まえてお話を申し上げますと、修繕に入る業者の、これはほかの施設にも入っているわけでございますけれども、そういったものも踏まえてのお話のようですけれども、ご存じのとおり、一関の焼却施設についてはかなりの長い年数を稼働していると。それから、ほかの業者が言うには、他の事例でも同じぐらいの年数を稼働しているところもあるけれども、比較的この施設については、稼働が昭和56年ということで、かなりさかのぼりますけれども、当時としてはやはり施設としてはしっかりしたものであるけれども、設備そのものは今のようないろいろな面で複雑化していないような状況もあると。

そういう面では、維持補修というものは可能な限り続けてきたけれども、今後についてもそういう点では見込める部分があるのかなと、補修を続けられるというふうな部分はあるのかなというふうないうことでございますけれども、ただ、それとは別に、老朽化というふうなこともございますし、それからごみの高エネルギーということもございまして、そういった面ではあまりあと何十年とかというふうなことの言及はもちろんしてございませぬし、ここ数年、何年かの改修計画を立ててございますけれども、改修というか、修繕でございまして、そういった中では何とかやっていけるような形で提言をいただいているというふうな内容でございます。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 介護保険の改定といいますか、私から見れば改悪と言っているのですけれど

も、これももう目と鼻の先になっていると。具体的に言えば、来年の通常国会に法案なり制度改悪を出すということは、次の第7期に向かってもう国は動き出しているということですよね。ということは、もうあと1、2年で一関市の第7期介護保険計画策定にそれが押し寄せてくるといいうことです。

さらに、焼却場問題につきましても、いつ何が起きるかわからないという状況だと思うのですね。そういう意味では、安穩としているはずではもちろんないとは思いますが、本当に枕を高くして寝れる状況にはないのだなというふうにつくづく思います。

そういう意味では、広域行政組合管理者初め皆さんにだけではなくて、我々議会一員も一緒に考え、そして具体的な解決策を見出すような努力をともにしていきたいものだと思っていることを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午後3時まで休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後3時00分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第4、認第1号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第5、認第2号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第1号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第2号、平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 千葉会計管理者。

会計管理者（千葉隆君） 平成27年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、会計別総括表で説明を申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

まず、一般会計であります。歳入の決算額は、決算額B欄の22億5,625万7,831円、歳出の決算額は、決算額D欄の21億6,489万1,992円です。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額、B－Dは9,136万5,839円です。

次に、介護保険特別会計事業勘定であります。歳入の決算額は、決算額B欄の146億8,245万

5,343円、歳出の決算額は、決算額D欄の142億7,458万4,627円です。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額、B－Dは4億787万716円です。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります、歳入の決算額は、決算額B欄の4,041万8,057円、歳出の決算額は、決算額D欄の3,914万5,048円です。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額、B－Dは127万3,009円です。

また、一般会計及び介護保険特別会計とも平成28年度への繰越事業はありませんでしたので、翌年度の会計に繰り入れられる実質収支額は、それぞれ歳入歳出差引残額となります。

次に、財産について申し上げます。

74ページをお開き願います。

74ページから76ページまでは、財産に関する調書であります。

74、75ページは、公有財産の土地及び建物について、また、取得価格が100万円以上の物品について、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載しております。

平成27年度は、土地のうち普通財産が9,170.82平方メートルの減となり、建物のうち非木造の普通財産で167.18平方メートル減となったところです。物品は、乗用自動車が1台減となったところです。

76ページをお開き願います。

76、77ページは、基金について記載しております。

76ページは、財政調整基金及び介護給付費準備基金について、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載しております。

77ページは、定額資金を運用するために設置されている基金の運用状況を記載しております。

以上で、私からの説明を終わります。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 私からは、認第1号、平成27年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入であります、1款1項1目総務費分担金につきましては、議会費、総務管理費、監査委員費などを賄う経費の分担金であり、その分担割合は、一関市が9分の8、平泉町が9分の1となっており、内訳は備考欄記載のとおりであります。

2目衛生費分担金につきましては、衛生総務費、火葬場管理費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であります。

1節衛生総務費分担金の分担割合は、均等割が10%、人口割が90%であり、2節火葬場費分担金、3節ごみ処理費分担金、4節し尿処理費分担金にありましては、均等割が10%、利用割が90%であります。

2項1目建設事業費負担金につきましては、地方債の償還に係る負担金であります。

分担金及び負担金総額に対する構成市町の分担割合は、一関市が93.3%、平泉町が6.7%であり、内訳は、主要な施策の成果に関する説明書の3ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

2款1項2目衛生使用料につきましては、清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機等の敷地料であります。

14、15ページをお開き願います。

2 款 2 項 1 目許可申請手数料につきましては、1 節一般廃棄物処理業許可申請手数料が38件分、2 節浄化槽清掃業許可申請手数料が5 件分であります。

2 目ごみ処理手数料につきましては、1 節一関清掃センター手数料は、搬入廃棄物の総量8,637トン分、2 節大東清掃センター手数料は、搬入廃棄物の総量2,790トン分の手数料であります。

3 目し尿処理手数料につきましては、1 節一関清掃センター手数料は5 万808キロリットル分、2 節川崎清掃センター手数料は3 万2,050キロリットル分のし尿及び浄化槽汚泥の手数料であります。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金につきましては、一関清掃センター、舞川清掃センター及び東山清掃センターにおける放射線空間線量率測定等のモニタリングに対する補助金であります。

2 項 1 目衛生費委託金につきましては、放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超える飛灰の保管に係る委託金であります。

16、17ページをお開き願います。

4 款 1 項 1 目財産貸付収入につきましては、土地の貸付収入及び県立千厩病院に併設した旧伝染病隔離病舎の県医療局への貸付収入であります。

2 項 2 目物品売払収入につきましては、一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるアルミ、スチール、アルミ缶、スチール缶、紙、ペットボトルなどの資源物の売払収入のほか、リサイクルプラザにおける家具、自転車など431件の再生品売払収入であります。

18、19ページをお開き願います。

8 款 2 項 1 目衛生費受託事業収入につきましては、一関市内の汚染牧草の焼却処理に係る委託料であります。

3 項 1 目弁償金につきましては、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策に要した平成23年度分から平成26年度分までの損害賠償請求額の一部が賠償金として支払われたものであります。

次に、歳出について説明を申し上げます。

20、21ページをお開き願います。

歳出につきましては、款項目ごとに備考欄に内訳を記載しております。

各事業には丸印をつけておりますので、その中で金額の大きいもの、または新規のもの、特徴的なものなどについて説明を申し上げます。

2 款 1 項 1 目総務管理費につきましては、2 つ目、総務管理費のうち広報等印刷費は、組合広報5 万500部を印刷したものであり、少し飛びまして、総合行政情報システム用機器使用料は、事務用パソコン25台の賃借料であります。

22、23ページをお開き願います。

2 つ目の財政調整基金積立金につきましては、前年度繰越金などを積み立てたものであり、平成27年度末現在高は1 億9,500万3,000円となったところであります。

3 款 1 項 1 目衛生総務費につきましては、4 つ目の衛生総務費のうち抵当権抹消登記委託料は、旧手負沢分別作業所跡地を一関市へ売却処分するため、司法書士へ委託したものであります。

一つ飛びまして、生活環境対策費のうち東山清掃センター環境監視謝礼は、埋立て地から浸み出る水の放射性物質濃度を測定するための水の採取の立会い謝礼であります。

24、25ページをお開き願います。

大東清掃センター・東山清掃センター施設周辺住民健康検査委託料は、公害防止協定に基づき、大東清掃センター及び東山清掃センター隣接地域住民の健康調査を実施したものであり、受診者数は、大東清掃センター隣接地域の受診者が179人、東山清掃センター隣接地域の受診者が65人となっております。

2項1目火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑について、平成26年度から指定管理により運営しているものであります。

26、27ページをお開き願います。

3項1目一関清掃センター費につきましては、ごみ焼却施設管理費のうち施設補修等工事費は、ごみ焼却施設の定期補修、排ガス処理施設の定期補修、天井クレーン整備などを行ったものであります。

次のリサイクルプラザ管理費のうち施設補修等工事費は、プラント設備の整備、用水中央監視装置の更新などを行ったものであります。

一つ飛びまして、粗大ごみ収集運搬事業費につきましては、粗大ごみ収集量が年々減少傾向にあることから、平成24年度から隔年実施としており、2つ目の大東清掃センター費も同様であります。

次に、廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、一関清掃センターなどの放射性物質濃度測定業務を専門業者に委託し行ったものであります。

28、29ページをお開き願います。

2目大東清掃センター費につきましては、2つ目のごみ焼却施設管理費のうち施設補修等工事費は、ごみ焼却施設の定期補修、ごみクレーンの整備、1号炉再燃室・耐火物補修などを行ったものであります。

次のリサイクル施設管理費のうち施設補修等工事費は、収集に使用した袋を破る機械である破袋機の整備、収集物を大まかに砕く機械である粗破砕機の整備などを行ったものであります。

3目舞川清掃センター費につきましては、舞川清掃センター管理費のうち施設工事費は、埋立て場所の最終覆土第1期工事、施設の水を処理するための活性炭吸着塔のろ材交換、排水の流末設備の修繕などを行ったものであります。

次の指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受け、8,000ベクレルを超える飛灰を保管管理したものであります。

30、31ページをお開き願います。

4目花泉清掃センター費のうち施設工事費は、埋立て場所の最終覆土第1期工事などを行ったものであります。

5目東山清掃センター費のうち施設工事費は、埋立て場所の下部、下の部分のエリアのダム工事、沈殿池の汚泥をかき寄せする機械の更新、廃棄物運搬用の敷鉄板設置などを行ったものであります。

4項し尿処理費、1目一関清掃センター費につきましては、2つ目のし尿処理施設管理費のうち施設補修工事費は、し尿処理施設の脱水機整備、し尿処理施設の前処理機整備などを行ったものであります。

32、33ページをお開き願います。

2目川崎清掃センター費につきましては、2つ目のし尿処理施設管理費のうち施設補修工事費は、高い負荷をかけて窒素を処理する設備のI Z循環ポンプ等の機器整備、遠心分離機の製造工

場での整備などを行ったものであります。

4 款 1 項公債費につきましては、施設整備、または災害復旧のために借り入れした組合債の元金及び利子で、事業ごとの償還金は備考欄に記載のとおりであります。

なお、地方債残高につきましては、主要な施策の成果に関する説明書 4 ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が一般会計歳入歳出決算であります。

次に、認第 2 号、平成 27 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

50、51 ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、1 節現年度分特別徴収保険料は、納付義務者 4 万 1,265 人、収納率は 100%、2 節現年度分普通徴収保険料は、納付義務者 5,034 人で収納率は 87.38% であり、収入未済は 597 件であります。

3 節滞納繰越分は、調定人数 1,622 人で収納率は 11.59% であります。

不納欠損件数 326 件の内訳は、死亡による相続人の不在などが 45 件、生活の困窮が 263 件、転出等による所在不明などが 18 件であります。

2 款 1 項 1 目介護保険事業費分担金につきましては、1 節介護給付費分担金の分担割合は、高齢者人口割が 10%、給付割 90%、2 節地域支援事業費分担金は、高齢者人口割 100%、3 節事務費分担金及び 4 節介護保険料軽減強化費分担金は、均等割 10%、高齢者人口割 90% であります。

分担金総額に占める構成市町の分担割合は、一関市 94.3%、平泉町 5.7% となっております。

分担金一覧表につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の 31 ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

4 款 1 項国庫負担金につきましては、保険給付費に対する国の負担分で、負担割合は施設系が 15%、居宅系が 20% であります。

52、53 ページをお開き願います。

2 項国庫補助金につきましては、1 目調整交付金は、第 1 号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合や所得段階の分布状況などを勘案して算定したものであり、交付率は保険給付費の 8.66% となっております。

2 目介護予防事業費交付金は、介護予防事業に対する交付金であり、交付率は事業費の 25% であります。

3 目包括的支援等事業費交付金は、任意事業及び地域包括支援センター運営経費に対する交付金であり、交付率は事業費の 39% であります。

4 目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴う介護保険事務支援システム改修分が基準額の 2 分の 1、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度のシステム整備分が基準額の 3 分の 2 などとなっております。

5 款 1 項支払基金交付金につきましては、保険給付費及び介護予防事業費のそれぞれ 28% であります。

6 款 1 項県負担金につきましては、保険給付費に対する県の負担分で、負担割合は、施設系 17.5%、居宅系が 12.5% であります。

54、55 ページをお開き願います。

3 項県補助金につきましては、1 目介護予防事業費交付金は介護予防事業費の12.5%、2 目包括的支援等事業費補助金は、任意事業及び地域包括支援センター運営経費の19.5%であります。

4 目介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金は、東日本大震災により被災した被保険者29人の利用者負担免除に対する補助金であります。

56、57ページをお開き願います。

8 款 1 項介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費に要する保険料分を取り崩したものであります。

10 款 2 項 1 目第三者納付金につきましては、交通事故など第三者の行為を原因とする介護給付に対する納付金であります。

次に、歳出について申し上げます。

58、59ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目総務管理費につきましては、3 つ目の総務管理費のうち、介護保険事務支援システム改修委託料は、介護報酬改定等に伴うシステム改修を行っております。

次のマイナンバー導入事業費につきましては、介護保険事務支援システムの改修及びネットワークの環境整備等を行ったものであります。

60、61ページをお開き願います。

3 項 1 目認定審査費につきましては、介護認定審査会を226回開催し、延べ8,957件の審査判定を行ったところであります。

認定審査の状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の35ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目介護サービス費から62、63ページの 6 目特定入所者介護サービス費までは、保険給付費であります。

平成27年度介護保険事業計画に対する給付実績の進捗率は98.7%となっており、サービス種類の利用人員、総費用等の詳細につきましては、主要な施策の成果に関する説明書39ページから41ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目基金積立金につきましては、平成26年度の純剰余金のうち、保険料分及び基金から生じた利子を積立したものであり、平成27年度末現在高は6 億4,770万6,886円となったところであります。

4 款 1 項介護予防事業費につきましては、運動器機能向上、口腔機能向上などの介護予防事業を構成市町に委託し実施したものであります。

2 項包括的支援等事業費につきましては、西部及び東部地域包括支援センターにおきまして、総合相談のほか権利擁護及び虐待に関する相談、介護支援専門員に対する支援、研修会の開催などを行ったところであります。

備考欄の3 つ目、包括的支援事業費のうち包括的支援事業委託料は、医療法人及び社会福祉法人など在宅介護支援センターに委託し、在宅介護等に関する総合相談業務を実施したものであります。

その下の地域包括支援センター業務委託料は、一関地域の一部、一関、真滝、舞川、弥栄と花泉地域、大東、東山地域及び平泉町分を社会福祉法人3 団体に、藤沢地域分を一関市病院事業に委託したものであります。

64、65ページをお開き願います。

任意事業費のうち任意事業構成市町委託料は、家族介護用品支給、訪問給食サービスなどを構成市町に委託したものであります。

6款1項1目諸支出金につきましては、過年度国県支出金等返還金は、平成26年度保険給付費等の精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金の返還金であります。

次に、サービス勘定について申し上げます。

68、69ページをお開き願います。

サービス勘定は、西部及び東部地域包括支援センターが所掌する要支援1及び2の利用者に係る介護予防支援計画書、いわゆるケアプランを作成し管理するものであります。

歳入の1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、ケアプラン作成料であり、1件当たり4,300円、初回加算3,000円、合計8,344件分であります。

70、71ページをお開き願います。

歳出の1款1項1目介護予防支援事業費につきましては、介護予防支援員を配置し、ケアプランを作成したところであり、介護予防支援計画書作成委託料は、居宅介護支援事業所に5,974件分のケアプランを作成したものであります。

以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、ご留意願います。

小野寺道雄君の質疑を許します。

小野寺道雄君の質疑は、一問一答方式です。

12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それでは、認第1号の決算書の24ページ、25ページの3款1項1目衛生総務費のうち生活環境対策費について、3点お伺いします。

まず、1点目は大東・東山清掃センター施設周辺住民健康検査委託料に関して、検査項目、検査対象者数の推移と委託料の推移、検査結果についての変容がどのようになっているかお伺いいたします。

2点目につきましては、東山清掃センター公害防止協定委員会で余熱利用施設等の先進地視察研修を行っていますが、その目的とするところは何であるかお伺いいたします。

3点目について、川崎清掃センター近隣住民等協議会と大東清掃センター施設周辺自治会には補助金を支出しているところではありますが、一方、一関清掃センター、舞川の最終処分場を含めて周辺自治会には補助金等の支出がなされていないが、市町村合併して10年以上経過している中で、どのように考えてこのような取り扱いをしてきたのか、この差異についてお伺いいたします。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 小野寺道雄議員の質疑にお答えいたします。

大東及び東山両清掃センターの施設周辺の住民の方に対する健康診査についてでございますけれども、検査項目は大きく分類して10項目でございます。

まず、1つ目は、身長、体重、血圧測定及び尿検査などの基礎健診、2つ目は、赤血球数、白血球数、血小板数などを調べる血液学的検査、3つ目は、肝機能などを検査する生化学的検査、

4つ目は肝炎ウイルス検査、5つ目は心電図検査、6つ目は腹部超音波検査、7つ目は前立腺がんや子宮がんなどを調べる腫瘍マーカー検査、8つ目が胸部X線撮影による検査、9つ目が大腸がんを調べる便潜血反応検査、10番目が内科医による触診などの内科医検査であります。

検査の対象者数、受診者数及び委託料の推移についてであります。平成9年度から実施してきた健康検査は、焼却施設から発生するダイオキシンによる健康不安の解消を目的として、大東清掃センター周辺の5つの自治会住民を対象としたものであり、震災前に実施した平成22年度の健康調査の対象者数は268世帯、858人であり、このうち実際に受診された方は153人、委託料は198万657円であります。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質に汚染された牧草、いわゆる汚染牧草の一般廃棄物との混焼に当たり、住民説明会を平成23年10月12日から平成24年1月31日までにかけて延べ17回開催いたしました。その際、住民の皆様からの要望がありまして、放射能による健康不安の解消のため、従前の検査項目に加え新たに腫瘍マーカー検査、胸部X線検査、便潜血反応検査及び内科医健診などを追加して実施したところであります。

平成24年度の対象者数は、262世帯の831人に対し受診者数は169人、委託料は334万5,048円となっており、汚染牧草の焼却前である平成22年度と比べて対象者数は4世帯、27人の減であります。受診者数は16人の増、委託料は136万4,391円の増となったところであります。

さらに、平成26年度からの利用自粛牧草の一般廃棄物との混焼処理に当たり、健康検査の対象に最終処分場である東山清掃センター周辺の川崎地域の所萱46世帯、126人と東山地域の松川1区50世帯、180人、合わせて96世帯、306人を加えたところであります。これにより、平成26年度の対象者数は344世帯、1,073人、受診者数は大東清掃センター周辺住民172人、東山清掃センター周辺住民62人、合わせて234人となったところであり、平成24年度と比べて対象者数は82世帯、242人の増、実際の受診者数は66人の増、委託料は479万6,258円で、前年度に比べて145万1,210円の増となったところであります。

次に、東山清掃センター公害防止協定委員会の視察研修についてであります。

東山清掃センターの運営や施設周辺の生活環境の保全に資するため、この研修は、一般廃棄物の処理全般に関し見識を深めていただくことを目的として、委員を対象として任期中に1回実施しているところであります。

なお、平成27年度は、盛岡クリーンセンターと余熱利用施設ゆびあすを視察したところであります。

次に、各清掃センター周辺地域に対する補助金等についてでありますけれども、大東清掃センター施設周辺の5つの自治会に対し、害虫防除等に要する薬剤費等の購入補助として総額で14万1,930円、川崎清掃センター近隣等住民協議会に対して、視察研修及び施設周辺の環境整備補助として18万円を交付しているところです。

また、周辺住民の皆様への不安解消などのため、環境監視謝礼として一般廃棄物最終処分場協議会、舞川地区協議会に対し10万円を支出してきたところです。

施設周辺地域に対する補助金や謝金については、平成27年度からこれまで支出しておりませんでした一関清掃センターの狐禅寺地区生活環境対策協議会、東山清掃センターの周辺自治会に対する環境監視謝礼を新たに予算計上し、均衡を図るための取り組みを進めているところであります。

なお、一関清掃センターにあっては、狐禅寺地区生活環境対策協議会に環境監視事業の実施に

ついて具体的に協議したいと申し出をいたしました。同協議会の役員会において、この実施の可否について意見の調整がつかないことから、現在まで事業の実施に向けた具体的な取り組みが進んでいないところであります。

これらの補助金や謝金については、名称に違いはあるものの、施設建設当初からの施設周辺住民の皆様との協議を経て現在に至っているところであり、周辺住民の皆様の廃棄物処理に関する理解の促進や不安の解消などに役立っているものと考えているところであります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それでは、順次お伺いいたします。

大東清掃センターと東山清掃センターの検査対象人員のうち、子供の数はどれくらいになっているのか、平成27年度の状況で結構ですので、お伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（菊池覚君） 検査対象者数につきましては、住民全員ということで、原則的にはゼロ歳のお子さんからすべてということに対象者としては行っているところですが、実質的な受診ということになりますと、先ほども受診者数でお知らせしたとおり、お子さんの受診については現実的にはないところがございます。小学生以上のお子さんについては、学校等で受診されるというふうなことが要因になっているのかなというふうな感じでとらえているところです。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） そうしますと、地域からの子供の健康診査については、具体的な要望がなされていないというふうなことでとらえていいのかどうか、その辺を確認したいと思います。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（菊池覚君） 今、議員からご質問ございましたように、私どものほうとしては、対象者数としては特に制限はしていないところがございます。ですので、住民の方々のほうで選択して受診をされているということで、結果的にといったらいいでしょうか、こちらのほうの健診を受診していないということになっているのかなというふうにとらえているところがございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それから、先ほども説明がありましたけれども、放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超える汚染牧草を焼却する実証事業が環境省からの委託を受けて実施してきたところですが、改めて確認したいと思います。実証事業の期間と焼却量について、どのようになっていたのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 手元に資料がありませんので、取り寄せますので、取り寄せてからご回答申し上げたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 関連しますので、その実証事業の際の焼却前の牧草の放射性セシウムの最大濃度はどれくらいあったのかを確認しておきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（菊池覚君） いわゆる実証事業で焼却した牧草の汚染濃度の最大値ということでのご質問でございますね。2万100ベクレル、実質は2万八十いく

つだったと思いますけれども、2万100ベクレルということで公表しているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） その実証事業が行われる前と後で、住民の健康検査の結果について変容があったのかどうか、その辺についてもお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 健康検査の結果について、汚染牧草の一般廃棄物の混焼処理を開始した平成24年2月の前後で検査結果、これについて検査機関のほうからいただいておりますけれども、検査結果には全体として特段の差異は見られないというようなコメントをいただいているところであります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それでは、次に、一関で行った8,000ベクレルを超える実証事業について、環境省ではどう評価しているのか、そして、今後、それを踏まえてどのように対応しているのかお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 今、牧草の焼却については4,925トン、これはすべて8,000ベクレル以下のもので、牧草の形状としてはロール状のものが3,018トン、ペレット化したものが1,907トンありました。これを焼却しているわけですが、これは処理済みの量が平成28年2月末と少し古いのですが、焼却済みが1,767トンとなっております。

この事業については、基本的に環境省から一関市に受託されまして、事業主体は一関市と、その焼却作業を組合に再委託しているような形になっております。

我々組合としては、それを確実に焼却していくのが仕事というふうにとらえておりますので、議員からあった成果の分について、我々としてちょっとコメントしにくいのかなというところで、現場としてはですね、コメントしにくいと、そのような感じでおりますけれども、できるだけ早く焼却を完了したいなと、そういう思いでおります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 今後の対応については、広域行政組合では承知をしていないというふうに理解してよろしいのかなというふうに思いますけれども、受託事業収入として先ほど説明ありましたように、3,400万円ほど環境省から収入されていますが、これは全額なのかどうか確認しておきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（菊池覚君） 基本的には、私どものほうで、組合のほうで市のほうからいただいたお金ということで全額ということになります。ただ、市のほうでは当然そのほかに一時保管施設、牧草等を入れておく保管施設の経費であるとか、そういったそれ以外の部分の経費が当然あるかというふうに思いますが、組合としていただいたお金はこの金額が全額というふうな、平成27年度については全額ということになります。

すみません、先ほどご質問があった実証事業の際の焼却量についてのお尋ねがございましたので、資料が届きましたので、お話をさせていただきたいと思います。

平成27年度につきましては1,837キログラム、平成24年度につきましては1万4,688キログラム、合わせて1万6,525キログラムを処理をしていただいたところでございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 今、平成24年度という話がありましたけれども、これは平成24と25というふうなとらえ方でいいのですか。実証事業が行われたのは、いつからいつまでの期間について先ほど質問しましたが、お答えがなかったので再度お聞きします。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（菊池覚君） 大変失礼をいたしました。

実証事業そのものにつきましては、平成24年の1月10日から平成25年の3月29日までの間が実証事業の実施期間ということになります。具体的に焼却につきましては、平成24年の2月から焼却を開始してございます。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） その間のトータルの焼却量というのはいくらになりますか。

議長（武田ユキ子君） 菊池大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（菊池覚君） すみません、ちょっと今手元に届いた資料と数字の差異がありましたので、ちょっと今確認をさせていただいていますので、ちょっとお待ちください。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それでは、次に移ります。

2点目についてはわかりました。

3点目の施設周辺自治会の補助金に関して再度お伺いいたします。

狐禅寺地区については、環境対策協議会と話し合いをしているというふうなことなのですが、環境対策協議会は構成団体として2区から6区までであるわけですが、ここの自治会とそういう話し合いをした経緯があるかどうかお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） これについては、狐禅寺地区の生活環境対策協議会の役員の方々に対して、役員の方々に対してどうですかということで打診をしたものであって、それぞれの2区から6区の個別の行政区、あるいは自治会組織に対して協議した経過はございません。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） いずれ、新しい焼却施設の建設候補地が今度調査する場所に決定したとしても、狐禅寺地区にはし尿処理施設とリサイクルプラザは現在地に残るというふうなことで、どう見積もっても今後10年間程度は2つの地域にそういう施設が残る、地区内に2つの施設が残るわけですが、その辺も踏まえて今後、具体的に、やはり他の清掃センターと同じような対応、扱いになるように検討は必要だというふうに思うのですけれども、再度その辺についてお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） この件については、一回そういう協議をさせていただきましたけれども、再度また協議をいたしますし、当然施設として新しい施設ができたとしても、リサイクル等、あるいはし尿については、もう少し現在地で稼働するということを踏まえまして、当然、他の施設と同じような扱いをしていかなければならないと思っておりますので、あわせて協議してまいりたいと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 小野寺道雄君の質疑を終わります。

菊池大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長。

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長（菊池覚君） 大変すみませんでした。

先ほどの答弁漏れの分、ご報告をさせていただきます。

平成24年の2月から平成25年の3月までの実証事業で焼却した牧草の全体の量でございますけれども、私、先ほど1万6,000いくらというふうなお話をいたしましたが大変申し訳ございませんが、1,202トンが正式な数字でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 次に、岩渕優君の質疑を許します。

岩渕優君の質疑は、一問一答方式です。

4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） それでは、私のほうからは、決算書の62、63ページ、4款2項1目の包括的支援事業費について質疑をさせていただきます。

まず、1つ目は、介護予防ケアマネジメントで介護予防事業における事業効果の評価結果については、どのような評価をしているのか伺います。

2つ目は、総合相談でサービス未利用者の実態把握からわかったことは、どのようなことがあるのか伺いをします。

3つ目は、権利擁護、高齢者虐待の解決、改善結果について、どのような結果になっているのか伺います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、岩渕優議員の質疑にお答えをいたします。

介護予防事業についてでございますけれども、この事業は構成市町である一関市、平泉町に委託し行っているところであります。

平成27年度における介護予防事業への参加者数は、二次予防事業のうち筋肉、関節などの身体運動にかかわる器官の機能向上のため運動テストやストレッチ、部位別筋力トレーニングなどを行う運動器機能教室や口腔内、口の中の健康を維持するため、そしゃく、飲み込みなどの訓練、口の中や義歯、入れ歯の手入れ方法等を習得する口腔機能教室などを行っているところであり、対象者数は7,102人であります。そのうち、参加者数は382人、最後まで休まずに参加された方は369人となっております。

また、事業実施の効果としては、一関西部地域包括支援センター管内での身体運動にかかわるチェックリストの調査結果、これで判定しているわけですが、運動機能向上教室の参加者が事業終了時点において健康の維持改善が図られたと感じた割合は86.3%、口腔機能教室の参加者が維持改善が図られた割合は89.5%であります。

効果が得られたという認識で評価しておりますが、事業への参加率が5.4%と低いことから、参加率を上げるための取り組みが必要だと考えているところでございます。

今後は、平成29年4月から実施する新しい総合事業において、介護予防教室、健康相談、転倒予防教室、認知症予防教室などの予防事業を一般介護予防事業として一本化する方向でございますことから、構成市町と協議しながら、事業内容の充実とともに参加率の向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、要介護認定のうち要支援と認定されても、介護保険サービスを利用しない方の状況でございます。

平成27年度は、地域包括支援センターの調査によりますと、要介護認定のうち要支援1、また

は2の認定者数は2,725人であります。このうち、介護保険サービスを利用していない方は737人、27%であり、前年度と比較すると45人減っております。こうした傾向はここ数年、横ばいの傾向というふうにとらえております。

サービスを利用していない理由としては、現在は介護は必要ではないけれども、要介護認定を早く受けて安心したい、あるいは入院をした際に病院から要介護認定申請を進められて申請をしたけれども、退院後に状態が落ち着いたと、あるいは家族の強い希望により要介護認定申請を行ったけれども、本人がサービスの利用を希望しなかったなどとなっております。

次に、在宅高齢者に対する虐待についてでございます。

地域包括支援センターへの相談は、処遇困難な事案や家族関係のトラブル解消が必要な事案などが主なものとなっており、事案の内容に応じ会議支援専門員や民生委員、住民組織の代表者等で構成する地域ケア会議を開催し、対応を協議しているところであります。

平成27年度、在宅高齢者に対する虐待相談の状況であります。相談件数が延べ137件、実対象人員は35人です。

この35人の方の現在の住まいの状況の内訳でありますけれども、家族と離れて施設に入所している方が6人、アパートに入居している方が2人、サービス付高齢者向け住宅に入居している方が1人、親族宅で暮らしている方が3人、引き続き自宅で生活している方が23人となっております。いずれも、現在、事案としては終結しているところであります。

なお、引き続き自宅で生活している23人については、本人及び家族等の状況把握や、家族の介護負担軽減のためのサービス利用の調整、介護方法に関する相談に応じる支援など、構成市町の担当者、地域包括支援センターの職員などが連携し、継続して行うことで家族関係のトラブル防止を図っているところであります。

在宅高齢者に対する虐待の要因としては、認知症に対する家族等の理解と関心の低さ、また、経済的な問題等ととらえております。

よろしくお願いいたします。

議 長（武田ユキ子君） 4番、岩淵優君。

4 番（岩淵優君） それでは、1点目の二次予防事業のところ、対象者数が7,102人に対して5.8%の382人が参加をされたというお話がありましたが、このパーセンテージをだけを見ると非常に低いパーセンテージになっておりますけれども、これは組合としてはどの辺まで、まずとりあえず持っていこうという、その向上させる目標値というのはお持ちになっているのであればご呈示願いたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） 尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） ただいまの質問につきまして、目標値はということでございますけれども、介護予防事業につきましては、ここ数年参加者が少ないということで、なかなか目標値を立てられない状況でございます。

それで、先ほどご質問にもございましたが、これまでの介護予防につきましては、要介護予備群を対象にして、そして要介護状態にならないことを目指してきたというのが今までの事業でございますけれども、やはりその参加者等が、参加する方がなかなかふえないというふうな事情もございまして、これからはすべての高齢者を対象に社会参加を促して、地域で暮らし続けるための生活支援を目指すということで、今回の平成29年4月から開始されます新しい総合事業の趣旨のもとに進めていく必要があるのではないかと、そのように考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） すべての高齢者、65歳以上ということなののでしょうか。そういう方々を対象に事業展開をするといったときに、どのぐらいの参加率を見込んで想定をしていくのか、その事業と参加人数のバランスのところはどのようにやられているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 現在5.4%ということで、先ほど、あまりにも低い数字だなと私はとらえております。これは、やはり新しい総合事業も入りますし、まずは10%程度にしていける努力をしなければならぬかなと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 4番、岩渕優君。

4番（岩渕優君） それでは別な質疑に移りますが、権利擁護、高齢者虐待のところですね、特に権利擁護41件の相談があったということなのですが、現在、その成年後見人制度を利用されている件数、もしおわかりであればお伺いをしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 手元に資料がございませんので、取り寄せますので、よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 岩渕優君の質疑を終わります。

次に、菅野恒信君の質疑を許します。

菅野恒信君の質疑は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

16番（菅野恒信君） 認第1号で20ページ、21ページのところ、款項目は2款1項1目です。備考欄で丸2つ目の総務管理費、法律相談謝礼というのがございます。これは何の件でどなたに相談しているのか伺います。

次に、同じく20ページ、21ページですが、2款1項1目です。上から14行目ですが、健康診断委託料というのがあります。少額でありますけれども、これは職員の健康診断ということでしょうか。金額が少なすぎるので、どういう目的で執行されているのか伺います。

3つ目は、24、25ページです。3款2項1目です。最初の丸で火葬場管理費がございます。指定管理料となっておりますが、これは前年度との比較で伸びたり、あるいは減額になったりしているものかどうなのか、そのことについてお尋ねをいたします。

4つ目は、26、27ページです。3款3項1目です。備考欄では施設運転管理委託料がございます。これについては、どこに委託をしているのか、あるいはそこで働いている労働者の数というのはどれくらいいるのか、もしわかれば紹介をお願いいたします。

次の丸のところでリサイクルプラザ管理費がございます。これも施設運転管理委託料となっております。これはどこの企業に委託をしているのか、そこで働いている労働者の数というのはどれだけあるのか教えていただきたいと思います。

次に、認第2号でございます。

50ページ、51ページです。歳入の1款1項1目です。備考欄のところに収入未済件数と金額がございます。あわせて、滞納に関する不納欠損件数ですね、これらがここに金額が書かれております。結構件数も597件、金額にして2,300万円余りとかですね、326件というふうになっておりますが、何か伸びているような気がいたします。こういう状況について、どのように認識されているのかお伺いをいたします。

次は、60ページ、61ページです。歳出の1款3項1目で2つ目の丸です。認定審査費であります。委託料がございますが、広域行政組合で直接、非常勤職員として働いて認定調査をやっている以外に、どこかその団体にこの認定調査を委託しているのでしょうか。そうしますと、全体の認定調査の件数の中に委託の分で占める割合ですね、件数としてどれくらいあるのか、それをお知らせ願いたいと思います。

次に、62、63ページでございます。4款2項1目です。丸1つ目、介護相談員報酬2人分がございます。金額はそんなに大きいわけではありませんが、この件に関する主要な施策の成果に関する説明書を見ますと、相談件数は年間26件で、ただし、困難な事案については地域包括支援センターや担当ケアマネジャーに引き継いでいるという記述がございます。

困難な事案で、これはどのような事案なのかですね、それについてご紹介をお願いいたします。

また、包括支援センターであるとか担当ケアマネジャー、これをやった場合に、その結果、どのようにこれが解決の方向に進んでいるのかということが広域行政組合のほうに返事として戻ってきたりして、それを広域行政組合のほうでは最後まで把握するというシステムになっているのかどうかをお尋ねをいたします。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 菅野恒信議員の質疑にお答えいたします。

まず、法律相談についてでございます。

相談内容は、東京電力株式会社を相手方として原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆる原発ADRへあっせんの申し立てをしております福島第一原子力発電所事故に伴う平成23年度から平成25年度までの損害賠償請求について、原発ADRから示された和解案、これの受託に関し手続上の問題がないか確認するため相談したものであります。

相談先、支出先になりますけれども、仙台市に事務所を置く弁護士であります。

相談の内容についてですけれども、和解については議会で議決をいただくわけですが、議決前に和解案の受託について受託をしたいという意向を回答していかどうか、そこらあたりについて相談をしたと。それから、仮契約ということがもし必要かどうかということ、それから和解、契約後に申立額と和解額の差額を損害賠償請求することができるかどうか、こういったことについて相談をしたものであります。

次に、健康診断委託料であります。これについては職員の健康診断委託料となります。生活習慣病予防検診の胸部X線健診、前立腺がん検査などの岩手県市町村職員共済組合で経費の負担をしない項目分とストレスチェックなどの委託料であります。広域財団法人岩手県予防医学協会などに委託し実施したものであります。

健康診断委託料は2款1項1目総務管理費、3款1項1目衛生総務費、介護保険特別会計事業勘定1款1項1目総務管理費及び介護保険特別会計サービス勘定1款1項1目介護予防支援事業費から支出しております。

次に、火葬場の指定管理料の前年度との比較についてでございますけれども、平成26年度が2,905万1,608円、平成27年度が2,652万1,400円となっており、対前年度比253万208円の減、マイナス8.7%、平成27年度決算となったところであります。

平成27年度が前年度よりも減額となった主な要因ですけれども、燃料タンカーの下落、それから年度協定で想定した火葬件数に比べて、実際の火葬件数が下回ったことなどによるものであり

ます。

次に、一関清掃センターの施設運転管理委託についてでございます。

焼却施設における委託業務の内容は、設備運転及び日常点検並びに一般廃棄物の受け入れ業務であります。受託者は、花巻市に本社のある佐藤築炉工業株式会社であります。

リサイクルプラザにおける委託業務の内容は、設備の運転及び日常点検業務並びに一般廃棄物の受付、計量業務であります。受託者は、一関市に本社があります新生ビル管理株式会社であります。

それぞれの施設運転管理及び施設運転管理業務の受託者の雇用人数であります。焼却施設の受託者の佐藤築炉工業は20人、リサイクルプラザの受託者、新生ビル管理については25人です。

次に、介護保険料の収入状況についてでございます。

不納欠損額は326件、1,189万6,450円です。これは前年度に比べて6件、29万9,950円の増となったところであります。

不納欠損額の内訳ですけれども、主にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯で、引き続き催告を行っているものの、生活困窮により納付が見込めないものが263件で995万5,610円、納入義務者の死亡により相続人に債務が継承されますけれども、相続人に資力がない、納めていただく力がないなど、収納に至らなかったものが45件で139万7,140円、介護保険料を納付しないまま所在不明となって、催告書が到達せず収納に至らなかったものが18件、54万3,700円です。

主な要因でありますけれども、生活の困窮という具体的なとらえ方、これについては、年金受給額が極端に少ない、負債がある、家族に立てかえてもらうとか、支払ってもらえないなどです。

介護保険料は介護保険事業を健全に運営するための大切な財源でありますことから、未納者に対し文書や訪問による催告のほか、納付相談等を行うことにより、不納欠損及び収入未済の解消に向け努力してまいりたいと考えております。

金額が前年度より伸びているのではないかと、対の分の額がですね。毎年、新たな65歳到達ということで、どうしても普通徴収の方々の数というのは毎年伸びていくわけですが、なかなか難しい問題ですけれども、平成27年度については、我々としては平成26年度実績を上回る収納を確保したと。また、なるべく多く、全部収納いただければいいわけですが、最大限の努力をしているわけですが、なかなか好転しないと申しますか、難しい状況にあるということでございます。

次に、要介護認定調査についてであります。

平成27年度の要介護認定調査の件数は全体で9,081件ありました。このうち、居宅支援事業所や介護施設などに67の法人、あるいは事業所に調査を委託しております。法人等への委託件数は1,987件、全体の件数でいいますと21.9%となっております。

それから、最後の質問については、手元に資料がございませんので、取り寄せたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） それでは、また一つ一つ伺ってまいりたいと思います。

職員の健康診断の関係ですが、事務局長からも答弁がありました。これは、一関市の職員安全衛生委員会の資料によりますと、広域行政組合の職員の生活習慣病予防検診で、連続通院により

医師の直接医療行為を必要とする者7人、それから定期的通院により医師の観察指導を必要とする者8人という数字が出ております。

私は、この問題で質問いたしますのは、広域行政組合の場合、今、焦点になっております焼却場の建設問題等のさまざまな困難な事案、そして介護保険などについても、今報告があった滞納その他のいろいろな問題で、介護も焼却場建設についても大変心が痛んだり、相当な、業務の量だけではなくて、質的にも困難なものがあるからではないかというふうに見る気持ちがあるわけですね。

そこで、今言いましたように、連続通院により医師の直接医療行為を必要とする者が7人とか、観察指導を必要とする者が8人という数字が出ているのですけれども、これらについて、健康面での把握とそれに対する指導をきちんとやる方は、広域行政組合の中ではどなたがそういう任務に当たられているのか、また、このように今数字を上げましたけれども、これらについては特段に心配する必要がないものなのかどうなのかについてお尋ねをいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 職員の健康管理体制についてのご質問でございます。

当組合では、労働安全衛生規則の規定に基づいて、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場に安全衛生推進者を選任し、職員の安全管理を行わせているところであります。また、組合では、労働安全衛生法に定める安全委員会及び衛生委員会の設置義務、これについてはございませんけれども、当組合の職員は、2人の平泉町からの派遣職員を除いて一関市からの派遣職員でありますことから、健康診断の状況について、一関市の安全衛生委員会に報告しているところであります。

議員から、一関市の職員よりも若干、精密検査を要する職員の割合が高いと感じたというようなご指摘、質問であったかと思っておりますけれども、生活習慣病予防検診の総合判定で申し上げますと、Cレベル、これについては当組合の職員は37%、非常勤職員で38.1%であります。一関市全体の職員ではC判定は43.1%、非常勤は43.6%となっておりますので、市全体と比べますと組合職員は6.1から5.5ポイント程度低いレベルにある状況だととらえております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） ヒアリングの際に私は広域行政組合の職員の比率が高いのではないかと、市の職員から見てと思っておりましたが、今、事務局長が答弁したとおりの数字だったと私も認識をいたしました。

ただ、やはりC判定が四十何%というのは、市と比較して比較的低いというようなことの認識ではなくて、やはり半分近い人たちがC判定にあるという意味では、なお、この職員の健康管理については十分留意される必要があるかと思えます。

そして、その中で、市が発行している職員名簿でちょっとひもといってみました。そうしますと、私が見たのは平成26年、平成27年度、平成28年度でしたが、職員が減っているのですよね。これは清掃の関係ですけれどもね。

例えば平成26年度は、一関清掃センターに限って見ますけれども、16人でした。平成27年度は15人でした。平成28年度、今年度は14人ですね。そうでなくても職員数は多いわけではありません。その中で減ってきているということを見たときに、先ほど言いましたように、清掃センターの職員については、さまざまな心労を重ねるような業務につかれているということが、我々が思う以上に現場の職員にはあるのではないかというふうに思っております。

そこで、東日本大震災などのときはいろいろな意味でご苦労されたと思いますが、今私は3年間の職員の減の状況を見ましたけれども、当局から見て、東日本大震災以降、職員の増減について把握されていればご紹介いただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 手元に数字を持ち合わせてはおりませんので、正確なところは申し上げられません。ただ、健康問題でいいますと、組合の職員の平均年齢は一関市よりも高いというふうには私はとらえております。特に清掃センター関係については、やはり40代後半から50代の職員が大半でございますので、市の全体の構成よりも平均年齢は高いと。そういう点では健康状態がいいという方は少ないのかなという認識であります。どうしてもそうなるのかなという思いはしておりますけれども、それでもC判定については少ないというような状況であります。

それから、職員数ですけれども、定年退職された方を再任用している部分もございます。2人再任用しておりますので、そういう部分もございます。

それから業務が過激かどうか、過激というか、きついのではないかなという点については、決して時間外労働が極端に多いというふうな認識はございませんし、むしろ、効率よく仕事を進めていただくようにお話をしておりますので、その点についてはあまりと申しますか、ないのではないかなと、そのように思っております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 今の答弁では、あまりといったらいいか、そう心配するくらいの残業だとか何かがあるわけではないというふうな意味だったと思います。

私は最初に言いましたけれども、さまざまな困難な仕事を日々、今、特にここ2年半余りですね、担っているのではないかなというふうに見ているわけです。そういう意味では、心身ともにといい意味で、時間が長いとか残業が多いという、そういう物理的な問題だけではなくて内面的な意味でもですね、相当職員の健康管理については重視をする必要があるのではないかと思います。

そこで、多分1年前か1年半ぐらい前のこの議会の中で、うちの菊地善孝議員が施設の保守点検、長寿命化やさまざまなことから、やはり広域行政組合の課体制、係体制などについて、もう一度吟味をして充実させる必要があるのではないかなという提案をしたことがあったと記憶しております。それに対しては、管理者も同感という趣旨の答弁をされたと記憶しておりますが、今私が言いましたように、私の持っている職員名簿からの調査では、平成26年度、平成27年度、平成28年度、私の調査では1人、1人と減ってきていたのですが、今の答弁を聞きますと再任用の方がほかにいたということなのですけれども、職員は減っていないということよろしいのですか。平成26年度比でいいのですけれども。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 結論から言えば減っております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 今一度ですね、1年半ぐらい前の菊地善孝議員の提言ではありませんけれども、本当にこれから、焼却場問題についても候補地がどうなるかということは別にして、賛否は別にして、清掃関係に従事する職員の人たちの負担というのは、精神的な意味も含めて非常に大きいものがあるのではないかと思います。

そういう意味では、職員はもう少し配置を考えてみる価値があるのではないかと、必要があるのではないかなというふうに思いますが、勝部管理者、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 職員の配置の問題、いわゆる人事の問題でございますが、これについては当然のことながら適正な配置を心がけているところでございますが、今後ともその考え方には変わりございません。

人事の問題については私の権限でやらせていただいておりますが、ただいま申し上げましたとおり、個々の事情等も考慮しながら適正な配置に努めてまいりたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質疑を終わります。

尾形事務局次長。

事務局次長（尾形秀治君） それでは、先ほどの岩渕優議員の成年後見制度についてお答えいたします。

相談件数ですが、延べ件数が41件、実人数が28人でございます。

議長（武田ユキ子君） 次に、那須茂一郎君の質疑を許します。

那須茂一郎君の質疑は、一問一答方式です。

8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 1 つだけですけれども、29ページの最後の丸、指定廃棄物保管事業費についてお尋ねします。

一関地区広域行政組合の由来のこの指定廃棄物は、何からこの指定廃棄物が出てきたのか、そして、今、管理状況がどうなっているのか、そして、この細かい事業分がありますけれども、それらがどのような管理、放射線を測るといえるのは書かれていますけれども、そこら辺の説明をお願いできますか。まずお願いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 那須茂一郎議員の質疑にお答えをいたします。

指定廃棄物の保管事業についてでございますけれども、当組合が保管している指定廃棄物、これについては、一関清掃センターの一般廃棄物処理施設内において、焼却処理により発生した焼却灰199.8トンであります。これを国の委託事業により、舞川清掃センターに114.3トン、一関清掃センターの敷地内に85.5トンをそれぞれ一時保管しているところであります。

また、これとは別に、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えた焼却灰29.3トンを舞川清掃センターに埋立てした形で一時保管しておりますけれども、国の処分方針が示されていないことから、指定廃棄物の指定申請をしていないところであります。

今後、国の処分方針が示された時点で指定廃棄物の申請を行い、処分していきたいという方針であります。

議長（武田ユキ子君） 8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） この文章には指定廃棄物と書かれているのですね。それで、指定廃棄物であれば、例えばこういう保管料は全部環境省から来るわけなのですか、それは今現在、この中で管理料なのでしょうか。374万8,000円やっているのは、これはどこの負担なのですか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 指定廃棄物に係る保管の費用でございますけれども、これは国のほうから補助といいますか、係る費用については手当てが入っております。それに基づいて私のほうで係る費用について、例えば空間線量率、そういったもの、それからあとは排水についても定期的に検査をしてございますけれども、そういった必要なものについては国からの費用

で賄っているというふうな内容でございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 国からというのは、例えば担当するのは環境省かと思うのですけれども、違っていたら別に答弁をお願いしたいのですけれども、そうしますと、環境省のほうは指定廃棄物の指定がないと金を出せなくなっているのですよね。そうですね。それがどうしてお金をもらえるのですか。そこ、もらえばいいというものでもないのですけれども、そこら辺のところ、指定されないのに国の環境省から指定廃棄物の保管料なり管理料ということで出ているのかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 指定廃棄物にうちのほうで申請をし、なおかつ、それをそのように認定されているというふうな部分について、それに係る費用についてはちょうどいしているということでございますので、指定廃棄物という形での保管をしてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 先ほどはしていないという話をしませんでしたか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 先ほどのお答えの中では、トータルで申し上げますけれども、指定廃棄物ということで199.8トンというふうな数字を申し上げておりました。

今、後段の部分で申し上げますけれども、それとは別に1キログラム当たり8,000ベクレルを超えた焼却灰29.3トン、これについては指定廃棄物というふうにはなってございませんので、これについては当方のほうで一時保管という形で保管してございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） では、お答えを整理してお聞きすれば、最初に答弁あった199.8トンは指定廃棄物として環境省に届け出ると、そして、それによって環境省のほうから管理料というか、名目はわかりませんが、来ていると。それから、あと細かい部分の29.3トンは、これは自主的に管理していて、その指定廃棄物に届けていないから、この分は来ていないというふうに解釈すればいいのですか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 指定廃棄物の保管場所でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、一関清掃センター並びに舞川清掃センターの2カ所で一時保管という形でしてございます。

また、先ほど申し上げました、指定廃棄物としてはなっていないけれども、8,000ベクレルを超える部分、29.3トン、これについては舞川清掃センターで、同じ敷地内ということになりますけれども、指定廃棄物とともに一時保管をしてございます。

係る費用というふうに申し上げましたけれども、今現在ではモニタリング事業ということで、各種の線量の測定とか、そういったものでございますので、あわせた形でこれも一緒に同じ敷地内での保管ということでございますので、総体的に言えば保管の一部になっているのかなというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 指定廃棄物として届けて、そして、それから管理費が来ているという話でした。それはいいのですが、春ころですね、市外の方から、一関で指定廃棄物があるそうだけ

ども、インターネットで調べると登録になっていないという話をされたのですね。それで、ところが、事務局から聞くとありますよという話だったのですけれども、私はちょっとそこら辺の詳しいところはわからなかったのですけれども、そういう部分の差異はわかりますか。全部きちんと、例えば199.8トンインターネットで調べれば必ずそういうふうになっていると。29.3トンはやっていないからわからないけれども、そういう形の分はきちんと公の段階で指定廃棄物として行政組合管轄でなっていますか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） ただいま申し上げましたように、指定廃棄物199.8トン、これについては私のほうで、私のほうというのは組合ということでございますけれども、申請してそういった形でなっているものでございますので、これは公のものでございます。

議員お尋ねのホームページを見たところというところですが、どこの部分の所管で、ないというふうになっているのか、その点をご質問の内容ではちょっと定かではなかったもので、その点についてはちょっとお答えのしようがないかなというふうに思っています。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） わかりました。その点は、市外の方ですから、少し時間がかかりますけれども、後日、次の議会にでも、こういうわけだったという、言いわけになるか説明になるか、お話ししたいなと思っています。

それでは、最後に、199.8トンあるのですけれども、それに対して環境省がよこすお金は、やはりどういうふうな形でよこすのでしょうか。ただかかった費用だけというふうに来るのでしょうか。それとも、指定廃棄物1トン当たりいくらという形でよこすのでしょうか。その環境省がよこすお金の内容についてわかりますか。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） 今現在、新しいといえますか、指定廃棄物は発生してございません。ですから、今現在はモニタリング事業ということで、国から私どもでちょうだいする額の中身といえますか、内訳といえますか、そういったものについては、主に先ほど申しましたように、周囲の空間線量率を測る、そういったものに要する経費というふうに考えていただいてよろしいかと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 今のやりとり聞いていて、これは、放射能の関係については、指定廃棄物その他は関係市民だけではなくて、市民全体がナーバスになっているのですよ。そのときに、今のようやりとりの中で終わってしまったら、これは公開されているわけだから、テープ起こしもされるし、今のままではだめだと思います。

当局においては、全体として、このぐらいあるうちのこのぐらいはこういう扱いになっています、残りの二十何トンはこういう理由で指定廃棄物の申請をしていないと、ここのところを議長においてきちんと答弁させてください。そうしないと、市民の人たちは不安になってしょうがない。私はきちんと管理されていると思いますよ。

プラスして、岩手県は混焼という方式をとっていますからね、県の段階で。したがって、宮城とは違うわけですよ。そういう理由もあるのだから、それもあわせて説明しないと。この議場だけではありませんから、この問題は。議長において配慮いただけないですか。このままではいけないですと。理解できないでしょう、市民は。

(不規則発言あり)

議長(武田ユキ子君) ただいまの発言のとおり、当局に答弁を求めることにしたいと思いますが、議員各位のご賛同を得られますか。

(不規則発言あり)

それでは、議長職において答弁をさせます。

金野事務局長。

事務局長(金野富雄君) 再度答弁いたします。

組合で保管している指定廃棄物、これについては焼却灰であります。ですから、焼却灰以外のものについては、組合では所管はしていないという前提でのお話になります。

そこで、一関清掃センターで焼却により発生した焼却灰199.8トン、これが指定廃棄物に指定されておりますので、舞川の清掃センターに114.3トン、それから一関清掃センターの敷地内、これは屋外ということになりますけれども、85.5トンをそれぞれ一時保管しているところでございます。

この指定廃棄物になったほかに、実は29.3トンの焼却灰がございますけれども、これについては、舞川清掃センターに埋立てしたような状態で一時保管していると。この部分については、まだ国の処分方針、最終的にどうするのかという処分方針が示されておきませんので、指定廃棄物の指定申請を見送っているという状態、保留しているという状態でございます。ですから、そのあたりがはっきりした時点で処分をしていきたいというのが組合の基本的な考え方でございます。以上です。

議長(武田ユキ子君) 次に、岡田もとみ君の質疑を許します。

岡田もとみ君の質疑は、一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2番(岡田もとみ君) 認第1号の27ページ、3款3項1目のリサイクルプラザ管理費についてですが、リサイクルプラザにはリサイクル棟とプラザ棟という施設がございます。この棟をつくった目的、利用状況などについてお伺いします。

議長(武田ユキ子君) 金野事務局長。

事務局長(金野富雄君) 岡田もとみ議員の質疑にお答えいたします。

リサイクル棟、プラザ棟の目的及び利用状況であります。リサイクルプラザは、排出された一般廃棄物を燃やして埋めるという従来の一般廃棄物処理方式から、発生、排出抑制、選別資源化、リサイクル、そして最後に残された一般廃棄物は適正に処理し処分するというように、一般廃棄物を資源として有効に活用する循環型の廃棄物処理への転換を図ることを目的として、平成15年4月から稼働しているところであります。

この施設には、廃棄物の減量と資源化の機能を持つリサイクル棟、リサイクルの部屋ですね、それから住民の皆さんの意識啓発を図るためのプラザ棟がございます。

平成27年度のリサイクルプラザの利用状況については、資源となる廃棄物2,325トンを受け入れて処理したほか、施設見学者は、一関市内から65件で1,043人、平泉町内から9件で105件、岩手県内からは4件で78人、県外からは3件で35人となったところで、合わせて81件、1,261人の方に利用していただいております。

また、工芸教室の利用者は、一般の方向けに開設した牛乳パックを利用した小箱やはし置きの製作などの38の講座に442人、夏休みに開設しました段ボールを利用した動物の製作など7講座

に78人、合わせて45の講座に520人の利用があったところであります。

利用者のお住まいの地域ごとの内訳でございますけれども、一関市内が471人、平泉町内が47人、そのほかに県内が2人となっております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ありがとうございます。

当組合内の市民、町民の意識啓発ですね、リサイクルについての。そういったものについて、このリサイクルプラザが大きな影響を与えているというふうに思います。

平成15年からの稼働、このプラザ棟が稼働しているということで、比較的新しい施設と思うのですが、今後当面この活動を続けていくということになると思いますが、この施設自体、どのくらいの耐用年数というか、あとどのくらいの稼働、施設的にですね、見ているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） ただいまお答えしたように、リサイクルプラザは、リサイクル棟とプラザ棟と2つに分かれてございます。

議員のご質問については、主に資源廃棄物を分別するリサイクル棟のことを指してのご質問かというふうに受けとめましたので、その点についてお話をしたいというふうに思っております。

先ほども申しましたように、平成15年からの稼働ということでございますので、今現在は10年ちょっと過ぎたというところでございます。施設の内容そのものについては、機械的なものが多いでございますので、こういったものの更新と、あるいは修繕ということを考えれば、今後10年以上は十分に持つというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 10年以上は稼働できると、施設の延命化などもやっていけば、もっと利用できる施設だなというふうに感じました。

こういったリサイクルに対する教育施設になっているわけなのですが、新しい焼却施設と一緒に、またこういった内容のものをつくるという計画がございますが、こういう点については、同じような施設を運営していくということになるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 住民説明会等でいわゆる環境学習施設、あるいは研修機能を備えた施設ということ、そういうイメージと今やっている施設、プラザでの内容が同じかというような質問かと思っておりますけれども、狐禅寺地区の皆様提案している環境学習施設の内容については、内容を現在、細かく固めているわけではありませんので、全く同じということにはならないのかなと、そのような、これは私の考えでありますけれども、そのような認識であります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今現在、このリサイクル棟、リサイクル施設についての1人当たりの経費、リサイクル事業の全体の1人当たりの経費ということになると、どういうふうな積算ができるのでしょうか、お伺いします。

議長（武田ユキ子君） 千葉一関清掃センター所長。

一関清掃センター所長（千葉憲明君） ただいま、1人当たりというご質問でございましたけれども、これは管内住民を対象にしての1人当たりの費用というふうなことで解してお答えしますが、それでお話を申し上げます。

算出の方法というのはいろいろな手法があるようでございますけれども、いわゆる公債費とかそういったものを除いて、今現在、運転に係る費用というふうな形で申し上げていきますと、これは当然、搬入される場合、収集運搬もございますけれども、こういうふうなものを除くというふうな前提で申し上げます。そうしますと、1人当たりの経費ということで、うちのほうの一関清掃センター管内のリサイクルプラザということで申し上げますと、1,954円というふうな数字が出てまいるというふうな内容でございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今現在では1人当たりの経費、いろいろ省く部分もあるということですが、1,954円、新しい施設がどういうものがつくられるかわからないという状況なのですけれども、やはりリサイクル率向上のために資する施設になると思うのですね。

こういった状況の中で、交付金率が3分の1になるということなども紹介されていますが、交付金がいいからといって多額な建設費やランニングコストも、新しい施設というのはランニングコストが一般的に高額になるという情報もございますので、こういった部分を考えますと、市民の負担がふえていくという状況になっています。地方自治体の財源などもだんだん厳しくなるような状況の中で、新しい施設というものを、箱物というのは、やはり市民の命や暮らしを優先する、直結するものを優先したり、市民が急ぎ必要だと感じるものが優先されるべきだと思いますので、今のリサイクルプラザですね、長く利用できるように運営をお願いしたいと思いますが、この点について、新しい施設との絡みでどういうふうに受けとめているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 現在のリサイクルプラザ、リサイクル施設ですね、先ほど平成15年4月の稼働という、これも組合起債も充当されているわけですから、少なくとも、その起債の償還期間中は、やはり使うという前提で考えていきたいと、そのように思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、市民に二重の負担になるような施設運営にならないようにお願いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質疑を終わります。

尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 先ほどの菅野恒信議員の質疑に対して答弁漏れがありましたので、お答えをいたします。

介護相談員への相談事例のうち、関係機関への引き継ぎをした困難な事例と引き継ぎした事例について、対応結果を共有しているかというご質問でございました。

地域包括支援センター等に引き継ぎをした事例についてであります。介護相談員が対応した相談内容については、在宅サービスの利用方法や生活全般に関することが多く、また、家族関係や認知症に関することといった精神的サポートを必要とすることが多い状況にあります。

具体的な相談事例としては、ヘルパーによるサービスなど、在宅サービスを利用する際の具体的な手続などが5件、認知症の方に対する家族介護の方法や、介護を行う上での家族の精神的な負担の解消の仕方などが8件となっております。

なお、在宅サービスの利用方法や生活全般の相談については、居宅介護支援事業所のケアマネージャーへ情報提供し、具体的な申請手続等の支援について依頼することで利用者のサービス利用に結びつけております。

また、認知症の家族の方などからの相談については、地域包括支援センターや構成市町へその状況への対応を依頼するとともに、その相談結果について情報共有をしているところでございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、認第1号は、認定されました。

次に、認第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、認第2号は、認定されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第6、議案第13号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）及び日程第7、議案第14号、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第13号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般廃棄物処理施設等建設候補地調査事業費の追加及び平成27年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、1億604万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億1,863万5,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費9,276万5,000円、衛生費1,328万4,000円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、分担金及び負担金1,328万4,000円、財産収入12万7,000円、繰入金127万3,000円、繰越金9,136万5,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第14号、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、

提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、平成27年度保険給付費等の精算に伴う国県支出金等の返還金及び平成27年度決算剰余金の計上など、サービス勘定においては、平成27年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、4億651万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億8,044万3,000円といたしました。

また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は、127万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,805万1,000円といたしました。

まず、事業勘定について申し上げます。

4ページをお開き願います。

事業勘定の歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、基金積立金2億1,168万4,000円、諸支出金1億9,483万4,000円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、財産収入85万1,000円、繰越金4億787万円を増額し、支払基金交付金20万3,000円、繰入金200万円を減額いたしました。

次に、5ページとなりますが、サービス勘定の歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、諸支出金127万3,000円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、繰越金127万3,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、私からは、議案第13号、平成28度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の10ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、平成27年度決算で生じた純剰余金全額と、これに加えて財政調整基金から生じる利子及び介護保険特別会計サービス勘定の平成27年度決算で生じた歳計剰余金の繰入金を積み立てるものであります。

これにより、財政調整基金の平成28年度末残高は2億1,400万円ほどとなる見込みであります。

3款1項1目衛生総務費の一般廃棄物処理施設等建設候補地調査事業費につきましては、本年6月21日に一関市、平泉町及び当組合に対し、土地所有者8人から、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、余熱活用施設などの建設候補地の選定について要望書が、一関市議会に対して請願書が提出され、8月30日に一関市議会において請願が採択されたところであり、当組合としては、これらの要望地が一般廃棄物処理施設の建設候補地として適しているかどうか、これを調査するため、地質調査及び地形測量を実施するものであります。

なお、この要望地のほど近くに一関市が所有する山林がありますことから、この際、この山林が最終処分場の候補地としての可能性があるかどうか、基礎的な地形調査を実施するものであります。

なお、調査に係る財源は、構成市町の分担金であります。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、8ページをお開き願います。

1款1項分担金から9ページの7款1項繰越金につきましては、ただいま説明いたしました歳出に係るものであります。

次に、議案第14号、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

まず、事業勘定の歳出についてであります。予算書の14ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス費の財源振替につきましては、平成27年度保険給付費の精算により生じた社会保険診療報酬支払基金への返還金相当額を平成28年度事業費に充当するものであります。

3款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、平成27年度保険給付費の精算により生じた保険料と、これに加えて介護給付費準備基金積立金から生じる利子、これを積み立てるものであります。

これにより、介護給付費準備基金の平成28年度末残高は、5億9,100万円ほどとなる見込みであります。

6款1項1目諸支出金の過年度介護保険料還付金につきましては、納付済みの保険料について、納付義務者の死亡により、相続人から還付口座の通知をお願いしておりましたが、その回答が年度内に届かなかったことなどにより還付できなかった保険料分を計上するものであります。

次の介護給付費負担金等精算返還金、15ページの地域支援事業交付金等精算返還金及び保険給付保険料軽減強化分担金精算返還金につきましては、平成27年度保険給付費等の精算により生じた国県支出金、支払基金交付金及び構成市町分担金を返還するものであります。

次の事務費分担金精算返還金につきましては、平成27年度事務費の精算により生じた構成市町分担金を返還するものであります。

なお、事務費分担金精算返還金のうち、マイナンバー制度の運用準備に係る返還金は8,680万円ほどであります。これは、平成27年度当初予算編成時において、システム改修等の仕様が国から示されませんでしたことから、国が示した自治体の規模による概算事業費を目安として予算計上したことによるものであります。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、12ページをお開き願います。

5款1項支払基金交付金及び7款1項財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

8款1項介護給付費準備基金繰入金につきましては、当初予算で歳出に計上しておりました過年度介護保険料還付金分の財源を減額するものであります。

13ページとなりますが、9款1項繰越金につきましては、平成27年度決算による純剰余金であります。

次に、サービス勘定の歳出について申し上げます。

18ページをお開き願います。

2款1項1目一般会計繰出金につきましては、平成27年度決算による純剰余金分を一般会計に繰り出しするものであります。

歳入については、3款1項繰越金につきましては、平成27年度決算による純剰余金を計上するものであります。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、時間の制限は設けませんが、質疑回数は3回以内としますので、ご留意願います。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 大分時間が経過していますので、要領よくいきたいと思います。

私は10ページ、議案第13号に係る10ページ、3款1項1目、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設候補地測量調査等委託料1,328万4,000円の関係について説明をいただきたい。

午前中からの質疑、一般質問その他で、この予算は候補地としての適否判断のための調査だと、こういう言い方をしているのですが、これは行政としての定石とはかなり異なる手法だということを冒頭申し上げたいと思います。

そういう前提で3点説明をいただきたいのですが、1つは、そういう諸調査をするに当たって、県の産業廃棄物の関係でもる述べましたように、まず基本計画基本構想に当たるものができていて、選考委員会等が設置されていて動き出すのが定石なはずなのですね。こういうものは一体、この事業についてはどういう段階にあるのか説明をいただきたい。

2つ目は、選考基準はどういうような形で設定をし、具体的なスケジュール、どういうふうな形で進もうとしているのか改めて説明をいただきたいと思います。

3つ目としては、これも午前中から言っているのですけれども、立地回避区域に非該当の扱いはどのように検討された結果なのか、これについても、あわせて紹介をいただきたいと思います。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） それでは、菊地善孝議員の質疑にお答えをいたします。

まず、整備基本構想についてであります。一般廃棄物処理施設基本構想、これについては、本年3月議会において当初予算を議決いただきましたことから、今年度策定するものであります。

この構想は、現在、新施設の建設場所は未定、決定しておりませんが、一般廃棄物を処理する規模や処理方法等について、建設場所とは別に検討を進める必要があると判断し、現在その策定を進めているところであります。

次に、建設候補地についてですけれども、施設の周辺環境に対する安全性について、建設省選定後に専門家で構成されております岩手県環境評価技術審査会の指示のもと、環境アセスメント調査を実施することとなりますので、調査する項目とその内容については事前に、調査結果については調査後にそれぞれ専門的見地から意見をいただくことになるものと考えております。

それから、午前中の質問ではありましたが、立地回避区域についてでございますけれども、立地回避区域とは、各種法規制の対象となっている区域のことと考えております。これは大きく分けて、自然環境保全に関する規制区域、土地利用計画に関する規制区域、防災に関する規制区域、文化財に関する規制区域等となっているところでございます。

今回、建設候補地として選定要望があった土地については、これらの各種法規制の対象区域に該当するかどうか確認作業を行いましたけれども、現時点では立地について規制されている区域とはなっていないと、そのようにとらえているところであります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 基本構想、あるいは基本計画に当たる部分については、予算化しているけれども、まだ仕上がっていないということの答弁なのだろうと思いますけれども、仕上がって我々に配付される時期を紹介いただきたいと思います。

次は2つ目、環境アセスメントの関係は環境アセスメントにして、選考委員会は設置しないでこのまま進むということなのですか、選考委員会。その分について改めて紹介をいただきたいと思います。

3つ目の立地回避区域云々の問題ですけれども、これは、さまざまな環境その他での法規制だけではなくて、既に契約行為に近い形での約束等々があるわけだから、当然その対象になるはずなのですね。

今回、要望を当局に対して出された団体というのは、覚書の当事者ではないですよ。したがって、覚書の当事者ではないということは、覚書と異なるものを新たに約束をする、契約をする、そういう団体にはなり得ないですよ、これは。したがって、そこと、覚書のあるもとで立地回避区域に該当もしないし、この後、説明もしないで進んだらどういうことになるかということですよ、いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） まず、選考委員会というのは、建設候補地の選考委員会という意味かと思っていますけれども、これについて、現段階で私のところでその設置をするかどうかについて、今後検討をしていきたいということで考えております。

それから、覚書の存在が立地回避区域に該当するかどうかということについては、法規制の、権利を示すような例からすれば法規制の対象区域ではないというような認識であります。覚書が現に存在しますので、そういったものが法解釈の上で、立地回避区域というような認識でとらえるべきかどうかについては、私も専門家の意見を10月に聞く予定にしておりましたので、それらをもって判断をしていきたいと、そのように考えております。

基本構想については、2月末に業者から納品というか、納期はそうなっておりましたので、その中身を見させていただきまして、もちろん、そのまま、こういう結果が出ましたということは、タイミングというか、3月ですから議会が開会されていると思いますので、議会の日程を見ながら時間をとって議員の皆様方に、あるいは広域行政組合の議員の皆様方に報告をしたいなと、そのように考えております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 1番目の問題はお聞きしました。

2つ目なのですけれども、そうすると、選考委員会を設置しないで140億円から160億円という計画を進めるということになるのでしょうか。私は常識的には考えられないことだと思いますね。

大体、今、1トン当たりの可燃物処理というのは、どういう炉を設置するかにもよるのだけれども、7,000万円から7,000万円ちょっとではないですか、トン当たり、大体。私どもが大東清掃センターその他で言っていたあたりは大体5,000万円ぐらいだったのですね。それよりも大分上がっていますから、今、7,000万円ちょっとぐらい、120トンであれば単純計算して84億円ですよ。それよりも60億円から80億円近いボリュームの事業をする施設をつくっていききたいということなのでしょう。これについて、内部の関係で決裁という形だけでやっていいのでしょうかね。

私は、当然のことながら、それらも含めて選考していく、候補地を決定するという意味だけではなくて、その事業でいいのかどうか、外部の意見を、当然環境アセスメントにとどまらず入れ

るべきであると、こう思うのですね。

今、基礎的自治体では、公共施設の再編計画というのを国の指導の中で、特に平成の大合併をした自治体の中で、必要だという指導のもとで今計画をつくっていますよね。そういう時期にこれだけの事業を新たにやってしまうと。どうしてもつくらなければならない焼却施設の部分について、仮に120トン进行处理しても90億円弱でできるものをこれだけ膨らますということのそのことの適否について、これは当局内の積み上げと、それを受けて当該の議会等々での決定だけで済むと私は思わない。

やはり、もう一度くどく言いますけれども、環境アセスメントにとどまらない選考委員会というのは、当然これからでも設置をしてやっていくべきだと思いますけれども、この部分については勝部管理者のほうから考え方ですね、開陳いただけないでしょうか。

それから、3つ目の問題なのですけれども、私が言っているのは、こういうところをちょっと力説したいのです。午前中の議論の中でも、訴訟云々ということは何回も言われた議員の方がいらしたけれども、今の当事者というのは形式上は対策協議会ですよね。そして、一方が広域行政組合なわけですよ。その管理者の、この関係での広い意味での契約になっているわけですよ、約束になっているわけです。

それで、今出された要望というのは、その構成員であるかもしれないけれども、その組織そのものではないですよね。したがって、約束事項を変更する権限はないのですよね。わかるでしょう。さまざまな運動が地元にあるのだけれども、その人たちもその構成員ではあるけれども、この対策協議会なるものの代替にはなり得ないですよね、今のままでは。

したがって、厳密の法律を適用するのであれば、訴訟をするということであるとちょっと工夫が必要なのですね、と思います、私は。工夫が必要なのです。そのままではならないです、当事者には。

そういう状況の中で、要望書が出てきたということで、実質今ある約束事項、契約事項を変更することに足を踏み入れてしまったら、その部分はどういうふうに説明するかということなのですね。もうめちゃくちゃになるのではないですか、法律的には。

以上です。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私のほうからは、その有識者から幅広くご意見を聞くべきではないかということでございます。

環境アセスメントについては事務局長から答弁したとおりでございます。その環境アセスメントという段階にとどまらず、広く外部の有識者から意見を聞くということは、私も必要性があると思っております。ですから、今後その点は検討してまいりたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） 次に、12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） 私からは、予算書の10ページ、3款1項1目衛生総務費のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設候補地測量調査等委託料について、3点お聞きいたします。

まず、1,328万4,000円予算計上されておりますが、委託料に伴う調査項目の内容についてお伺いいたします。

2点目は、新たな施設の建設場所については、年度内に判断するとしていますが、住民の理解を得るための説明は調査結果を踏まえて行うのかどうか、また、どういう形で行うのかどうか、その辺の手順についてお伺いいたします。

3点目は、管理者はこれまで、新しい施設の建設については、住民の皆様方にご理解をいただいたとの最終的な判断については、さまざまな状況を総合的に見極めて行うと述べてきましたが、調査する建設候補地について、適地であるか否かの判断基準はどのように考えているかお伺いたします。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） 小野寺道雄議員の質疑にお答えをいたします。

まず、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等建設候補地の測量調査等についてでございますけれども、今回計上している項目については、地質が適しているかどうかの確認をするための地質調査と平場の有効面積が確保できるのかどうかを確認するための測量調査の2つであります。

地質調査の内容は、地表から到達点までの土壌を丸ごとパイプに円筒状に取り込み、地質断面を調査する機械ボーリング調査5カ所、そしてボーリングした立坑を利用し、専用のドライブハンマーを一定の高さから落下させて地盤の強さなどを調べる貫入試験50回分であります。

測量調査の内容は、基準点測量35点と地形測量で専門業者に委託して行うものであります。

また、予算計上はしておりませんが、このほかに水道水、あるいはアクセス道路、農用地利用計画の変更、中山間地域等直接支払制度の影響、共有地抵当権など土地についての権利関係、これらについては組合と一関市が協力して確認を行う予定であります。

また、この要望地のほど近くに一関市が所有する山林がございます。この一関市の土地が最終処分場の建設地として可能性があるかどうか、基礎的な地形測量、データを得るために基準点測量30点と地形測量を予定しているところであります。

次に、今回の調査の住民への周知についてであります。調査する内容や時期などは、要望者及び調査地の周辺住民の皆様に対する事前説明を速やかに行いたいと考えているところであります。

なお、調査には約3カ月程度を要するものと見込んでいるところであり、調査結果のお知らせについても、事前説明と同様に時期をとらえて、要望された方々及び調査地の周辺住民の皆様へ説明をしてまいりたいと考えております。

次に、想定される大まかな事業費と建設候補地の選定の関係についてであります。本年5月に真滝2区から真滝6区の皆様を対象として開催した一般廃棄物処理施設等の建設に向けた住民説明会等において、想定される大まかな事業費として、総額で140億円から160億円程度を要すると説明しております。

その内訳であります。エネルギー回収型一般廃棄物処理施設が85億円から90億円程度、余熱活用施設、環境学習施設が10億円から12億円程度。すみません、判断基準についてのご質問だったかと思います。

これらについては、我々が調査した、できる内容の判断基準というのは、例えば地質調査であれば、建物が建てられる堅さなのかどうかというような、数字であらわれる部分についてはそのとおりだと思いますけれども、それ以外の部分について、午前中、管理者も申し上げている、総合的に判断する部分があると思いますので、そこらあたりについては、なかなか私から申し上げるのは難しいのかなと、そのようにとらえております。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） これは、管理者の判断基準については管理者の答弁の内容かと思っております。

で、その辺、3点目について管理者のほうから答弁をお願いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 現時点においては、管理者としての責任のもとで総合的に判断をさせていただくということで、具体的に今、申し上げる段階にあるかどうかは、ちょっと私もよくそのところがわかっておりません。そこらの見極めというものもこれからしっかり定めていかないとだめだなという、そういう認識ではあります。

議長（武田ユキ子君） 12番、小野寺道雄君。

12 番（小野寺道雄君） それでは、2回目の質疑に入ります。

まず、1点目の関係ですけれども、調査項目には最終処分場用地の調査も行うとされておりますが、市議会に提出された請願では、仮設焼却炉の建設は望んでいないようではありますが、仮設焼却炉の施設については調査対象になっているのかどうかということ、それから、平成28年度当初で予算化されている一般廃棄物処理施設の整備基本構想については、2月末に成果品が出るとただいま答弁がありましたけれども、最終処分場の整備基本構想の提出期限はいつごろになっているのか。それから、今回行おうとするそれぞれの調査の成果品の提出時期はいつごろになっているかをまずお伺いしますし、次に、2点目のことについてですね、手順についてでございますが、住民説明の手順について再度お伺いしますが、3月議会の私の質疑に対して、新たな廃棄物処理施設の建設場所については、整備基本構想の策定を通じ、地元と協議しながら理解していただくこととしておりますが、その辺について、現在策定作業中かと思いますが、現在どのようになっているのかお伺いいたします。

それから、これも3月議会での話なのですけれども、組合が負担する事業費は163億円ほどとなると試算しているというふうな話があったわけですが、この事業費にはエネルギー回収型廃棄物処理施設、最終処分場のほか、し尿処理施設及びリサイクルプラザの整備、現清掃センターの解体費を合わせて試算したと答弁がありましたが、これは新しい施設を現在地及び周辺地域を想定して試算した事業費であるのかどうか確認したいと思います。

それから、新聞報道によりますと、8月23日の真滝7区の住民説明会では、現施設周辺を建設候補地とする可能性については現実的に難しいと判断したとありますが、その判断した時期はいつごろであったのかお伺いします。

それから、狐禅寺地区で住民説明会を行った平成26年の3月当初から、現在地周辺では難しいという判断から新たな建設場所は未定としてきたのかどうかについてお伺いいたします。

それから、新たな建設場所を年度内に判断するとした段階では、新たな建設場所の候補地調査を行う予定であったのかどうかについてお伺いいたします。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 小野寺道雄議員に申し上げます。

これが3回目の質疑となりますので、残りの質疑があれば続けていただいて結構です。

12 番（小野寺道雄君） 先ほどの住民説明会ですけれども、いずれ調査結果を踏まえてというふうな答弁があったように思いますけれども、いずれ、調査の過程ではそういったことを行う予定があるのかどうか、あくまでも調査の結果を踏まえての住民説明会なのかどうか。

そうしますと、住民の理解をいただくためには、構想や調査の結果などの説明の時間が十分とれないのではないかと。その辺については、年度内の判断については柔軟に対応する必要性があると思いますが、その辺はどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 金野事務局長。

事務局長（金野富雄君） お答えが重複するかもしれませんが、数項目ありましたので漏れる場合もあるかと思いますが、その場合はご指摘をいただきたいと思います。

まず、現施設では建てかえは難しいのではないかという判断ということでしたけれども、これは真滝7区の説明会をしたときに、真滝7区の方から、現施設には建てることはできないのかということでご質問をいただいたときに、私がそれに対して回答したものであります。

理論上は現施設では一定の面積は確保できますので、壊して新しいものを建てるということは可能だけでも、今の施設を動かしながら新しい施設を建てるとなると狭いので、それは現実的に難しいというようなお答えをしたのでありまして、これが組合としての正式決定かといえ、そうではないと。可能性があるかどうかということでは難しいということでお答えをしたものであります。

それから、今回調査する要望があった場所に仮設焼却施設を考えるのかということですが、これは現時点では想定はしていないということでありまして。

それから、予算ですけれども、小野寺議員から163億円というような、3月議会でということで、それは、し尿処理施設も入ったということで、今回、140億円から160億円となっていますけれども、それはし尿処理は入っていませんので、逆に道路整備とかそういったものが入っております。数字の上では見ておりますけれども、160億円にし尿処理施設等は入ってはおりません。

それから、説明ですけれども、いずれ調査結果が出た時点でできるだけ早く住民の皆さんにお知らせをしていくと、結果は結果としてお知らせしていくことは大事だろうと、そのように考えております。

それから、基本構想の成果品の納期でありますけれども、委託業者との契約では3月14日となっております。

以上であります。

（不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 一番最後にご質問いただきました、今回の調査結果を踏まえれば、年度内の決定というのは難しいのではないかというふうなご質問をいただきました。

そういうふうなことも想定されますが、やはりいずれ年度内に決定をしていくというふうな判断をしていくというふうなことを目指してやってまいりたいというふうに考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 議案第13号の10ページ、同じく3款1項1目の一般廃棄物処理施設等建設候補地調査の費用について伺います。

1つは、最終処分地の調査にも含まれるということの説明でした。

実は、私が最終処分場の建設地はどこなのかということについて初めて聞きましたのは、市議会の教育民生常任委員会で8名の藤ノ沢地区の地権者から請願が出されて、そこで市議会の教育民生常任委員会では、その代表の方を参考人として招致をして趣旨をお尋ねをいたしました。そのときに私はいろいろと質問をいたしましたけれども、あくまでも8名の地権者の方々の提供する土地というのは、市がずっと言ってきた、いわゆる3点セット、最終処分場も含めてですね。これは入るのか入らないのかということをお尋ねしました。代表の方は入りませんと、あくまでも一般廃棄物の施設のための土地提供ですということを聞きました。

そのときに、そこに来られた代表の方は、最終処分場につきましては北上川縁にある市有地があるのだと、そこに松の木とか何かいっぱいあって、あそこがいいのではないかというようなことで、地元では話になっていると。それは地元の話ですから、憶測や推測があったと思うので、確かなものだと思って聞いたわけではありませんでした。

次に、教育民生常任委員会として藤ノ沢地区のいわゆる8名の方々が提供するという土地、その現地調査を行いました。そこに来た説明をする方、8名の中のおひとりでしたけれども、立ち話の中で、この間、あなたたちの代表の方が参考人で見えられたときに、最終処分地というのは北上川縁のところだというふうに言っているのだが、そのことは何か聞いたことはありますかと私が聞いたら、指をさして、あそこは舞川、その下に北上川が流れている、そのところなのだよとその方も私に説明をしておりました。いずれもこれは8名の地権者の方々の推測なりうわさなりという受けとめ方でありました。

ところが、ついこの間、この広域行政組合の本議会が開かれるに当たって議案説明がありました。そのときに、金野事務局長から、今の建設候補地の調査委託費1,328万4,000円の中に最終処分場というのがこの調査対象として入るということを聞いたのは、私は公式に市なり、あるいは広域行政組合当局の初めての公式の説明で、これだったのかというふうに思ったのですね。一番最初に聞いたのは、8名の請願者たちの話、推測ともいえるような話、それが一気に、この間でですね、今議会が開かれるに当たってそういう説明になったと。したがって、広域行政組合の当局は最終処分場の候補地、その適地かどうか調査するのについての最終的にそうしようと決めたのはどこだったのでしょうか。あるいは、市議会なりというようなところでこれまで説明があったのでしょうか。お答えください。

議長（武田ユキ子君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 6月に一般廃棄物の処理施設について住民の方々から要請が出てきたわけでございます。そういうふうなことで、かねがね我々が考えてございましたのは、最終処分場は一般廃棄物処理施設の近辺というようなことをかねてから申し上げてきたところでございますが、ご案内のように、要望を受けた近くに市の山林がございますので、そこがいわゆる最終処分場として適地であるかどうか調査してみる必要があるなというふうなところで、今回、調査地として調査をするというふうなことにしたわけでございます。

いつそういうふうなことを決めたのかといいますと、この要望を受けた後でございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） もう一つ、別な観点からお尋ねしたいと思います。

広域行政組合の議会での答弁、あるいは何回かの住民説明会の中で一貫して説明しているのは2つあったと思います。大きな柱ですね、それは繰り返し述べておりますが、覚書はほごもしない、破棄もしない、重いものと受けとめていると、これが1つですね。もう一つは、しかし、新しい施設の提案である、プラス、地域振興に役立つものである。だから、重きを持って受けとめはいるけれども、丁寧にあきらめずに住民に説明して了解を得ていきたいと、この2つが並行に説明の柱になっていたと思います。

私はそのときに、きょうの議会のやりとりの中でもはっきりしたのは、覚書というのは契約であるという認識です。そうすると、2つの説明の柱というのはどちらが優先されるべきかといいますと、第1番目の覚書イコール契約、これが一番の土台になる、コンクリートになるのだと。もう一つの並行されている、しかし、新しい施設の提案で振興策だからというのは、その土台が

合意されて理解されて2つ目の振興策なり、あるいは新しい提案ということについては住民に対する説得力が出てくるものだと思うのですね。

これが間違っていて、1つ目のものと2つ目のものが同時に並行にあって、かつそれは交わらない、こういう状況に今、立ち入っているのではないかと思います。

そこで、そうしますと、当局におかれましては、その2つというのは並行ではありませんよ、契約が一番の土台だと、この契約、これが理解されなければ2つ目の新しい提案というものは、これは受け入れられないということにならざるを得ないと思うのですね。

かつ、もう一つあります。勝部管理者はたびたび答弁しています。今年度いっぱい決めなければいけないというふうに述べていました。今年度というのは、あと数カ月しかないのです。この中で、その2つの平行線をいいながら、しかも、1つの覚書が契約であり、コンクリートだと、最優先だということになったときに、この数カ月で本当に判断するという見通しがおありでしょうか。率直な答弁を求めたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） この1年間という期限を付して答弁した段階からずっと私は、それが私の今の基本的な考え方であるというふうに認識しておりまして、そう簡単にそれを変更するようなつもりはございません。

議 長（武田ユキ子君） 質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

まず、議案第13号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（武田ユキ子君） 起立多数。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議 長（武田ユキ子君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議 長（武田ユキ子君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第32回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平成27年度決算並びに平成28年度補正予算議案につきまして、慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

私は、決算は組合運営に対する評価が問われるものであって、大変重要なものであると認識し

ております。

平成27年度においては、組合が所掌しております一般廃棄物処理並びに介護保険などの共同処理事務について、構成市町と連携しながら、一般廃棄物処理では、通常業務に加えて東京電力福島第一原子力発電所事故に起因して発生した放射性物質に汚染された牧草の焼却処理を引き続き行い、介護保険では、高齢化に伴い増加している要介護者の適切で円滑な認定及び保険給付等により、介護サービスの推進を行ってきたところでございます。

本日、ここにその取り組みの成果である決算につきまして、議会の承認をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で議員各位からちょうだいいたしました一般廃棄物処理並びに介護保険制度に対する貴重なご意見、ご提言につきましては、これをしっかりと受けとめ、今後の組合運営に生かしてまいりたいと思います。

議員各位には、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げまして、第32回定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 第32回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、平成27年度一般会計及び介護保険特別会計決算など4件の議案について、終止活発な審議をいただき、すべて議決決定を見るに至りました。

これもひとえに、議員各位の協力と管理者を初め職員皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するものであります。厚く御礼申し上げます。

また、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて、直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただき、当局からは明確な答弁、方針をお聞きすることができ、広域行政組合の目的がしっかり果たされていることを確信した次第であります。

当行政組合は、衛生事業、介護保険事業を通じて市民福祉の増進に努めていただいているところでありますが、これらに加え、福島第一原子力発電所の事故によってもたらされた放射能汚染牧草の焼却処分を初め住民、地域の皆様のご理解をいただき、対応しているところであります。また、東京電力株式会社への損害賠償についても、引き続き行っていかなければなりません。

当行政組合の業務は、住民生活に密着しているからこそ、当局とともに我々議員も説明責任を果たしていくことが必要であり、そのための不断の努力が極めて肝要であることを改めて痛感する次第であります。

結びに、当行政組合の事業への市民、町民の皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今議会の運営にご尽力賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、あいさつといたします。

議長（武田ユキ子君） 以上をもって、第32回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後5時54分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 岡 田 もとみ

一関地区広域行政組合議会議員 佐 藤 雅 子